

退職手当及び税金等について

東京高等裁判所事務局人事課
給与第一係 設 楽 政 代

配布した資料等

1 退職手当額試算ワークシート

2 参考資料

- 資料1 退職手当支給率早見表(抜粋)
- 資料2 退職手当の調整月額区分表
- 資料3 復興特別所得税の源泉徴収のあらまし
- 資料4 退職手当に係る源泉徴収すべき所得税
及び復興特別所得税額の速算表

3 スライドを印刷したもの

説明の順序

1 退職手当額の計算方法

2 税金について

- (1) 退職手当自体にかかる税金
- (2) 給与所得にかかる住民税

3 早期退職募集制度について

1 退職手当額の計算方法

$$\text{退職手当額} = \text{①基本額} + \text{②調整額}$$

①基本額とは

$$\text{基本額} = \text{退職日俸給月額} \times \text{支給率}$$

- 退職日俸給月額
○「俸給の調整額」を含む

- 支給率
勤続期間と退職事由による
(資料1参照)

②調整額とは

在職期間中の各月ごとに、職務の級に対応する調整月額が定まる。

(資料2参照)

↓
このうち、調整月額の金額の多い方から
60月分(5年分)を合計した額が調整額と
なる。

1 退職手当額の計算方法

退職手当額 = ①基本額 + ②調整額

2 税金について

(1) 退職手当自体にかかる税金

- ① 所得税, 復興特別所得税
- ② 住民税
 - ・ 市区町村民税
 - ・ 都道府県民税

→いずれも、「課税退職所得金額」を基に税額が計算される。

● 課税退職所得金額の算出

課税退職所得金額 =
(退職手当額 - 退職所得控除額) × 1/2

- 退職所得控除額
勤続年数に応じて控除額が定まる
(資料4の別紙参照)

① 所得税, 復興特別所得税

$$\frac{\text{課税退職所得金額} \times \text{税率} - \text{控除額}}{\times 102.1\%}$$

(税率及び控除額は, 資料4参照)

10

② 住民税

市区町村民税

$$\text{課税退職所得金額} \times 6\%$$

都道府県民税

$$\text{課税退職所得金額} \times 4\%$$

(資料4参照)

11

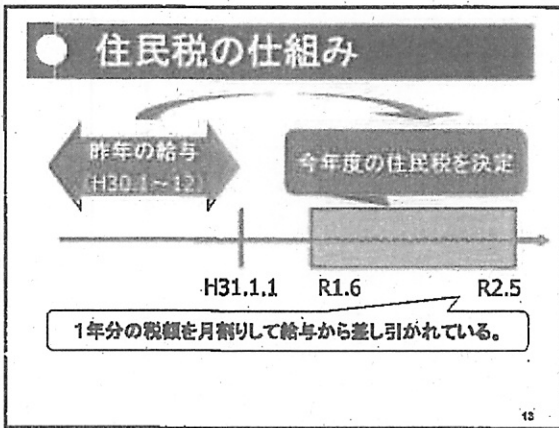
(2) 給与所得にかかる住民税

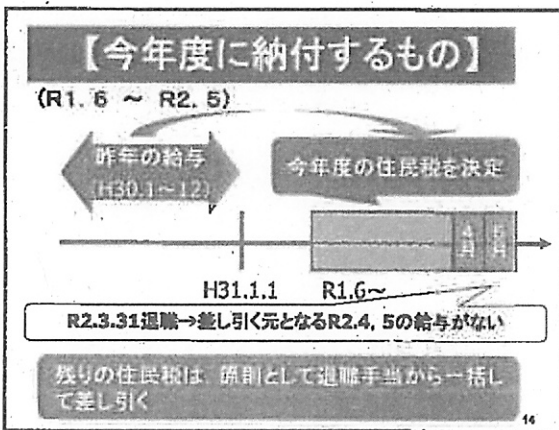
前年の給与所得を基準に,
翌年に課税される。

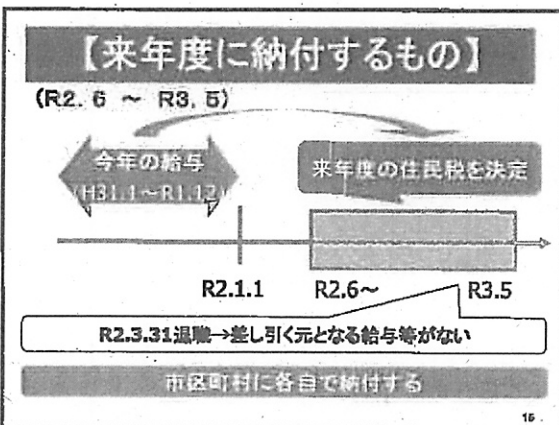


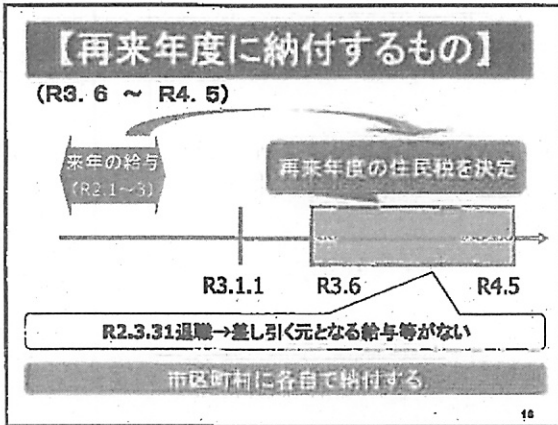
退職後も在職時と同程度の
住民税を負担することとなる。

12



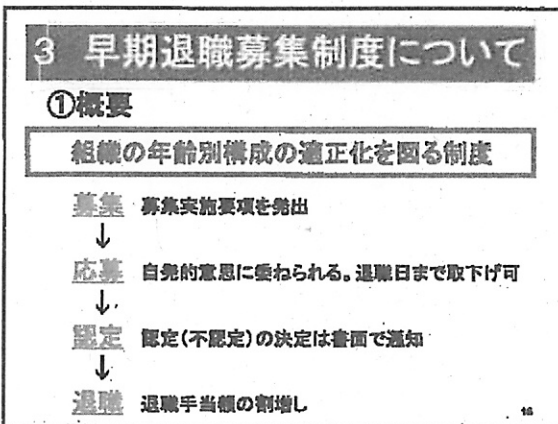






住民税まとめ

給与	課税(納付期間と方法)
H30.1~H30.12	R1.6~R2.3 毎月の給与から徴収 R2.4~R2.5 退職手当から徴収
H31.1~R1.12	R2.6~R3.5 各自で市区町村に納付
R2.1~R2.3	R3.6~R4.5 各自で市区町村に納付



②退職手当額の計算方法

退職手当額 = ①基本額 + ②調整額

基本額 = 退職日俸給月額 × 支給率

● 支給率

定年退職と同等

19

基本額 = 退職日俸給月額 × 支給率

● 退職日俸給月額

定年前早期退職特例措置による加算

【原則】定年と退職日における年齢との差に相当する年数1年につき3%加算

(例外) ◇ 上記年数が1年の場合 2%加算

◇ 次の場合は要件を充足せず、加算なし

- ・ 退職日が、定年に達する日から6月前の日の翌日以降となる場合
- ・ 勤続期間が20年に満たない場合
- ・ 年齢が定年から15年を減じた年齢に満たない場合

20

ご清聴ありがとうございました

退職手当等についてのご質問は、各所属の担当係までお問い合わせください。

東京高線 人事課給与第一係

東京地線 人事課給与第一係

東京東線 人事課給与係

参照HP: 人事院ホームページ > 定年後の生活設計(生涯設計総合情報提供システム) > 定年後の収入と支出 > 退職手当制度

URL: <http://www.jinji.go.jp/shougai-so-go-joho/index.html>

21

(資料1)

退職手当支給率早見表(抜粋)

勤続期間	・定年 ・早期退職募集制度による 応募認定退職	・自己都合
20年未満は省略		
20	24.586875	19.6695
21	26.260875	21.3435
22	27.934875	23.0175
23	29.608875	24.6915
24	31.282875	26.3655
25	33.27075	28.0395
26	34.77735	29.3787
27	36.28395	30.7179
28	37.79055	32.0571
29	39.29715	33.3963
30	40.80375	34.7355
31	42.31035	35.7399
32	43.81695	36.7443
33	45.32355	37.7487
34	46.83015	38.7531
35	47.709	39.7575
36	47.709	40.7619
37	47.709	41.7663
38	47.709	42.7707
39	47.709	43.7751
40	47.709	44.7795
41	47.709	45.7839
42	47.709	46.7883
43	47.709	47.709
44	47.709	47.709
45	47.709	47.709

退職手当の調整月額区分表

職員の 区分	調整額 (月額)	行(一)	行(二)	
		級	級	適用範囲
1	95,400円			
2	78,750円			
3	70,400円	10級		
4	65,000円	9級		
5	59,550円	8級		
6	54,150円	7級		
7	43,350円	6級		
8	32,500円	5級	5級	3人以上(一定の場合には2人以上)の職種の 長を直接指揮監督する者
9	27,100円	4級	5級	第8号区分である者を除く。
10	21,700円	3級	4級	
			3級	一定の要件を満たす者
11	0	2級 1級	3級	第10号区分である者を除く。
			2級	
			1級	

復興特別所得税の源泉徴収のあらまし (平成25年1月以降の源泉徴収)

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

(注) 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

1 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

実際には、次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

(注) 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収については次の2により行います。

【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】

$$\text{支払金額等} \times \text{合計税率}(\%)^{(※)} = \text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額}^{(注)}$$

(注) 算出した所得税及び復興特別所得税の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※1 合計税率の計算式

$$\text{合計税率}(\%) = \text{所得税率}(\%) \times 102.1\%$$

※2 所得税率に応じた合計税率の例

所得税率(%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率(%) (所得税率(%)×102.1%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

※3 具体的事例：報酬・料金として888,888円を支払った場合(所得税率10%の場合)

$$\begin{array}{rclclcl} 888,888 \text{ 円} & \times & 10.21\% & = & 90,755.4648 \text{ 円} & (1 \text{ 円未満切捨て}) & \Rightarrow & 90,755 \text{ 円} \\ (\text{支払金額}) & & (\text{合計税率}) & & (\text{算出税額}) & & & (\text{源泉徴収税額}) \end{array}$$

2 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

給与等については、平成25年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

(注) 平成25年分以後の源泉徴収税額表は、国税庁ホームページに掲載しています(税務署からも年末調整を行う時期に配布する予定です。)

3 年末調整

給与等から源泉徴収する税額は、所得税と復興特別所得税の合計額となっておりますので、年末調整も所得税と復興特別所得税の合計額で行います。

退職所得に係る源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税額の速算表(平成31(2019年)年分)

課税退職所得金額(A) (注)1,2		税率(B)	控除額(C)	税額 = ((A) × (B) - (C)) × 102.1% (注)3	
	1,950,000 円以下	5%	—	(A) × 5%	× 102.1%
1,950,000 円超	3,300,000 円以下	10%	97,500 円	(A) × 10% - 97,500 円	× 102.1%
3,300,000 円超	6,950,000 円以下	20%	427,500 円	(A) × 20% - 427,500 円	× 102.1%
6,950,000 円超	9,000,000 円以下	23%	636,000 円	(A) × 23% - 636,000 円	× 102.1%
9,000,000 円超	18,000,000 円以下	33%	1,536,000 円	(A) × 33% - 1,536,000 円	× 102.1%
18,000,000 円超	40,000,000 円以下	40%	2,796,000 円	(A) × 40% - 2,796,000 円	× 102.1%
40,000,000 円超		45%	4,796,000 円	(A) × 45% - 4,796,000 円	× 102.1%

(注)

1 課税退職所得金額(A) = (退職手当等の金額 - 退職所得控除額(別紙参照)) × 1/2(所得税法第30条第2項)※

※所得税法上の勤続年数が5年以下である場合は、2分の1しない(特定役員退職手当等)。

→課税退職所得金額(A) = (退職手当等の金額 - 退職所得控除額)

2 課税退職所得金額に、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる(所得税法第201条)。

3 所得税と復興特別所得税を併せて源泉徴収する際の税額の端数処理については、計算の途中では端数処理を行わず、最後に1円未満の端数を切り捨てる(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第31条)。

退職手当に係る地方税特別徴収税額の速算表(平成25年1月1日適用)

課税退職所得金額(A) (注)4	税率(b)	税率(c)	地方税特別徴収額合計
	道府県民税 (都民税)	市町村民税 (特別区民税)	
一律	4%	6%	$(A) \times (b) + (A) \times (c)$ (注)5 (注)5

(注)

4 課税退職所得金額(A)は、所得税と同様の方法((注)1,2参照)で算出する(地方税法第50条の3第2項、第328条の2第2項)。

5 算出した道府県民税(都民税)額及び市町村民税(特別区民税)額に100円未満の端数がある場合は、その端数をそれぞれ切り捨てる。両税を合算した上で切り捨てないように注意する。

別紙

源泉徴収のための退職所得控除額の表
(所得税法別表第六)

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
	千円	千円		千円	千円
2年以下	800	1,800	24年	10,800	11,800
			25年	11,500	12,500
			26年	12,200	13,200
3年	1,200	2,200	27年	12,900	13,900
4年	1,600	2,600	28年	13,600	14,600
5年	2,000	3,000	29年	14,300	15,300
6年	2,400	3,400	30年	15,000	16,000
7年	2,800	3,800	31年	15,700	16,700
8年	3,200	4,200	32年	16,400	17,400
9年	3,600	4,600	33年	17,100	18,100
10年	4,000	5,000	34年	17,800	18,800
11年	4,400	5,400	35年	18,500	19,500
12年	4,800	5,800	36年	19,200	20,200
13年	5,200	6,200	37年	19,900	20,900
14年	5,600	6,600	38年	20,600	21,600
15年	6,000	7,000	39年	21,300	22,300
16年	6,400	7,400	40年	22,000	23,000
17年	6,800	7,800			
18年	7,200	8,200	41年以上	22,000千円に、	23,000千円に、
19年	7,600	8,600		勤続年数が40年	勤続年数が40年
20年	8,000	9,000		を超える1年ごと	を超える1年ごと
				に700千円を加算	に700千円を加算
21年	8,700	9,700		した金額	した金額
22年	9,400	10,400			
23年	10,100	11,100			

※ 「勤続年数」とは、退職手当等の支払いを受ける人が、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間により計算した一定の年数をいう(所得税法施行令第69条)。

※ 勤続年数に1年未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

退職手当額試算ワークシート

※現在の法令及び俸給月額等を基にした試算額です。

※退職手当の計算については、人事院ホームページ内の『国家公務員 生涯設計総合情報提供システム』
(<http://www.jinji.go.jp/shougai-so-go-joho/index.html>)を参照してください。

※ご不明な点は、所属の退職手当事務担当者にお問い合わせください。

東京高裁 → 人事課給与第一係 (内線: [] DI: [])

東京地裁 → 人事課給与第一係 (内線: [] DI: [])

東京家裁 → 人事課給与係 (内線: [] DI: [])

1 基本データ

氏名

採用年月日

 ...①

退職予定年月日

 ...②

②-①= 在職期間 (①の日が属する月から②の日が属する月までの月数)
年 月

除算期間

 月 (休職・育休等の期間に対し、各期間の休職等事由に応じた一定割合を乗じて算出した月数)

勤続期間

a 年 (在職期間-除算期間) (1年未満の端数は切捨て)

退職日の俸給の月額 b

 円

※現在の俸給の月額により試算

2 退職手当額の計算

(1) 基本額の計算

$$c \overset{\text{基本額}}{\text{円}} = b \overset{\text{退職日の俸給の月額}}{\text{円}} \times \overset{\text{勤続期間(a)に応じた支給率}}{\text{円}}$$

(2) 調整額の計算

$$d \overset{\text{調整額}}{\text{円}} = \text{① (円} \times \text{月)} - \text{② (円} \times \text{月)}$$

(3) 退職手当額の計算

$$c \overset{\text{基本額}}{\text{円}} + d \overset{\text{調整額}}{\text{円}} = \overset{\text{退職手当額}}{\text{円}} \text{ (1円未満切捨て)}$$

3 退職手当に係る税金の控除

課税退職所得金額(所得税・復興特別所得税・住民税共通)

勤続年数 e 年 …②-① (暦に従って計算する。1年未満の端数がある場合は切上げ)

$$\begin{array}{l} \text{退職手当額} \\ \text{円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{退職所得控除額} \\ \text{円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{退職所得控除後の退職手当額} \\ \text{円} \end{array}$$

勤続年数が20年を超えるとき、800万円+70万円*(e-20年)

$$\begin{array}{l} \text{退職所得控除後の退職手当額} \\ \text{円} \end{array} \times \frac{1}{2} = \begin{array}{l} \text{課税退職所得金額} \\ \text{円} \end{array}$$

(1000円未満切捨て)

所得税及び復興特別所得税

$$\begin{array}{l} \text{課税退職所得金額} \\ \text{円} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{税率A} \\ \% \end{array} - \begin{array}{l} \text{控除額B} \\ \text{円} \end{array} \times 1.021 = \begin{array}{l} \text{所得税・復興特別所得税} \\ \text{円} \end{array}$$

(1円未満切捨て)

住民税

$$\begin{array}{l} \text{課税退職所得金額} \\ \text{円} \end{array} \times 6 \% = \begin{array}{l} \text{市町村民税} \\ \text{円} \end{array}$$

(100円未満切捨て)

$$\begin{array}{l} \text{課税退職所得金額} \\ \text{円} \end{array} \times 4 \% = \begin{array}{l} \text{都道府県民税} \\ \text{円} \end{array}$$

(100円未満切捨て)

$$\begin{array}{l} \text{所得税・復興特別所得税} \\ \text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{市町村民税} \\ \text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{都道府県民税} \\ \text{円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{税金合計額} \\ \text{円} \end{array}$$

4 手取額

$$\begin{array}{l} \text{退職手当額} \\ \text{円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{税金合計額} \\ \text{円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{退職手当手取額} \\ \text{円} \end{array}$$

※ その他に給与所得にかかる住民税の一括徴収がある場合があります。

※ 共済借入金がある場合、退職手当額から控除されます。

3 退職手当に係る税金の控除

課税退職所得金額(所得税・復興特別所得税・住民税共通)

勤続年数 e 年 …②-① (暦に従って計算する。1年未満の端数がある場合は切り上げ)

$$\begin{array}{rcccl} \text{退職手当額} & & \text{退職所得控除額} & & \text{退職所得控除後の退職手当額} \\ \hline \text{円} & - & \text{円} & = & \text{f } \text{円} \end{array}$$

勤続年数が20年を超えるとき、800万円+70万円*(e-20年)

$$\begin{array}{rcccl} \text{退職所得控除後の退職手当額} & & & & \text{課税退職所得金額} \\ \hline \text{f } \text{円} & \times & 1/2 & = & \text{g } \text{円} \end{array}$$

(1000円未満切捨て)

所得税及び復興特別所得税

$$\begin{array}{rcccl} \text{課税退職所得金額} & & \text{税率A} & & \text{控除額B} & & \text{復興特別所得税(2.1\%)} & & \text{所得税・復興特別所得税} \\ \hline (\text{g } \text{円} \times \text{ } \% - \text{円}) \times 1.021 & = & & & & & & & \text{円} \end{array}$$

(1円未満切捨て)

住民税

$$\begin{array}{rcccl} \text{課税退職所得金額} & & \text{税率} & & \text{市町村民税} \\ \hline \text{g } \text{円} \times 6 \% & = & & & \text{円} \end{array}$$

(100円未満切捨て)

$$\begin{array}{rcccl} \text{課税退職所得金額} & & \text{税率} & & \text{都道府県民税} \\ \hline \text{g } \text{円} \times 4 \% & = & & & \text{円} \end{array}$$

(100円未満切捨て)

$$\begin{array}{rcccl} \text{所得税・復興特別所得税} & & \text{市町村民税} & & \text{都道府県民税} & & & & \text{税金合計額} \\ \hline \text{円} + \text{円} + \text{円} & = & & & & & & & \text{円} \end{array}$$

4 手取額

$$\begin{array}{rcccl} \text{退職手当額} & & \text{税金合計額} & & \text{退職手当手取額} \\ \hline \text{円} - \text{円} & = & & & \text{円} \end{array}$$

- ※ その他に給与所得にかかる住民税の一括徴収がある場合があります。
- ※ 共済借入金がある場合、退職手当額から控除されます。

令和元年10月30日

再任用制度（制度の概要）及び 再就職規制について

東京高等裁判所人事課任用第二係

対象者

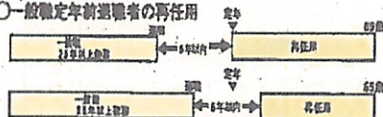
1 定年退職者

○一般職定年退職者の再任用



2 定年退職日より前に退職した者のうち、 25年以上勤続し、退職日の翌日から5年経過する 日までの間の者

○一般職定年前退職者の再任用



※いずれも再任用する官職の定年に達している者

任用・任期

任用の方法	従前の勤務実績等に基づく選考採用
任期	1年
再任用可能期間	65歳に達する日以後の最初の3月31日まで
任期の更新	更新直前の任期における勤務実績が良好な場合に、本人の同意を得た上で、1年以内で更新可能。 再任用可能期間内で再度の更新も可能。

勤務時間・休暇

勤務時間

フルタイム勤務(週38時間45分)

短時間勤務の場合は週15時間30分から31時間までの範囲内

休暇

定年前と同様

【年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇】

俸給

俸給月額：職務の級ごとに設定した俸給月額

職務	所任出仕の俸給
会長官・副会長官・専任理事官・行一級官	4級以下
行一級副官(統括管理員含む)	3級以下
行二級管理員等	3級以下
行三級(行務員)	2級以下
監(監理官)	2級

行政職俸給表(一)

職級の級	1級	2級	3級	4級
俸給月額	187,700円	215,200円	255,200円	274,600円

行政職俸給表(二)

職級の級	1級	2級	3級
俸給月額	183,900円	204,700円	223,200円

国庫職俸給表(三)

職級の級	1級	2級
俸給月額	211,100円	225,400円

昇給制度：なし

諸手当

(H31.4現在)

【支給される手当の例】

- 通勤手当
- 地域手当
(異動保障はない。)
- 超過勤務手当
- 期末・勤続手当
- 広域異動手当
- 宿日直手当
- 単身赴任手当
- 休日給
- 俸給の調整額

【支給されない手当の例】

- 扶養手当
- 住居手当
- 寒冷地手当

その他の事項

共済組合	フルタイム職員は加入
雇用保険	フルタイム職員は加入
宿舎	フルタイム職員は、定年前と同様に貸与
サービス・能率・分限・公平・災害補償等における取扱い	定年前と同様
自己啓発休業 配偶者同行休業	適用除外

再任用までのスケジュール

1 再任用意向聴取

- 定年退職の3年前の春に実施
- 再任用の希望の有無、任地、官職(職種)、職務内容、勤務形態等の希望を聴取

2 再任用意向確認

- 定年退職の1年前の春に実施
- 再任用意向聴取の結果を踏まえた聴取(退職後の住所予定地、健康状態、家族の状況等も含む)
- 可能な範囲で受入可能庁や職務を提示

再任用の選考について

- 定年退職前の秋から冬にかけて実施
- それまでの経歴、勤務成績、勤務状況、健康状態等を考慮し、書面審査や面接を行う。
- 遅くとも1月中旬頃までには選考結果を通知

10

【参考】

- 人事院給与局生涯設計課「国家公務員の再任用制度」
<http://www.jinji.go.jp/shougai-so-go-joho/work/index.html>
- 内閣官房内閣人事局「再任用を希望される皆様へ」
http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/h31_saininyou.pdf
- 人事院ホームページ「国家公務員生涯設計総合情報提供システム」
<http://www.jinji.go.jp/shougai-so-go-joho/>

11

再就職規制

- 他の職員の再就職依頼・情報提供の規制
(あつせん)
- 在職中の求職の規制
- 再就職者による依頼等の規制(働きかけ)
- 再就職情報の届出義務

12

再就職の約束をした場合の届出

対象 在職中の職員(再任用職員含む)

行為 営利企業等に再就職することを約束

届出 速やかに任命権者に届出

16

管理職職員が再就職する場合の届出

対象	管理職職員(行(一)7級Ⅰ・Ⅱ種、行(一)8級以上の職員)	
再就職先	離職後2年以内	
届出時期	再就職前	再就職後
届出先	公益法人等の法人の役員等 行政執行法人以外の独立行政法人等に再就職	営利企業以外の事業団体(報酬を得る場合)及び営利企業 簡裁判事、執行官、調停委員、臨時的任用職員等になった場合

17

【参考】

- 内閣府再就職等監視委員会事務局「国家公務員の再就職等規制」
<http://www5.cao.go.jp/kanshi/pdf/pamphlet/pamphlet.pdf>
- 内閣官房内閣人事局「国家公務員が知っておかなければならない再就職に関する規制」と「再就職情報等の届出制度」
<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jin/jikyoku/files/h2907aishushoku.pdf>
- 最高裁判所事務総局人事局「再就職に関する規制Q&A」

18

平成21年3月
平成21年12月 一部改定
平成22年7月 一部改定
平成23年3月 一部改定
平成30年1月 一部改定

再就職に関する規制Q&A

最高裁判所事務総局人事局

目次

【制度全般】

- 1 再就職に関する規制とは、どのような内容ですか。1
- 2 「営利企業等」とは何ですか。1

【在職中の求職活動の規制】

- 3 在職中の求職活動の規制では、具体的にどのような行為が禁止されるのですか。2
- 4 「利害関係企業等」とはどのようなものをいうのですか。2
- 5 「裁判所の事件に関する事務」に「職務として携わる」とされるのはどのような職員ですか。3
- 6 「事件に利害関係を有する者であって、手続上の権利を行使する者」にはどのような営利企業等が該当するのですか。3
- 7 事件を担当していると判断されるのはいつまでですか。4
- 8 「当該事件において法令の規定に基づき裁判所の監督を受ける営利企業等」とは、どのようなものをいうのですか。4
- 9 「事件の当事者になろうとしていることが明らかである営利企業等」とは、どのようなものをいうのですか。4
- 10 「審査の申立人になろうとしていることが明らかである営利企業等」とは、どのようなものをいうのですか。4
- 11 「契約に関する事務」に「職務として携わる」とされるのはどのような職員ですか。5
- 12 裁判部の職員で「契約に関する事務」に「職務として携わる」とされるのは、どのような職員ですか。5
- 13 「契約の申込みをしようとしていることが明らかな営利企業等」とは、どのようなものをいうのですか。5
- 14 例外として在職中の求職活動が認められるのはどのような場合ですか。6
- 15 在職中の求職活動の規制に関し、裁判所職員再就職等監視委員会又は再就職等監察官の承認を得るには、どのような手続をとればよいのですか。6
- 16 録音反訳業務委託契約を締結している業者に対して、在職中に求職活動をすることができますか。7
- 17 在職中の求職活動の規制に違反して求職活動を行った場合には罰則等はあるのですか。7

【再就職の届出】

- 18 どのような場合に、届出が必要なのですか。7
- 18-2 在職中の再就職の約束とはどのような状態を指すのですか。8
- 19 「求職開始日」について、くわしく教えてください。8

- 19-2 「求職開始日以後の（求職開始日から離職日までの間の）職員としての在職状況及び職務内容」について、くわしく教えてください。……………9
- 19-3 再就職先の「連絡先」について、何を記載すればよいですか。……………9
- 19-4 法第106条の2第2項第3号に規定する組織以外の「離職後の就職の援助」に該当するのはどのようなものですか。……………9
- 19-5 離職後の就職の援助を行った者の「氏名又は名称」について、どのような場合に氏名を記載し、どのような場合に名称を記載すればよいですか。……………10
- 20 管理職職員であった者が離職後2年間に再就職する際、再就職前に事前の届出をしなければならないのは、具体的にはどのような場合ですか。……………10
- 21 管理職職員であった者が離職後2年間に再就職した際、事後の届出をしなければならないのは、具体的にはどのような場合ですか。……………10
- 22 再就職の届出は、どのようにして行えばよいのですか。……………11
- 23 再就職の届出を怠った場合には、罰則等はあるのですか。……………11

【再就職のあっせんの規制】

- 24 再就職のあっせんの規制では、具体的にどのような行為が禁止されるのですか。 11

【再就職者からの働きかけの規制】

- 25 再就職者からの働きかけの規制では、具体的にどのような行為が禁止されるのですか。……………12
- 25-2 働きかけの規制に関し、裁判所職員再就職等監視委員会又は再就職等監察官の承認を得るには、どのような手続を取ればよいのですか。……………12
- 25-3 働きかけの規制に違反して働きかけを行った場合には罰則があるのですか。 13
- 26 営利企業等に再就職した元職員から働きかけを受けた場合には、何か手続が必要ですか。……………13

【凡例】

- 法・・・裁判所職員臨時措置法（昭和22年法律第299号）において準用する
国家公務員法（昭和22年法律第120号）
- 規則・・・裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則
（平成20年最高裁判所規則第22号）

【制度全般】

1 再就職に関する規制とは、どのような内容ですか。

① 在職中の求職活動の規制

職員が在職中に自己の職務と利害関係を有する営利企業等に対して求職活動を行うことが禁止されます（法第106条の3第1項）。

※ 詳細については、問3～問17を参照してください。

② 再就職の届出

職員が在職中に営利企業等への再就職を約束した場合には届出が必要となります（法第106条の23）。

また、管理職職員であった者が、離職後に再就職することになった場合も届出が必要となることがあります（法第106条の24）。

※ 詳細については、問18～問23を参照してください。

③ 再就職のあっせんの規制

職員が営利企業等に対して他の職員（元職員を含む。）の再就職のあっせんを行うことが禁止されます（法第106条の2第1項）。

※ 詳細については、問24を参照してください。

④ 再就職者からの働きかけの規制

営利企業等に再就職した元職員が職員に働きかけを行うことが禁止されます（法第106条の4第1項）。

※ 詳細については、問25、問26を参照してください。

2 「営利企業等」とは何ですか。

「営利企業等」とは、営利企業（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業）及び営利企業以外の法人（公益法人等を含む。）をいいます。

なお、国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人は除かれます。【法第106条の2第1項】

（例）

● 営利企業等に該当するもの

弁護士法人、弁護士会、司法協会、法テラス、大学 など

● 営利企業等に該当しないもの

個人の弁護士事務所、公証役場 など

【在職中の求職活動の規制】

3 在職中の求職活動の規制では、具体的にどのような行為が禁止されるのですか。

職員（任期付採用職員、再任用職員を含み、非常勤職員、臨時的任用職員、条件付採用期間中の職員を除く。）が、在職中に、自己の職務と利害関係を有する営利企業等（以下「利害関係企業等」という。）に対し、当該利害関係企業等又はその子法人に再就職することを目的として次の行為をすることが原則として禁止されます（別紙第1参照）（例外的に求職活動が認められる場合については、問14参照）。【法第106条の3第1項】

- ① 自己に関する情報を提供すること。
- ② 再就職先の情報提供を依頼すること。
- ③ 再就職を要求又は約束すること。

（例）

- ㊦ A株式会社が原告となっている民事訴訟事件を担当している書記官が、A株式会社に対して、自分が退職後に再就職できるような職がないか尋ねること。
- ㊧ 庁舎の改修工事の請負契約（2000万円以上のもの）を締結しているC株式会社に対して、その契約の締結又は履行に関する事務に携わった職員が再就職をさせてもらうように要求すること。

4 「利害関係企業等」とはどのようなものをいうのですか。

職員が職務として携わる次の事務に応じて、それぞれ次のような営利企業等を「利害関係企業等」といいます。【規則第4条】

「利害関係企業等」に該当するか疑義のある場合は、個人で判断することなく、求職活動前に必ず人事担当者に確認してください。

① 裁判所の事件に関する事務

事件の当事者（当該事件に利害関係を有する者であって、手続上の権利を行使する者を含む。）である営利企業等、事件の当事者になろうとしていることが明らかな営利企業等、事件において法令の規定に基づき裁判所の監督

を受ける営利企業等（問5～問9参照）

② 検察審査会の審査事務

審査の申立人である営利企業等、審査の申立人になろうとしていることが明らかである営利企業等、審査の対象となる事件の被疑者である営利企業等（問10参照）

③ 不利益処分に関する事務

不利益処分をしようとする場合の不利益処分の名あて人となるべき営利企業等

④ 国（裁判所）が締結する契約に関する事務

裁判所との間の契約を締結している営利企業等（電気、ガス、水道等の契約及び契約の総額が2千万円未満の契約は除く。）、契約の申込みをしている営利企業等、契約の申込みをしようとしていることが明らかである営利企業等（問11～問13参照）

5 「裁判所の事件に関する事務」に「職務として携わる」とされるのはどのような職員ですか。

事件を担当する裁判所書記官、裁判所事務官、裁判所速記官、家庭裁判所調査官、裁判所調査官及び執行官が該当します。

職員が事件の手續にどの程度関与していれば事件を担当していると判断されるかは、当該職員の官職、職務内容等に応じて個別に判断することとなります。

例えば、民事訴訟事件においては、立会部の書記官のほか、当該事件の受付を担当した訟廷の書記官等もこれに該当します。

6 「事件に利害関係を有する者であって、手續上の権利を行使する者」にはどのような営利企業等が該当するのですか。

代表的な例は次のとおりです。

- 民事執行事件における担保権者、債権届出をした債権者、買受申出人及び買受人
- 破産事件における破産債権者及び財団債権者
- 民事再生事件における再生債権者及び担保権者

7 事件を担当していると判断されるのはいつまでですか。

立会部の書記官については、事件の確定又は上訴等による記録の他部署への引継ぎにより、当該事件を担当する可能性がなくなるまでの間は、事件を担当していると判断されることになります。

また、事件の受付を担当した訟廷の書記官等については、当該事件に関する記録を他の部署に引き継ぐまでの間は、事件を担当していると判断されることになります。

8 「当該事件において法令の規定に基づき裁判所の監督を受ける営利企業等」とは、どのようなものをいうのですか。

民事訴訟法、破産法、民事再生法、民法、家事審判法等の法令の規定上、裁判所の監督に属するとされている者又は裁判所が職権で解任若しくは改任することができる者とされている者の地位に就いている営利企業等をいいます。

代表的な例は、破産管財人、後見人及び後見監督人です。

9 「事件の当事者になろうとしていることが明らかである営利企業等」とは、どのようなものをいうのですか。

事件の当事者にはまだなっていないが、職員が通常の注意力をもってすれば、事件の当事者となろうとしていることが明らかな営利企業等をいいます。

例えば、不動産執行事件に関し、買受けの申出をしようとして手続に関する照会をしてきた営利企業等がこれに該当します。

また、職員の所属部署等に係属している事件の当事者であるか、過去（目安として過去1年以内）に係属していた事件の当事者であった営利企業等は、将来的にも事件の当事者となる蓋然性が高いと言え、これに該当する場合があります。

10 「審査の申立人になろうとしていることが明らかである営利企業等」とは、どのようなものをいうのですか。

検察審査会の審査の申立人にはまだなっていないが、職員が通常の注意力をもってすれば、審査の申立人となろうとしていることが明らかな営利企業等をいいます。

例えば、検察審査会の審査の申立てをしようとして手続に関する照会をしてきた営利企業等がこれに該当します。

1 1 「契約に関する事務」に「職務として携わる」とされるのはどのような職員ですか。

「契約に関する事務」とは、契約の締結又は履行に関する事務をいい、工事請負、国有財産売払い、物品納入等についての国（裁判所）と利害関係企業等との間の契約に関し、当該利害関係企業等の推薦若しくは選考、工事等の予定価格の積算若しくは入札執行又は当該契約の締結若しくは履行についての監督若しくは検査等に従事している職員が該当します。

具体的には、会計課等において契約の締結事務を担当している職員（事務局長、事務局次長及び会計課長などの決裁権者も含まれます。）のほか、所管の部署において当該契約の相手方と実質的な交渉をしている者や検査等を行っている者もこれに該当します（問12参照）。

なお、当該職員がその締結や履行に携わった契約の総額が2千万円未満である場合は、除外されます。

1 2 裁判部の職員で「契約に関する事務」に「職務として携わる」とされるのは、どのような職員ですか。

例えば、録音反訳業務委託契約について、監督職員や検査職員となっている職員が該当します。また、実際に録音反訳を利用する裁判部の書記官も成果物（反訳書）の検査・校正を行い、完成通知を出すことから録音反訳業務委託契約の履行に携わっていると考えられます。

1 3 「契約の申込みをしようとしていることが明らかな営利企業等」とは、どのようなものをいうのですか。

契約の締結や申込みはまだしていないが、職員が通常の注意力をもってすれば、契約の申込みをしようとしていることが明らかな営利企業等をいいます。

例えば、次年度以降も継続して行われる予定の業務委託契約などについて、次年度の入札への参加や企画書の提出が見込まれる営利企業等がこれに該当します。

14 例外として在職中の求職活動が認められるのはどのような場合ですか。

次のような場合には例外として在職中に求職活動をすることができます。

- ① 求職活動をしようとする職員が、行(一)4級以下の職員、行(二)職員などである場合【法第106条の3第2項第2号、規則第6条】
- ② 次のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないとして裁判所職員再就職等監視委員会又は再就職等監察官の承認を得た場合（承認手続については、問15参照。）【法第106条の3第2項第4号、規則第7条第1項各号】
 - ㊦ 関係法令の規定及びその運用状況に照らして裁量の余地が少ないと認められる場合【規則第7条第1項第1号】
 - ㊧ 高度の専門的知識・経験を必要とする場合（営利企業等が職員と特に密接な利害関係にある場合を除く。）【規則第7条第1項第2号】
 - ㊨ 家業を継ぐ場合（営利企業等が職員と特に密接な利害関係にある場合を除く。）【規則第7条第1項第3号】
 - ㊩ 一般に募集され、かつ、公正かつ適正な手続で選考される公募に応募する場合【規則第7条第1項第4号】

15 在職中の求職活動の規制に関し、裁判所職員再就職等監視委員会又は再就職等監察官の承認を得るには、どのような手続をとればよいのですか。

承認申請書に必要書類を添付して所属庁（簡易裁判所又は檢察審査会に勤務する職員については所在地を管轄する地方裁判所）の人事担当部署に提出してください。【規則第8条】

なお、承認申請書の様式及び添付すべき書類は、通達（平成21年3月2日付け最高裁人任二A第000231号事務総長依命通達「裁判官及び裁判官の秘書官

以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の運用について」) で定められています。

16 録音反訳業務委託契約を締結している業者に対して、在職中に求職活動をすることができますか。

録音反訳業務委託契約を締結している業者は、当該契約の締結に関する事務を担当している職員（いわゆる決裁権者を含む。）、当該契約について監督職員及び検査職員となっている職員及び録音反訳を利用する書記官にとって利害関係企業等に該当するため（契約の総額が2千万円未満である場合を除く。問12参照）、それらの職員は、原則として在職中に求職活動をすることは禁止されます。

なお、職員が行(一)4級以下の職員、行(二)職員などである場合や裁判所職員再就職等監視委員会又は再就職等監察官の承認を得た場合など、例外的に求職活動が認められる場合があります（問14参照）。

17 在職中の求職活動の規制に違反して求職活動を行った場合には罰則等はあるのですか。

規制に違反して求職活動を行った場合、懲戒処分の対象となります。

また、不正な行為をすること等の見返りとして求職活動を行った場合、3年以下の懲役に処せられます。【法第112条第1号】

【再就職の届出】

18 どのような場合に、届出が必要なのですか。

- (1) 全職員（任期付採用職員、再任用職員を含み、非常勤職員、臨時的任用職員、条件付採用期間中の職員を除く。）は、在職中に営利企業等（問2参照）に再就職することを約束した場合には、速やかに（1週間以内を目安）任命権者に対してその旨を届け出る必要があります（在職中の約束の届出）。【法第106条の23第1項、規則第23条】

- 4
- (2) 管理職職員（行(一)7級で特別調整額の区分が一種又は二種である職員及び行(一)8級以上の職員等）であった者は、離職後2年間、在職中に届出をしている場合を除き、公益法人等の法人の役員等に再就職する場合には、事前（再就職予定日の前日まで）に最高裁判所に届け出る必要があります（離職後の事前届出）（問20参照）、また、営利企業以外の事業団体（報酬を得る場合のみ）又は営利企業に再就職した場合等には、再就職後、速やかに（1か月以内を目安）最高裁判所に届け出る必要があります（離職後の事後届出）（問21参照）。

【法第106条の24、規則第25条～第29条】

- (3) なお、在職中の約束の届出、離職後の事前届出については、届出内容に変更があった場合や、失効した場合にも届出が必要になりますので、速やかに人事担当者にお問い合わせください。

18-2 在職中の再就職の約束とはどのような状態を指すのですか。

一般的には、労働契約や委任契約のいわゆる「内定」の段階を想定しています。一定の手続（株主総会、社員総会又は評議員会の決議など）を経る前であっても、採用担当者と再就職予定者が合意に達し、高い確率で再就職する可能性が生じた場合は、再就職の約束をした状態と考えられますので、実態に即して届出してください。

なお、届出事項のうち未定の事項がある場合（具体的なポストが決まっていないなど）は、該当欄に「（未定）」と記載して届出を行い、決まった後、遅滞なく（2週間以内を目安）、変更の届出を行ってください。

1.9 「求職開始日」について、くわしく教えてください。

再就職先に対して、再就職することを目的に、以下の①～③のいずれかの行為をした一番早い日を指します。なお、再就職情報の届出に記載する必要があるのは、職員として在職している間の求職開始日のみです。

- ① 自己に関する情報の提供
（例：自らの退職時期を連絡、履歴書を送付など）
- ② 再就職先の地位に関する情報の提供の依頼
（例：求人ポストの有無について問合せ、労働条件について問合せなど）
- ③ 再就職先の地位に就くことの要求

(例：人事担当者に就職希望を伝える，再就職先に勤めている人に自分を後任とするよう依頼など)

19-2 「求職開始日以後の（求職開始日から離職日までの間の）職員としての在職状況及び職務内容」について，くわしく教えてください。

「求職開始日」から離職日までの間に就いていた官職（離職予定日までの間に就いていることが見込まれる官職を含む。）ごとに，様式に従って，「所属・官職」，「在職期間」，「職務内容」について記載してください。

「在職期間」には，求職開始日より前の期間を記載する必要はありません（この欄に記載する最初の官職の在職期間の始期は，「求職開始日」になります。）。

「職務内容」には，当該官職の所掌事務を簡潔に記載してください。

なお，「在職中の約束の届出」の場合には，以下の2点についても留意してください。

- ① 再就職の約束の日の前に求職開始日がない場合には，再就職の約束をした日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容について記載してください。
- ② 原則として，現在の官職の「在職期間」の最終日は「離職予定日」としてください。ただし，異動内示を受けている場合はその内容を反映させて記載してください。

19-3 再就職先の「連絡先」について，何を記載すればよいですか。

再就職先の採用担当部署に連絡をとれるよう，採用担当部署の所在地及び電話番号を記載してください。

なお，採用担当部署が複数ある場合（例えば，本社の採用担当部署と所属する事業部門の採用担当部署とがある場合），再就職に当たり，より密接に連絡をとった方を記載してください。

19-4 法第106条の2第2項第3号に規定する組織以外の「離職後の就職の援助」に該当するのはどのようなものですか。

例えば、再就職先に関する情報の提供（求人ポスト、採用担当者の連絡先等）、再就職先への推薦（推薦状の作成等）、再就職先採用担当者との面談の設定、再就職先への提出書類の記載等におけるアドバイスなどが挙げられます。

再就職先の採用担当者が、採用業務そのものとして行った場合は該当しませんが、それ以外の場合は、就職の援助に該当します。

19-5 離職後の就職の援助を行った者の「氏名又は名称」について、どのような場合に氏名を記載し、どのような場合に名称を記載すればよいですか。

個人として援助を行った者については氏名を記載し、就職支援会社やハローワーク等の団体に所属する者が業として援助を行った場合についてはその団体の名称を記載してください。

20 管理職職員であった者が離職後2年間に再就職する際、再就職前に事前の届出をしなければならないのは、具体的にはどのような場合ですか。

行政執行法人以外の独立行政法人や国と特に密接な関係がある公益社団法人または公益財団法人の役員等になる場合が該当します。

なお、国と特に密接な関係があるか否か不明である場合は、再就職予定の法人に直接お問い合わせください。

21 管理職職員であった者が離職後2年間に再就職した際、事後の届出をしなければならないのは、具体的にはどのような場合ですか。

管理職職員であった者が離職後2年の間に簡易裁判所判事、執行官、調停委員、裁判所における臨時的任用職員及び任期付採用職員となった場合や個人の弁護士事務所、公証役場に就職した場合、家業を継いだ場合、起業した場合などを含め、およそすべての再就職をした場合が該当します。

ただし、任命権者に対する在職中の約束の届出をし、離職後の変更がない場合や離職後の事前届出をしている場合、定年退職後に職員として再任用される場合、営利企業以外の事業団体に再就職する場合であって、1年間に103万円を超える報酬を得る見込みがない場合などは、届出の必要はありません。【法

第106条の24第2項、規則第28条】

なお、別紙第2を参照してください。

2.2 再就職の届出は、どのようにして行えばよいのですか。

在職中の職員については、届出書を所属庁（簡易裁判所又は検察審査会に勤務する職員についてはその所在地を管轄する地方裁判所。）に提出してください。

管理職職員であった者が離職後に行う場合は、離職時の所属庁に提出してください。ただし、再就職先が裁判所である場合の離職後の事後届出については、再就職時の所属庁に提出してください（別紙第3参照）。

なお、届出書の様式は、通達（平成21年3月2日付け最高裁人任二A第000231号事務総長依命通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の運用について」）で定められています。

2.3 再就職の届出を怠った場合には、罰則等はあるのですか。

在職中の約束の届出を怠った場合には、懲戒処分の対象となります。

また、管理職職員であった者が、離職後の事前届出又は事後届出を怠った場合や虚偽の届出をした場合には、過料の対象となります。【**法第113条第2号**】

【再就職のあっせんの規制】

2.4 再就職のあっせんの規制では、具体的にどのような行為が禁止されるのですか。

営利企業等に対し、他の職員（元職員を含む。）を営利企業等又はその子法人に再就職させることを目的として次のような行為をすることが原則として禁止されます。【**法第106条の2第1項**】

- ① 他の職員の情報を提供すること。
- ② 再就職先の情報提供を依頼すること。

③ 再就職を要求又は依頼すること。

(例)

- A株式会社から「定年退職する人で、うちの会社で働いてくれそうな人はいませんか。」と依頼され、退職予定者の氏名を電話等で教えたり、退職予定者のリストを渡したりすること。
- 定年退職予定の書記官から「退職後は録音反訳の仕事をしたいので、録音反訳業者に自分を紹介してほしい。」と依頼され、録音反訳業者に対して当該書記官の情報を提供すること。

【再就職者からの働きかけの規制】

25 再就職者からの働きかけの規制では、具体的にどのような行為が禁止されるのですか。

営利企業等に再就職した元職員が、裁判所と再就職先の営利企業等又はその子法人との間で締結される契約等の事務に関し、職員に対して職務上の行為を要求又は依頼することが原則として禁止されます。【法第106条の4第1項～第4項】

ただし、次のような場合には例外として働きかけをすることができます。【法第106条の4第5項、規則第19条】

- ① 契約に基づき、権利を行使し、又は義務を履行する場合
- ② 会計法に規定する競争の手續に従い、契約を締結するために必要な場合
- ③ 法令等で公にされ（ることが予定され）ている情報の提供を求める場合
- ④ 電気、ガス、水道等に関する契約等裁量の余地が少ない職務に関するものについて、裁判所職員再就職等監視委員会又は再就職等監察官の承認を得た場合（承認手續に関しては、問25-2参照）

25-2 働きかけの規制に関し、裁判所職員再就職等監視委員会又は再就職等監察官の承認を得るには、どのような手續を取ればよいのですか。

承認申請書を最高裁判所（人事局総務課制度第三係）に提出してください。

【規則第20条】

なお、承認申請書の様式は、通達（平成21年3月2日付け最高裁人任二A

第 000231 号事務総長依命通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の運用について」) で定められています。

25-3 働きかけの規制に違反して働きかけを行った場合には罰則があるのですか。

この規制に違反して働きかけを行った場合は、過料に処されます。【法第 13 条第 1 号】

なお、行った働きかけが不正なものであった場合は、罰則が科せられます。【法第 109 条第 14 号～第 18 号】

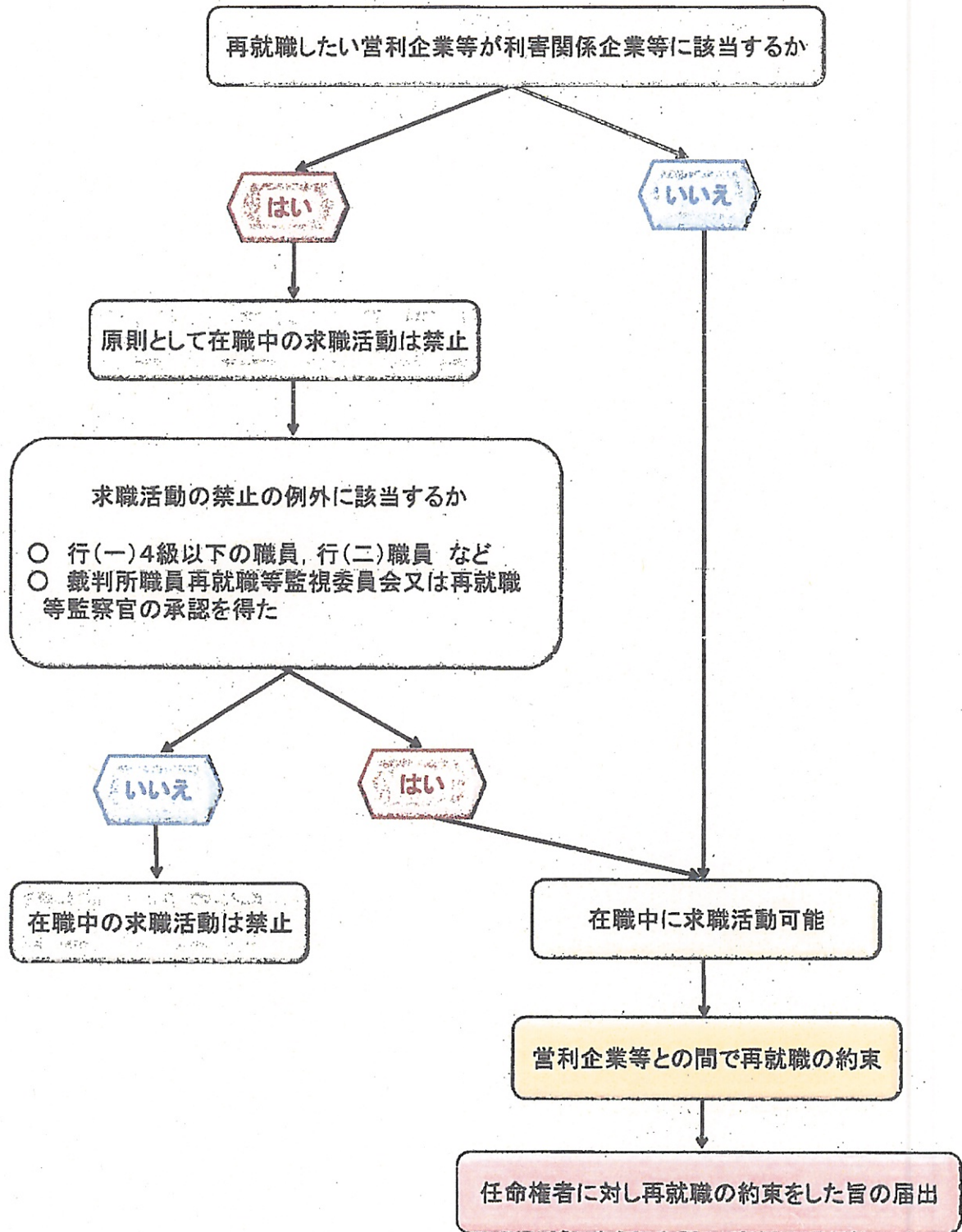
26 営利企業等に再就職した元職員から働きかけを受けた場合には、何か手続が必要ですか。

再就職等監察官への届出が必要ですので、届出書を最高裁判所（総務局第一課企画調整係）に送付してください。【法第 106 条の 4 第 9 項、規則第 22 条】

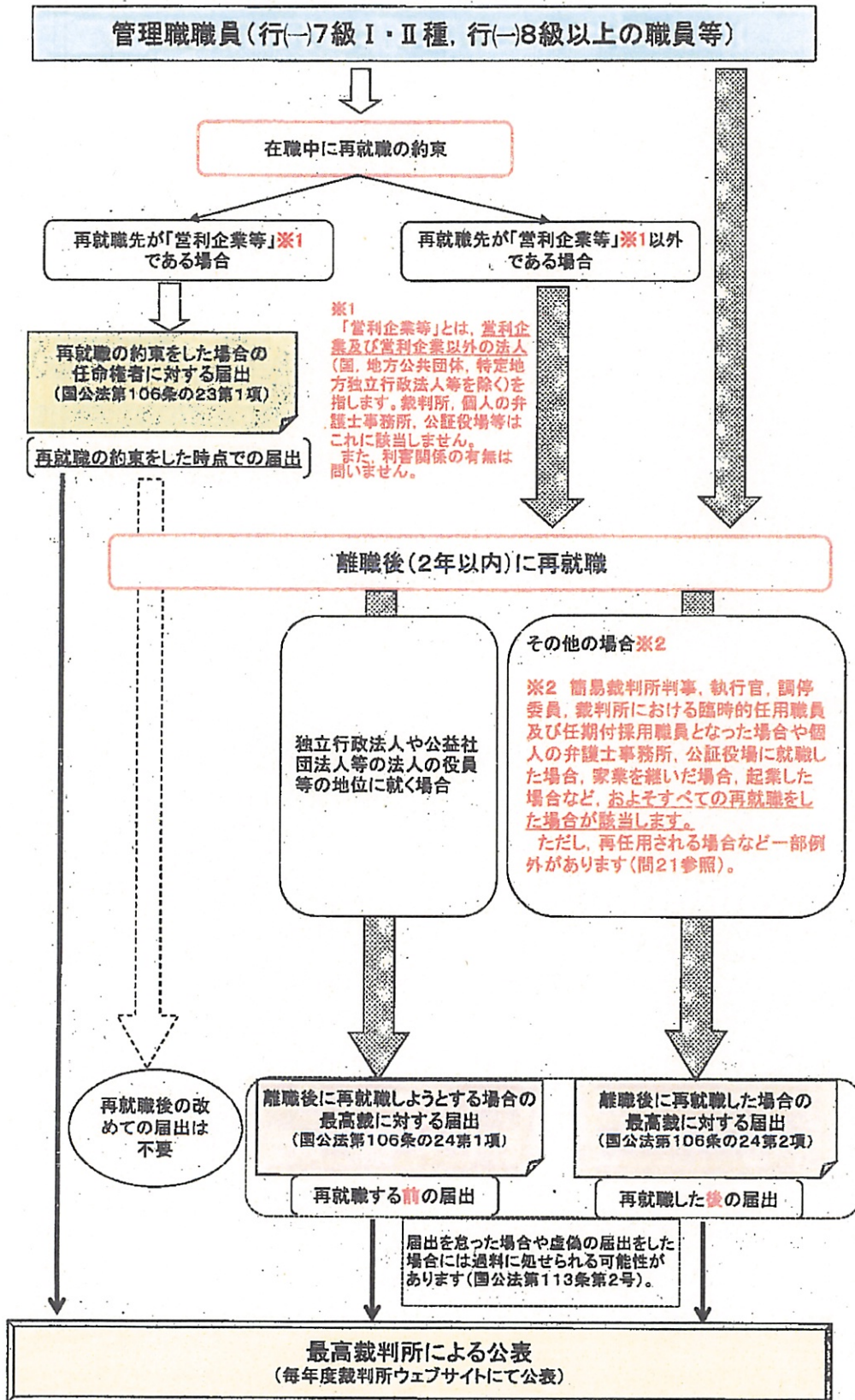
なお、届出書の様式は、通達（平成 21 年 3 月 2 日付け最高裁人任二 A 第 000231 号事務総長依命通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の運用について」) で定められています。

(別紙第1)

在職中の求職活動から届出までの流れ



管理職職員の再就職に関する届出について



再就職を予定している場合には、まず人事担当部門にご一報ください。

(別紙第3)

届出の様式、提出先等について

通達上の様式	内容	提出時期	対象者	法令上の提出・届出先	通達上の経由先	提出窓口
1	利害関係企業等に対する在職中の求職の承認申請	在職中	行(一)4級以下、行(二)等を除く職員	監視委員会(監察官)	所属庁及び最高裁	所属庁
2	再就職者による依頼等の承認申請	再就職後	再就職した元職員	監視委員会(監察官)	最高裁	最高裁人事局制度第三係
3	再就職者による依頼等を受けた職員からの届出	在職中	全職員	監察官	なし	最高裁総務局企画調整係
4	在職中に営利企業等に再就職の約束をした職員からの届出(在職中の約束の届出)			任命権者(届出者が管理職職員である場合は、最高裁へ通知)	(任命権者と所属庁が異なる場合)所属庁及び当該庁を管轄する高裁	所属庁
5	4の届出の(在職中の)変更届					
6	4の届出の(在職中の)失効届					
6	4の届出をした管理職職員であった者からの(離職後の)失効届(離職後の変更は7又は10)	離職後	管理職職員であった者	最高裁判所	(任命権者と所属庁が異なる場合)離職時の所属庁及び当該庁を管轄する高裁	離職時の所属庁
7	離職後2年以内の管理職職員であった者が独立行政法人や公益社団法人等の役員その他の地位に就こうとする場合の事前の届出(離職後の事前届出)				離職時の所属庁及び当該庁を管轄する高裁	
8	7の届出の変更届					
9	7の届出の失効届					
10	離職後2年以内の管理職職員であった者が再就職した場合の事後の届出(離職後の事後届出)			離職時の所属庁及び当該庁を管轄する高裁	離職時の所属庁(再就職先が裁判所である場合は、再就職時の所属庁)	



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

東京高等裁判所
(合同開催)

退職後の生活設計と資産運用

～主な金融商品の特徴・選び方～

2019年10月30日 (水)

日本証券業協会

金融・証券インストラクター

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

1. ライフプランの必要性 人生100年時代

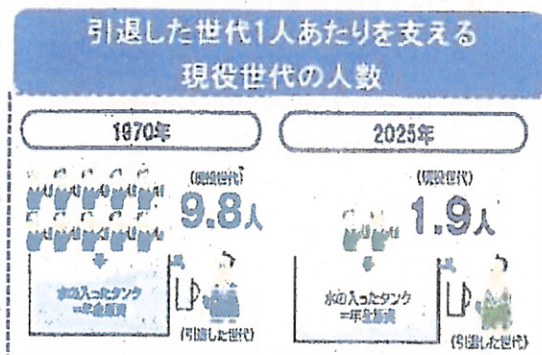


① 主な年齢の平均余命 (厚生労働省・平成29年簡易生命表より)

年齢	男	女	年齢	男	女	年齢	男	女
0歳	81.09	87.26	35歳	46.88	52.79	70歳	15.73	20.03
5	76.30	82.48	40	42.05	47.90	75	12.18	15.79
10	71.33	77.50	45	37.28	43.06	80	8.95	11.84
15	66.37	72.52	50	32.61	38.29	85	6.26	8.39
20	61.45	67.57	55	28.08	33.59	90	4.25	5.61
25	56.59	62.63	60	23.72	28.97			
30	51.73	57.70	65	19.57	24.43			

60歳の男性は平均あと23.72年生きる。
60歳の女性は平均あと28.97年生きる。

② 将来の国の社会保障システムへの不安



老後の生活費と一般的な公的年金受給額(月額)

- ◆ 平均的な老後生活費※1 約26.4万円
- ◆ 夫婦2人分の公的年金受給額※2 (生活費との差額)
- (会社員) 約22万円 (約-4.4万円)
- (自営業者) 約13万円 (約-13.4万円)

※1 総務省「家計調査報告(家計収支編)2018年」 ※2 厚生労働省「2018年度の年金額」

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved

1. ライフプランの必要性 老後の生活費はいくら必要？



◆モデルケース

＜試算の前提＞

世帯主 (夫) 65才 / 配偶者 (妻) 60才
 平均余命 男性 20年 女性 29年 (妻一人の期間は9年) (厚生労働省「平成29年簡易生命表」による 小数点以下切り上げ)

＜支出＞ 生活費 ※1

夫婦二人の期間(20年間)	264,707 円	×12カ月×20年 =	63,529,680 円
妻一人の期間(9年間)	161,995 円	×12カ月×9年 =	17,495,460 円

支出合計 81,025,140 円 ①

＜収入＞ 公的年金などの実収入 ※1

夫婦二人の期間(20年間)	222,834 円	×12カ月×20年 =	53,480,160 円
妻一人の期間(9年間)	123,325 円	×12カ月×9年 =	13,319,100 円

収入合計 66,799,260 円 ②

生涯生活費の不足額 収入合計② - 支出合計① = **▲ 14,225,880 円**

(毎月の不足額 20年間=41,873円、9年間=38,670円)

※1 (総務省「家計調査報告(家計収支編)2018年」高齢夫婦無職世帯の家計収支(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの場合)、高齢単身無職世帯の家計収支(60歳以上))

注:物価の値上がり、住宅の修繕費及び入院・要介護状態になること等は考慮していない

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 2

1. ライフプランの必要性 セカンドライフのマネープラン



①プランの前提



- ▽ 何歳まで働くつもり? 自分・配偶者
- ▽ リタイア後、何歳まで生きる? 自分・配偶者

②毎月の生活費



- ▽ 現在の生活費は? (住宅ローン返済分を除く)
- ▽ リタイア後の生活費は?
- ▽ リタイア時点で子供は独立?
- ▽ リタイア時点で住宅ローンは完済?

③イベント、リスクの費用

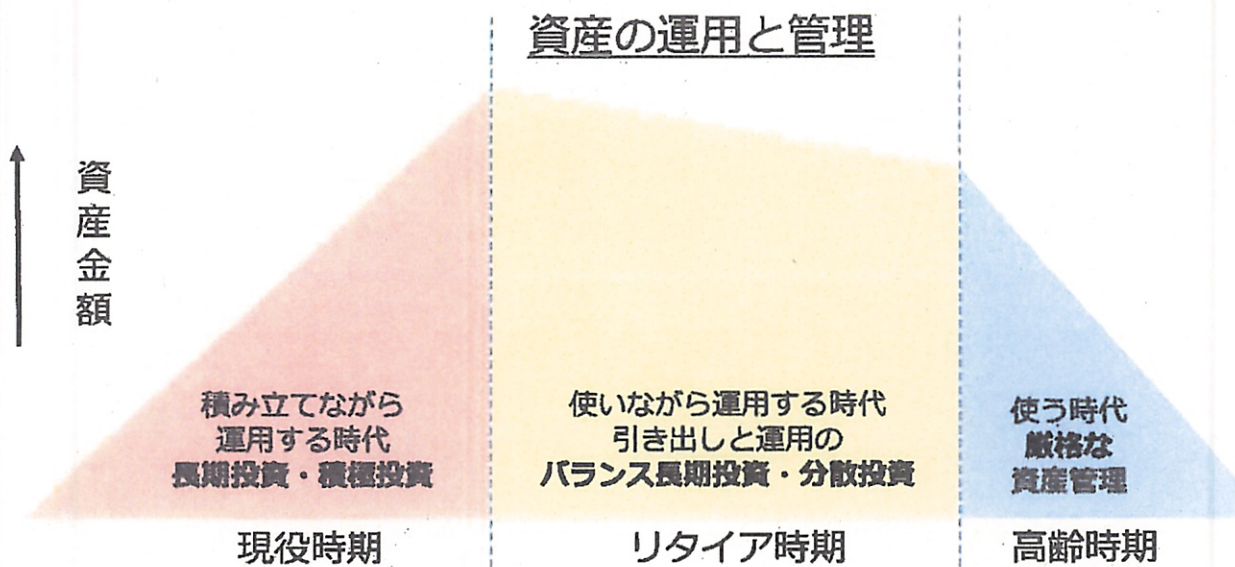


- ▽ 子供を援助する計画は? 結婚資金や住宅購入費
- ▽ 子供・孫の入学金などの教育費支出はある?
- ▽ 住宅のリフォームの必要性は?
- ▽ 自家用車を買替える予定は?
- ▽ 家族の病気・怪我、介護、災害などの場合は?
- ▽ 夫婦で海外旅行をする計画は?

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved. 3

◎人生3ステージの個人資産管理の考え方

- ・就職から60~70歳の時代 (現役時期)
- ・リタイア後の65~75歳頃の時代 (リタイア時期)
- ・75歳から終身までの高齢時代 (高齢時期)



貯蓄



預金や貯金でお金を貯めること

- ぶやすことより貯めることを重視
- 安全性や流動性を重視
- 運用成果(結果)は商品を選んだ時に決まっている

<主な金融商品>

普通預金	定期預金	積立定期預金
------	------	--------

投資



株式や債券等でお金を運用すること

- 貯めることよりぶやすことを重視
- 運用成果は期待できるが、予測できない

<主な金融商品>

株式	債券 (国債・地方債など)	投資信託
----	------------------	------

! お金をぶやすには・・・

収入を
ぶやす!

支出を
減らす!

資産運用

お金にも
働いてもらう!

! 「投資」は「ギャンブル」とは異なります。

ギャンブルとは

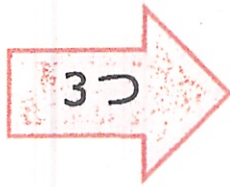
娯楽が目的。賭け金から主催者の運営料を差し引いた金額を勝敗に応じて分け合う。



一時的に資産が増えることはあっても、ライフプランに必要なお金を計画的に得る手段としては適当ではない。

2. 資産運用の基礎知識 金融商品の3つの特徴

金融商品の特徴を見分けるポイント



<p>安全性</p> <p>元本(元手)や利子の支払いが確実か。</p>	<p>収益性</p> <p>期待できる収益の大きさ。</p> <p>プラス</p>	<p>流動性</p> <p>必要なときにすぐに換金できるか。</p> <p>ATM</p>
---	--	--

3つの観点から見た金融商品の比較例

普通預金

収益性は高くはないが
安全性、流動性は高い

安全性



収益性



流動性



国内株式

安全性は低くても大きな
収益性が期待できる



国内債券

収益性も少しありつつ
安全性も高い

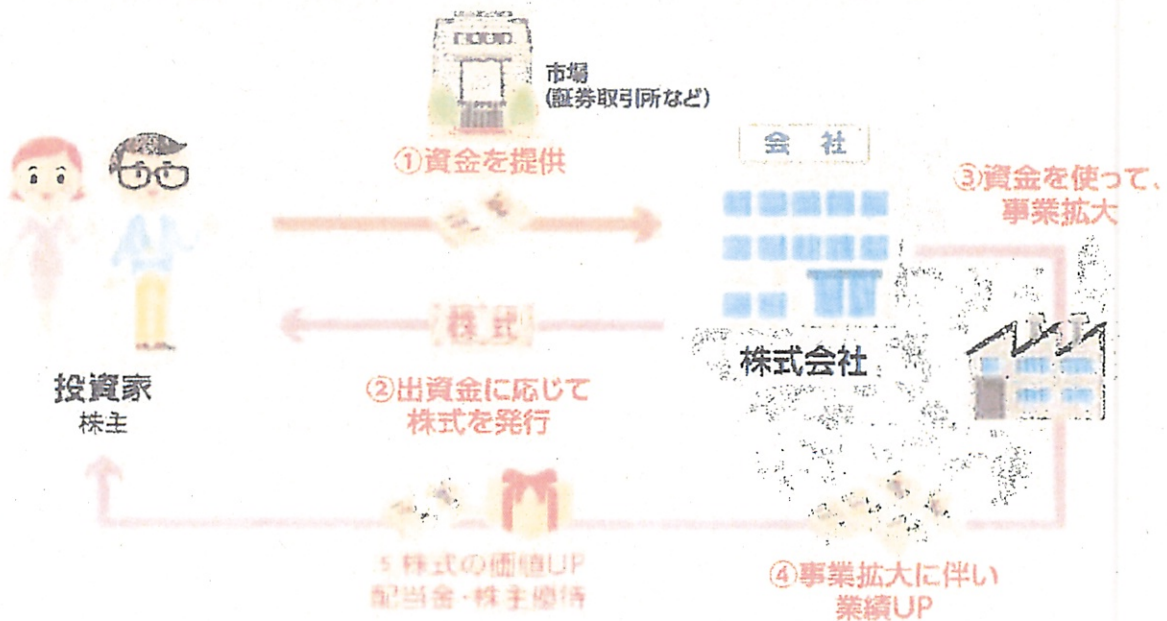


3つとも◎の
商品はない

※上記は一般的な比較例であり、個別の金融商品全てにあてはまるものではありません。

© Japan Securities Dealers Association All Rights Reserved. 6

3. 金融商品の基礎知識 株式投資のしくみと魅力



株式投資の魅力

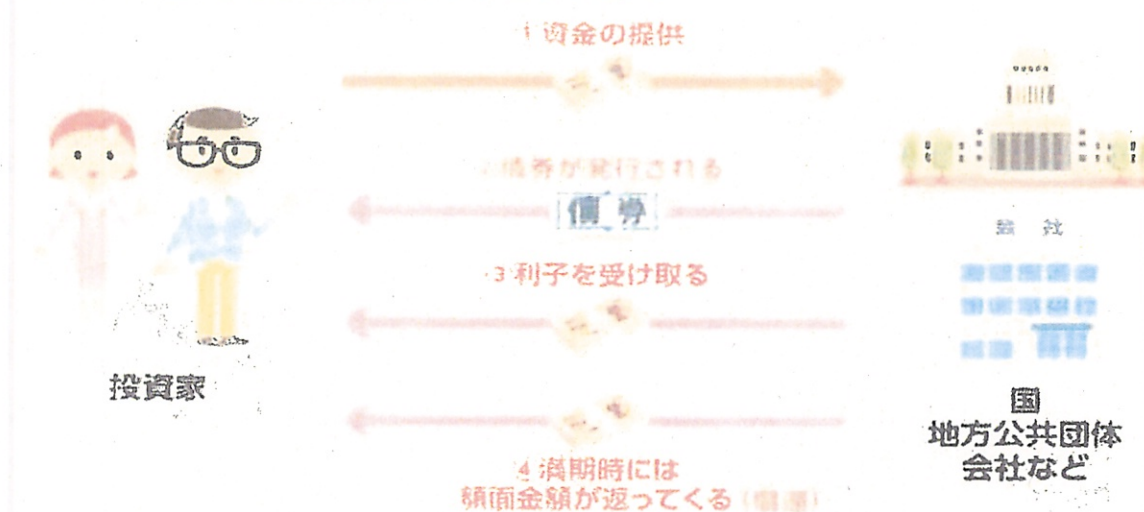
値上がり益 (キャピタル・ゲイン)
買ったときよりも高く売れると、譲渡益が得られる。

配当金 (インカム・ゲイン)
会社が得た利益を株主に還元する「配当金」が受け取れる。

株主優待
会社の製品やサービスなどの優待を受けられる場合も。

© Japan Securities Dealers Association All Rights Reserved. 7

債券は、国、地方公共団体、会社等が、お金を借りるときに、お金の返済日、利息の条件を明記した借用証書のようなものです。



債券投資の魅力

満期時に受け取れる額面金額
満期時に元本またはあらかじめ
約束した金額を受け取れる。満
期時に受け取れる

定期的に受け取れる利子
保有期間中、定期的に利子が
受け取れる。

途中で売却可能
満期を迎えなくても、途中
で売却することができます。

※一部異なる商品があります。

個人向け国債

国が発行し、個人のみ購入可能な債券です。
満期を待たずに換金する際には所定の金額が差し引かれるものの、元本割れすることはありません。
金融機関に開設された国債の振替口座で管理され、金融機関によっては口座の開設や口座の維持などに手数料が必要な場合があるので、事前に確認が必要です。

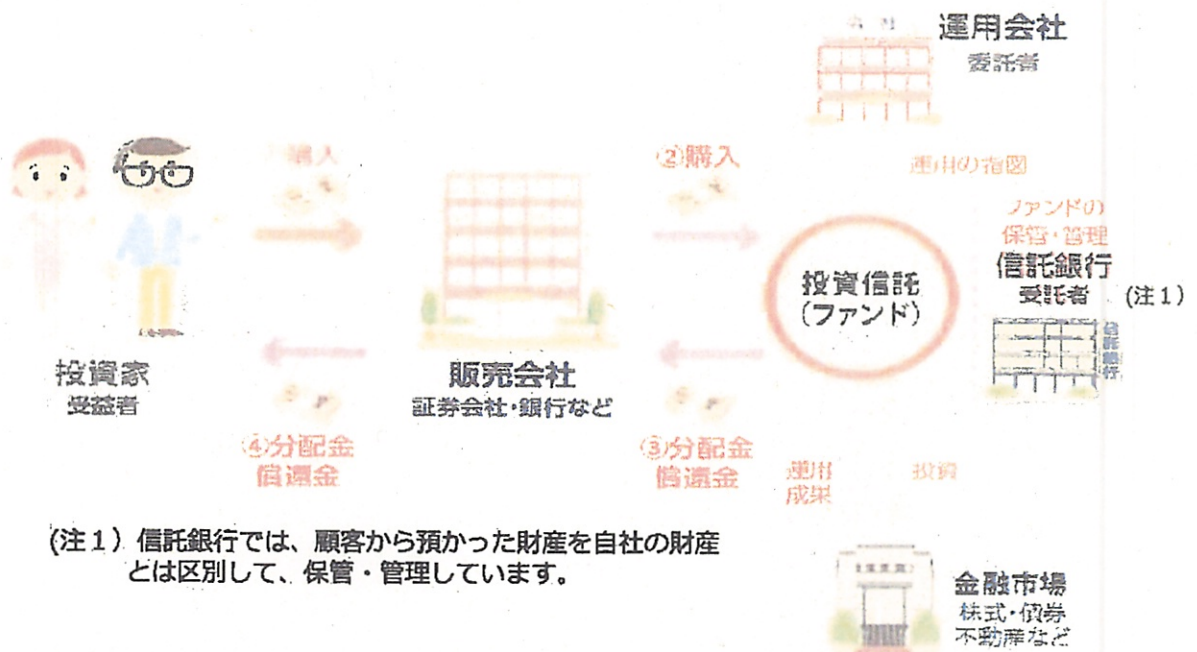
3年	5年	10年
<p>3年 固定金利</p> <p>満期までの期間は3年。 適用利率は、「3年固定利付国債」 の金利水準に応じて決まります。</p>	<p>5年 固定金利</p> <p>満期までの期間は5年。 適用利率は、「5年固定利付国債」 の金利水準に応じて決まります。</p>	<p>10年 変動金利</p> <p>満期までの期間は10年。 適用利率は半年ごとに「新規発行時 の10年固定利付国債」の金利水準 に応じて決まります。</p>
適用利率は発行時から満期まで変わらず、 利子は半年ごとに年2回支払われます。		利子は半年ごとに 年2回支払われます。
適用利率が0.05%を下回ることはありません（最低金利保証）。		

申し込み	額面1万円から1万円単位	リスク	信用リスク
換金	発行後1年未満は原則として中途換金できません。その後は、一部または全部の中途換金が可能です。ただし、直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685が差し引かれます		

「利率」と「利回り」について

利率(年利率)⇒ 額面金額に対し毎年受け
取る利子(利息)の割合のこと。

利回り(年利回り)⇒ 投資金額に対する利子
(利息)も含めた年単位の収益の割合のこと。

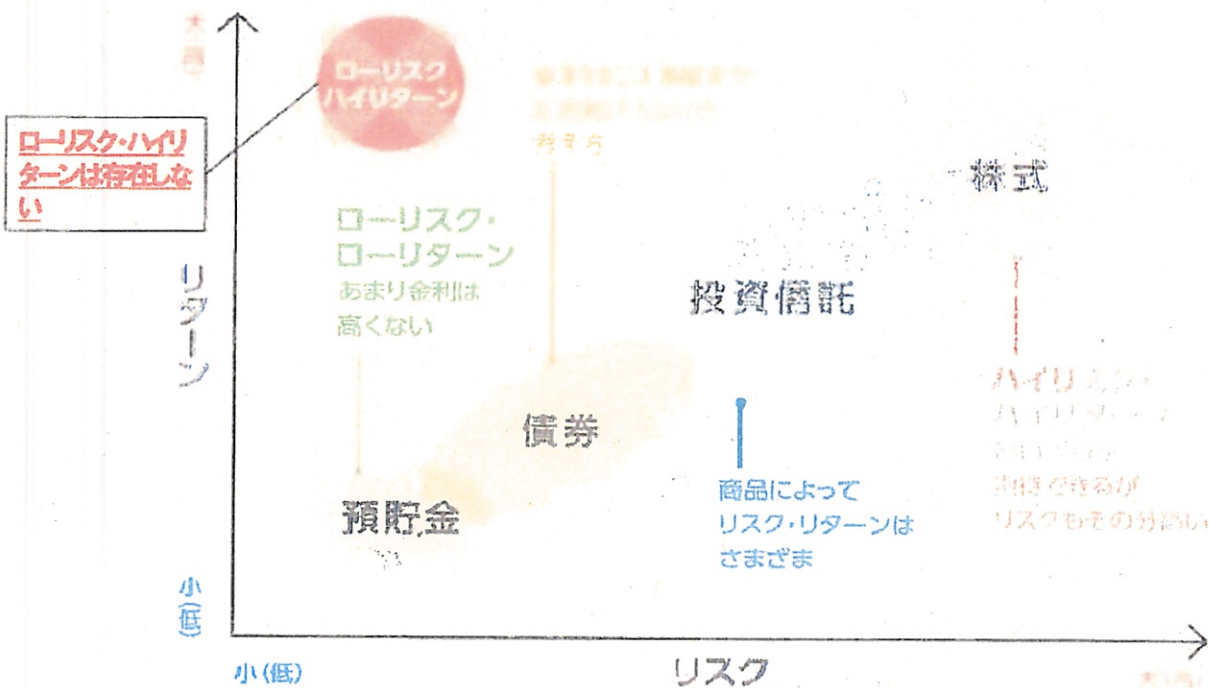


投資信託の魅力

専門家が運用
投資の専門家が、投資家に代わって運用します。

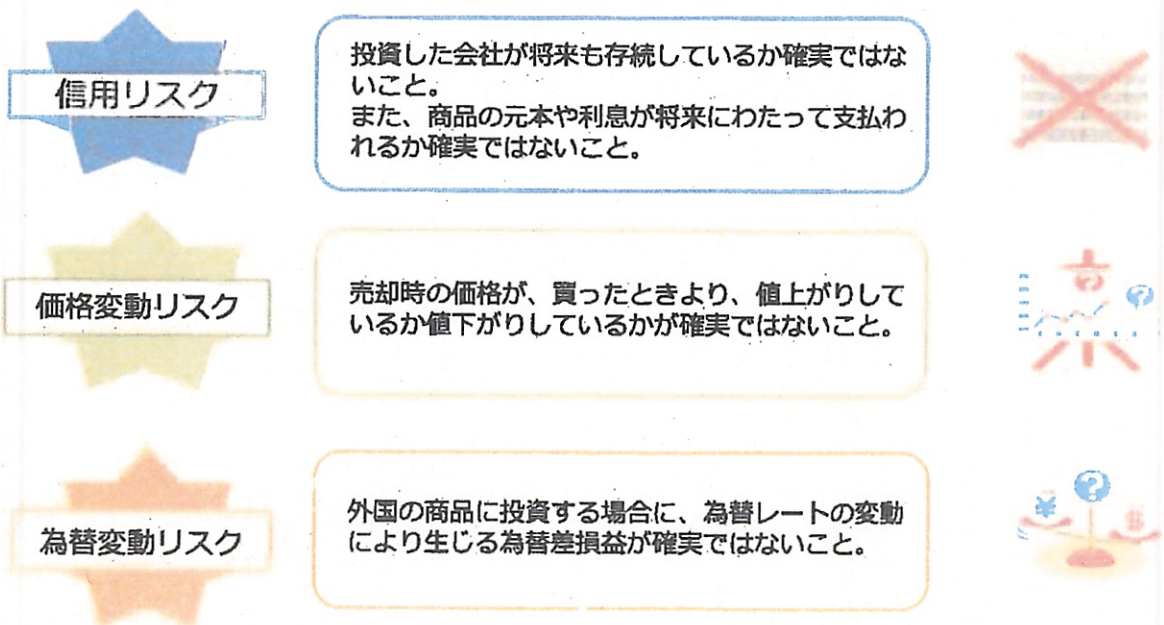
少額で投資可能
投資のために多額の資金を準備する必要がありません。

分散投資でリスクを軽減
分散投資をする仕組みなので、リスクの軽減につながります。



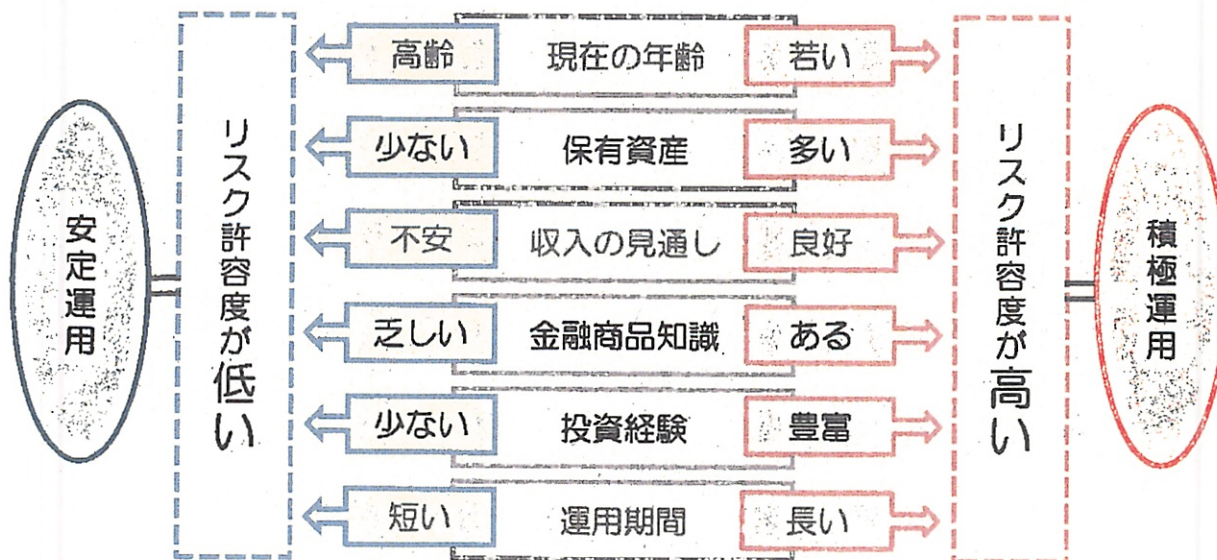
※上記の図は、イメージであり、全ての金融商品に当てはまるものではありません。特に、投資信託は組み入れる商品の内容によって、債券や株式のリスク・リターンと同水準であるものも存在します。

株式、債券、投資信託には主に次のようなリスクがあります。



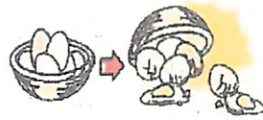
※外国の株式や債券に投資する投資信託の場合、カントリーリスクもあります。

自己責任時代、自身の現状を踏まえ、リスクをどの程度受け入れながら資産運用を実現するかを考えることが大切です。



※ リスク許容度をチェックするポイントの一例を参考にしたもので、すべてが網羅されていません。

投資の世界の合言葉！
「ひとつのカゴに
卵を盛るな」



ひとつにまとめておくと、
カゴを落としたときに全て
がダメに…



分けておくと、1つを落
としてしまっても、残り
は大丈夫！

資産の分散

特徴の異なる複数の資産を
組み合わせる



100万円のうち、定期預金
に50万円、投資信託に30万
円、株式に20万円といった
配分で投資する。

地域の分散

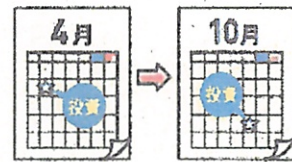
複数の地域や通貨を
組み合わせる



日本企業の株式だけではなく、
アメリカや欧州企業の
株式を購入したり、外貨建
ての金融商品を購入する。

時間の分散

投資のタイミングを
何度かに分ける



金融商品を購入する資金を
一度のタイミングで使い切
らず、時間をずらして、複
数回に分けて購入する。

株式購入の例

毎回、決められた「購入額」(1万円)、「数量」(10株ずつ)購入する。

A株式会社の株価の推移

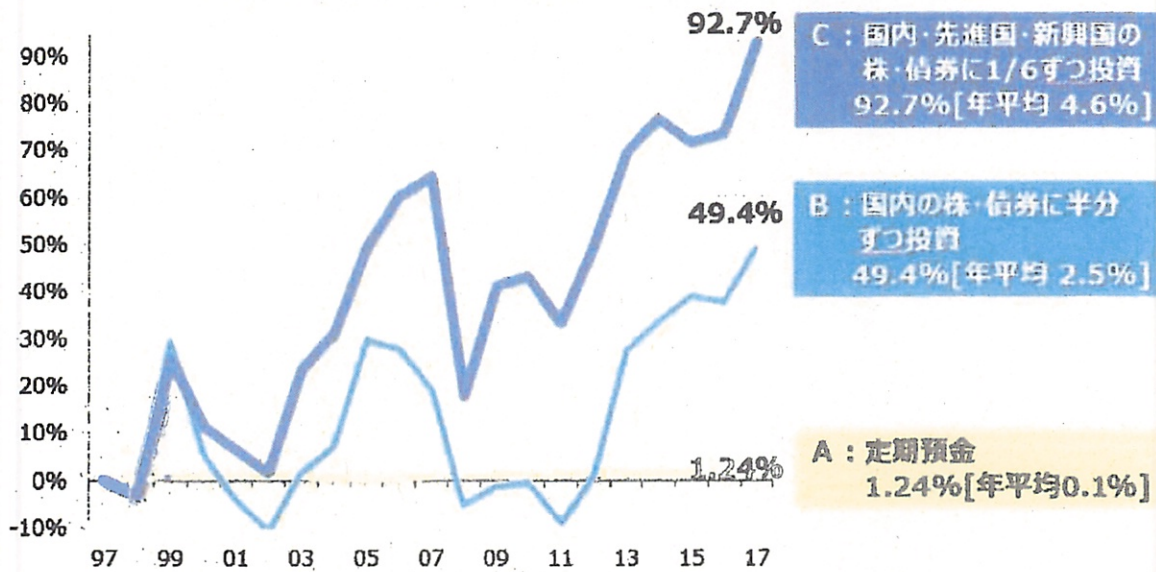
購入額	株価	株数	購入額	株価	株数	購入額	株価	株数	購入額	株価	株数	合計	平均購入価格
10,000円	1,000円	10株	10,000円	1,500円	6.67株	10,000円	500円	20株	10,000円	1,000円	10株	40,000円	856.5円
10,000円	1,500円	6.67株	10,000円	1,000円	10株	10,000円	500円	20株	10,000円	1,000円	10株	40,000円	1,000円

注: 株価が高い時の株数は少ない、株価が低い時の株数は多い。

- ▽ 定額購入法 (ドル・コスト平均法) とは…“定期的”に“一定額”を投資すること
⇒ 株価が安いときは多く、株価が高いときは少ない株数を購入することになり、結果として1株当たりの購入価格は平均化される。
- ▽ 定量購入法とは…毎回同じ数量を買い付けること
⇒ 購入価格は平均化されるが、“ドル・コスト平均法”のほうが平均購入価格を安くすることができる。

※ただし、定額購入法 (ドル・コスト平均法) によって投資収益が確実になるものではなく、場合によっては (例えば、購入する金融商品の価格が下落し続けるなど)、損失を被る場合があります。

長期・積立・分散投資の効果 (実績)



(注) 各計数は、毎年同額を投資した場合の各年末時点での累積リターン。株式は、各国の代表的な株価指数を基に、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。債券は、各国の国債を基に、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。

(資料) Bloombergより、金融庁作成

上図は過去の実績であり、将来の投資成果を予測・保証するものではありません。

4. 個人の資産形成支援制度 NISAと確定拠出年金の比較

項目	制度名		確定拠出年金		
	一般NISA	つみたてNISA	個人型 (会社員)	個人型 (会社員)	企業型
利用できる人	20歳以上の日本居住者		企業年金等 ^{※1} がない会社の従業員	企業年金等 ^{※1} がある会社の従業員	導入企業の従業員
取扱金融機関	自由に選択可能		自由に選択可能		勤めている企業が提携している金融機関
年間の拠出額	120万円	40万円	27.6万円	24.0万円 ^{※2} または14.4万円 ^{※3}	66.0万円 ^{※4}
投資額 (積立額) の上限	累計600万円	累計800万円	累計額については上限なし		
税制優遇	拠出時 (拠出額に対して)	優遇措置なし	所得控除 (所得税・住民税軽減)		
	運用益 (運用益に対して)	非課税	非課税		
	払出時 (払出額に対して)	課税されない	課税される (退職所得控除また公的年金等控除あり)		
金融商品の選択	自分で選択		金融機関が提示する商品の中から選択		
金融商品の変更	できない		金融機関が提示する商品の中では自由		
資産形成の目的	生活費全般		老後の生活費		
払い出しの制限	なし		給付開始時まで原則払出不可		

※1 企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金等

※2 企業型確定拠出年金のみに加入している方

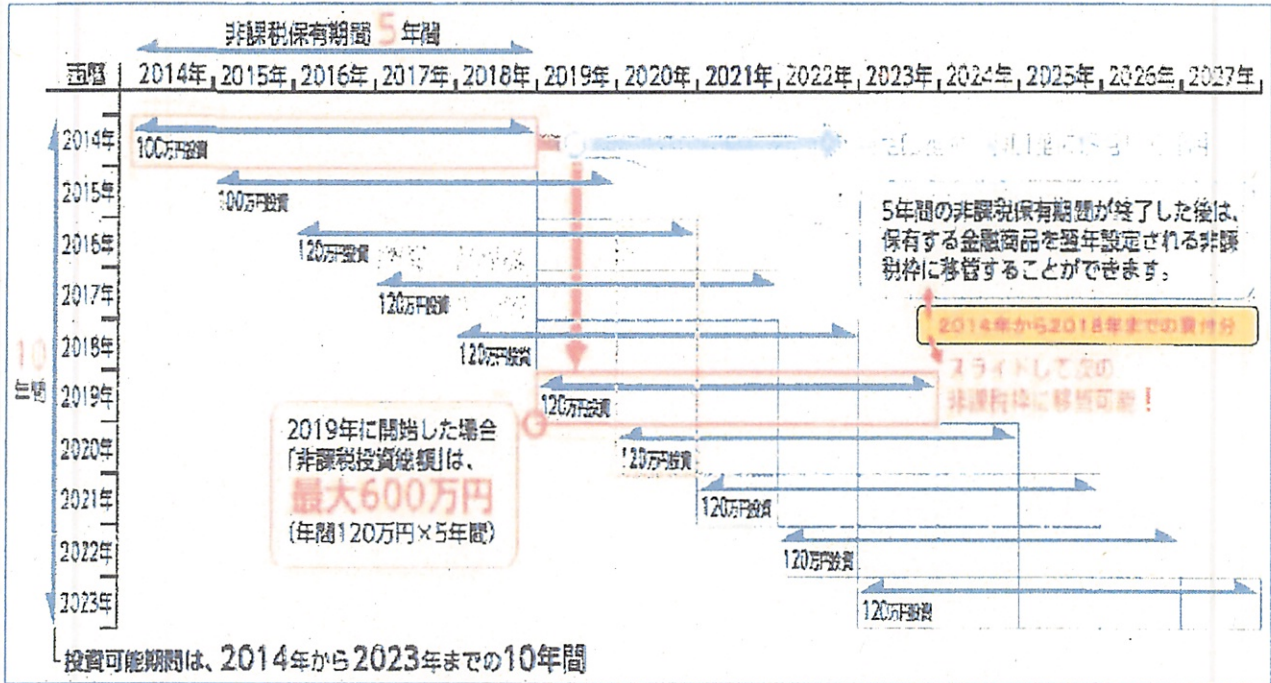
※3 ※1に加入している方で※2以外の方

※4 確定給付型年金を実施していない場合

(参考1) 一般NISAの投資イメージ



- 2014年から2023年までの間に、一般NISA（非課税管理勘定）で購入した上場株式や株式投資信託などの配当金及び譲渡益などが、購入した年から最長5年間非課税となります。
- 一般NISAでは、年間120万円までの上場株式や株式投資信託などを購入することができますが、120万円うち未使用分の翌年への繰越しはできません。



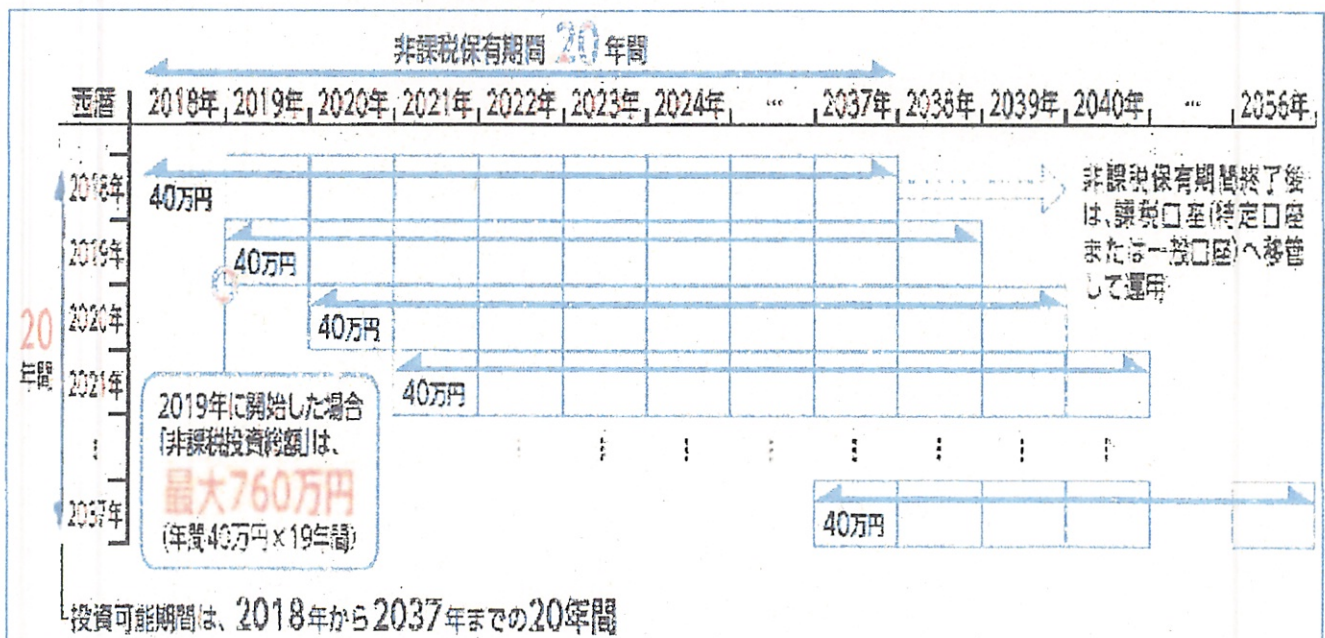
© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved

18

(参考2) つみたてNISAの投資イメージ

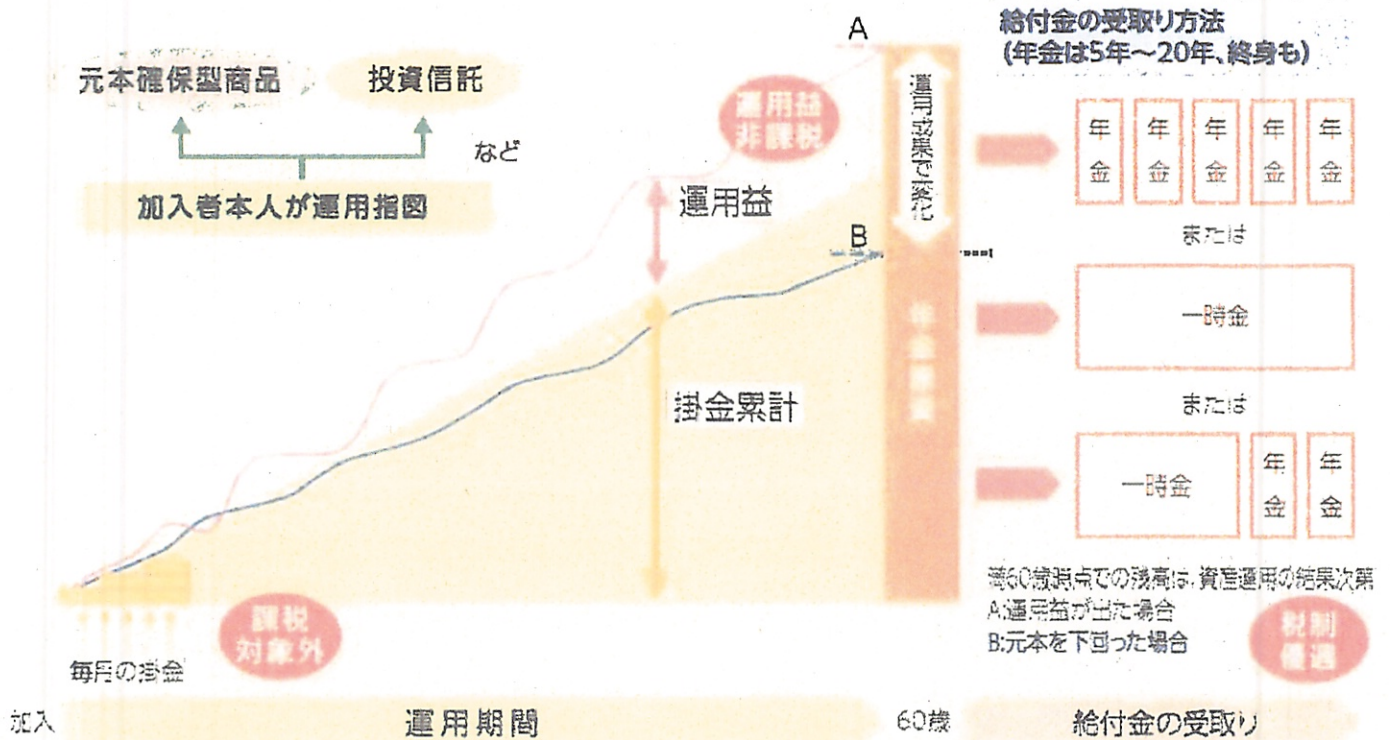


- 2018年から2037年までの間に、つみたてNISA（累積投資勘定）で購入した一定の要件を満たす株式投資信託やETFの配当金及び譲渡益などが、購入した年から最長20年間非課税となります。
- つみたてNISAでは、年間40万円までの株式投資信託やETFを購入できますが、40万円のうち未使用分の翌年への繰越しはできません。



© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved

19



5. 金融商品を購入する際に気をつけたいこと

- ✓ よく理解できない金融商品は安易に購入しない




金融商品には多くの種類があります。商品の特徴を見極め、よく理解できない場合は、安易に購入しないようにしましょう。
- ✓ 「安全、確実、元本保証で、高利回り」は詐欺の証拠






日本証券業協会では、無登録業者による株や社債をかたった投資詐欺による被害を防止するためコールセンターを設置しております。

「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止コールセンター
0120-344-999
【受付時間】平日9:00~11:30、12:30~17:30 (日本証券業協会)
- ✓ 金融商品に関するトラブルを相談できる場所は?

公正・中立な立場で金融商品取引でのトラブルに関するご相談や苦情を受け付け、解決する特定非営利活動法人があります

日本証券業協会


- 「投資の時間」 [投資の時間 協会 検索](#) 
- 「わたしの街のセミナー・講演会」 [わたし 協会 検索](#) 
- 「証券業界におけるSDGs推進のための取組み」 [SDGs 日証協 検索](#) 

<p>日本取引所グループ 「セミナー・学習」</p> <p>「取引所 学習」 で検索！ </p>	<p>投資信託協会 「投資信託を学ぼう」</p> <p>「投信協」 で検索！ </p>	<p>全国銀行協会 「教えて！くらしと銀行」</p> <p>「全銀協」 で検索！ </p>	<p>金融広報中央委員会 「知るほどと 暮らしとお金」</p> <p>「知るほどと」 で検索！ </p>
<p>金融庁 「金融の仕組みや金融商品などの解説」</p> <p>「金融の仕組み 金融庁」 で検索！ </p>	<p>金融庁 「つみたてNISAの対象商品」</p> <p>「つみたてNISA 金融庁」 で検索！ </p>	<p>国民年金基金連合会 (確定拠出年金)</p> <p>「国基連」 で検索！ </p>	<p>iDeCo公式サイト</p> <p>「イデコ公式」 で検索！ </p>

NISA相談コールセンター

NISAについての質問・相談は・・・

受付時間：平日 9:00~17:00
※祝日及び年末年始を除きます。

 **0570-023-104**



是非アクセス
してね！

退職準備説明会資料

裁判所共済組合東京支部

退職準備説明会資料

目次

第1	退職後の医療保険制度について-----	3
1	任意継続組合員制度-----	3
2	任意継続組合員資格の取得-----	3
3	任意継続掛金-----	4
4	任意継続組合員資格の喪失-----	5
5	利用できる制度と利用できない制度-----	6
第2	退職（資格喪失）後の給付-----	8
1	傷病手当金-----	8
2	出産費-----	8
3	埋葬料-----	8
第3	退職時に必要な諸手続等について-----	9
1	貸付及び財形持家融資を受けている方-----	9
2	団体月払い保険及びグループ保険等に加入している方-----	9
3	法人カードを所持している方-----	10
4	財形貯蓄をしている方-----	10
第4	年金制度の概要-----	11
1	公的年金制度の概要-----	11
(1)	裁判所職員と公的年金制度-----	11
(2)	国民年金及び厚生年金の種類-----	11
(3)	国民年金の被保険者-----	11
(4)	国民年金の被保険者種別変更に伴う届出-----	12
(5)	厚生年金の被保険者-----	12
2	老齢厚生年金-----	13
(1)	特別支給の老齢厚生年金-----	13
(2)	本来支給の老齢厚生年金-----	14
(3)	繰上げ支給の老齢厚生年金-----	15
(4)	退職される方の今後の手続について-----	16
3	障害厚生年金-----	17
(1)	受給要件-----	17

(2) 年金額	-----	17
(3) 在職中の支給	-----	17
(4) 障害基礎年金との関係	-----	17
4 遺族厚生年金	-----	18
(1) 受給要件	-----	18
(2) 年金額	-----	18
(3) 受給権の消滅	-----	18
(4) 遺族基礎年金との関係	-----	18
5 退職等年金給付	-----	19
6 年金額の試算	-----	20
7 年金の支給時期	-----	20
8 年金額の改定	-----	20
9 年金の併給調整	-----	20
10 在職中の支給停止	-----	21
11 年金にかかる税金	-----	22
12 65歳時の請求手続等	-----	22

第1 退職後の医療保険制度について

退職後の医療保険制度については、再就職先で健康保険に加入する場合を除き、①家族の被扶養者になる、②国民健康保険に加入する、③裁判所共済組合の任意継続組合員制度に加入する、のいずれかを選択することになります。

各制度の掛金額や手続等を比較検討し、ご自身で加入手続を行ってください。

- ① 家族の被扶養者になる場合には、所得などについて制限がありますので、扶養者が加入している医療保険の保険者に問い合わせてください。
- ② 国民健康保険に加入する場合は、居住している自治体で加入手続をしてください。
- ③ 裁判所共済組合の任意継続組合員制度に加入する場合は、退職した裁判所の共済組合支部で加入手続をしてください。なお、任意継続組合員になる場合には、退職後も引き続き裁判所共済組合員となることから、職員時代と同様の手続に服することになり、定期的に裁判所共済組合に書類の提出等をする必要があります。

1 任意継続組合員制度

退職の日まで引き続き1年と1日以上裁判所共済組合の組合員であった方は、希望により、退職後2年間に限り、裁判所共済組合の短期給付を受け、福祉事業を利用することができる任意継続組合員制度に加入することができます。

長期給付(年金)については、任意継続組合員制度には含まれませんので、手続が必要な場合には、年金事務所等で手続を行ってください。

2 任意継続組合員資格の取得

任意継続組合員となることを希望する人は、退職の日から起算して20日以内(例えば、3月31日付けで退職したときは、4月19日まで)に、退職した裁判所の共済組合支部に次の書類を提出してください。申出が認められたときは、退職の日の翌日から任意継続組合員の資格を取得します。

なお、期日までに(1)の申出書を提出しない場合及び納付期限までに掛金を払い込まなかった場合には、資格を取得できませんので、ご注意ください。

(1) 任意継続組合員となるための申出書

任意継続組合員の資格を取得するために必要な書類です。(2)及び(3)の書類が揃っていても、この申出書を先に提出するようにしてください。

住所は、退職後の住所を記入してください。

(2) 被扶養者申告書

退職すると、被扶養者の認定は同時に取り消されるため、新たに認定の手続をとる必要があります。住所に変更がある場合は、変更後の住所を記入してください。

なお、被扶養者の認定要件は、職員であったときと異なりませんが、申告書の添付書類として戸籍謄本等が必要となるなどしますので、詳細については所属の共済組合支部の担当者に問い合わせてください。

(3) 高齢受給者届出書(該当者のみ)

70歳以上の方又は70歳以上の被扶養者を有する方のみ提出してください。

3 任意継続掛金

任意継続組合員になったときは、掛金を払い込まなければなりません。

掛金には、短期掛金（福祉掛金を含む。以下同じ。）のほか、介護保険の第2号被保険者に該当する場合（40歳以上65歳未満）の介護掛金があります。

(1) 掛金の払込期間

短期掛金については、任意継続組合員の資格取得の日の属する月から資格を喪失する日の属する月の前月までの間、払い込む必要があります。

介護掛金については、介護保険の第2号被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの間（任意継続組合員期間中に限る。）、払い込む必要があります。

なお、任意継続組合員の資格を取得した月に資格を喪失したときは、その月の掛金を払い込まなければなりません。ただし、その月のうちに更に組合員の資格を取得したときは、任意継続組合員としての掛金を払い込む必要はありません。

(2) 掛金の額の算定

ア 標準報酬月額及び掛金額

掛金の額は、標準報酬月額に裁判所共済組合定款第31条第1項で定める掛金率を乗じて得た額です。

なお、任意継続組合員期間中に給与改定があったとき、平均標準報酬の月額が増減があったとき及び前記の掛金率に変更があったときは、掛金の額も増減します。

イ 標準報酬月額の算定方法

標準報酬月額は、次の方法で算定されます。

(ア)又は(イ)のうち、低い方の額が標準報酬月額になります。

(ア) 裁判所共済組合の平均標準報酬の月額（500,000円（令和元年度））

(イ) 退職時の標準報酬の月額（直近の9月以降の改定時に交付された標準報酬等級通知書に記載されている短期の額）

(3) 掛金の納付期限等

掛金の納付期限及び期限内に払い込まなかったときの効果は、次のとおりです。

ア 最初に払い込むべき掛金

退職の日から起算して20日以内に払い込まなければなりません。この期間内に払込みがないときは、最初から任意継続組合員の資格を取得しなかったものとみなされます。

イ ア以外の掛金

前月の末日までに払い込まなければなりません。この期限までに払込みがないときは、払込期限（月末）の翌日から資格を喪失します。

(4) 掛金の前納割引

ア 前納割引制度の概要

掛金の納付については、4月～9月分、10月～翌年3月分又は4月～翌年3月分をまとめて納付することにより掛金の割引を受ける、前納割引制度があります。

なお、任意継続組合員期間の満了が明らかなきときは、前納期間の終期について、これと異なる取扱いが認められます。

イ 前納割引制度利用時の掛金額

前納は、任意継続組合員となるための申出をし、掛金を前納した日の属する月の翌月の掛金から割引を受けることができます。例えば、3月31日に退職する場合、①4月1日に申出を行い、4月3日に掛金を前納した場合は5月分の掛金から、②3月20日に申出を行い、3月22日に掛金を前納した場合は4月分の掛金から割引を受けることができます。

ウ 前納割引制度利用時の掛金額の算定方法

前納期間に応じ、次の表の率を掛金額に乗じて掛金額を算定しています。

前納期間	率	前納期間	率	前納期間	率
1月	0.996737	5月	4.951267	9月	8.854433
2月	1.990221	6月	5.931847	10月	9.822277
3月	2.980464	7月	6.909228	11月	10.786964
4月	3.967476	8月	7.883420	12月	11.748502

エ 掛金を前納した者が前納期間の途中で資格を喪失したときは、過払いとなった掛金は、還付されます。

(5) 掛金の納付手続

任意継続組合員の資格取得が認められると、任意継続掛金額決定通知書が送付されます。掛金は、任意継続掛金額決定通知書に記載された口座に振込みにより納付してください。

(6) 掛金額の具体例（令和元年度の場合）

標準報酬月額が500,000円の任意継続組合員について

- 短期・福祉掛金 月額 38,560円
- 介護掛金 月額 6,890円
- (ア) 毎月納入する場合 月額 45,450円
年額 545,400円
- (イ) 1年前納する場合 年額 533,969円

4 任意継続組合員資格の喪失

任意継続組合員は、次に掲げる場合に該当するときは、資格を喪失します。このうち、(1)から(3)までの場合に該当するときはそれぞれに該当するに至った日の翌日に、(4)及び(5)の場合に該当するときはその日に、(6)の場合は納入期限の翌日に資格を喪失します。

- (1) 任意継続組合員となった日から2年を経過したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 任意継続組合員でなくなることを希望する申出が共済組合に受理された日の属する月の末日が到来したとき
- (4) 他の共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者になったとき
- (5) 後期高齢者医療の被保険者等になったとき
- (6) 納入期限までに掛金を払い込まなかった場合

5 利用できる制度と利用できない制度

任意継続組合員は、在職中の組合員と同様に共済組合法上の法定給付、附加給付を受け、福祉事業を利用することができますが、一部受給又は利用が制限されているものがあります。利用できる制度とできない制度は、次の表に示したとおりとなります。

任意継続組合員と法定給付

区分	給付事由	給付種目		利用の 可不可
		組合員本人	被扶養者	
保健給付	病気・負傷	療養の給付 入院時食事療養費 入院時生活療養費 保険外併用療養費 療養費 訪問看護療養費 移送費 高額療養費 高額介護合算療養費	家族療養費 家族訪問看護療養費 家族移送費 高額療養費 高額介護合算療養費	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
		出産	家族出産費	○
		死亡	家族埋葬料	○
休業給付	欠勤等	傷病手当金		×
		出産手当金		×
		休業手当金		×
		育児休業手当金		×
		介護休業手当金		×
災害給付	災害	弔慰金 災害見舞金	家族弔慰金	○ ○

※ 災害によって被害を受け、災害見舞金を受給した人に対しては、別途福祉事業の一環として災害対策費から救援物資の支給があります。

任意継続組合員と附加給付

区分	給付事由	給付種目		利用の 可不可
		組合員本人	被扶養者	
保健給付	病気・負傷	一部負担金払戻金	家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	○ ○
		出産	家族出産費附加金	○
		死亡	家族埋葬料附加金	○
休業給付	欠勤等	傷病手当金附加金		×

附加給付は、各共済組合ごとにその組合の定款で定められた内容の給付をいいます。

任意継続組合員と福祉事業

事業の区分	利用の可否
各種健康診断費用の補助 特定健康診査・特定保健指導の受診 人間ドック・脳ドック・PET検査の費用補助 健康ダイヤル24の利用 災害対策費の支給 引越システムの利用 法人契約のクレジットカードの利用 裁判所共済組合の診療所(室)の利用 KKR施設の部内料金による利用 福利厚生パッケージサービス 団体月払い保険	X O O O O O O X O O O O X
団体定期保険(グループ保険)	O
組合員に対する貸付け 財形持家融資	X X
共済手帳, 共済クリップ等の配布	O

※ 人間ドック、脳ドック及びPET検査に対する補助は、年1回に限られます。補助額は人間ドック等に要した費用の額が30,000円以上の場合は30,000円とし、30,000円未満の場合は実費額とします。

※ 災害対策費の支給は、法定給付である災害見舞金の支給を受けることを前提に、3万円から10万円を限度として救援物資を支給する制度です。

※ 特定健康診査・特定保健指導については、4月1日から翌年3月31日まで引き続いて、任意継続組合員であることが条件となります。

※ 法人契約のクレジットカード(JCB, 三井住友VISA)については、通達上、利用対象者から任意継続組合員が除外されているため、利用できません。退職前にこの法人カードを取得していた人は、カードをカード会社に返還し、必要があれば新たに個人カードを作成することになります。なお、後記第3の3「法人カードを所持している方」の項を参照。

※ KKRメンバーズカード(クレジットカード)については、退職後も利用できます。

第2 退職（資格喪失）後の給付

共済組合の組合員は、任意継続組合員かフルタイムの再任用職員となる場合を除き、退職の日の翌日から組合員資格を喪失します。資格喪失後は原則として共済組合からの給付はなくなりますが、例外的に資格喪失後についてもなお共済組合から給付を受けられる場合があります。

1 傷病手当金

1年以上組合員であった者が退職（資格喪失）時に現に傷病手当金を受給しており、退職（資格喪失）しなければ受給することができた残存期間がある場合には、その残存期間中は、退職（資格喪失）後も引き続き傷病手当金を受給することができます。また、退職した日において、既に勤務ができなくなった日以降3日を経過しているが、報酬が支給されているため傷病手当金が支給されていない場合も、「退職した際に傷病手当金を受けている場合」に該当するものとして、資格を喪失した日から1年6か月傷病手当金を受給することができます。

ただし、受給期間中に他の組合の組合員、他の健康保険の被保険者や私学共済組合の組合員となったときは支給されません。また、公的年金または障害一時金の支給を受けている場合は、在職中と同様に傷病手当金の額が調整されます（遡及して公的年金等の支給を受けることになった場合は、傷病手当金の額の調整のため返納が必要となります。）。

なお、傷病手当金附加金は、資格喪失後は給付されません。

2 出産費

1年以上組合員であった者が退職（資格喪失）後6か月以内に出産した場合には、出産費及び同附加金が支給されます。

ただし、退職後、出産するまでの間に他の組合の組合員になったときは、裁判所共済組合からは支給されず、当該他の組合から支給を受けることになります。

なお、家族出産費及び同附加金は、資格喪失後は給付されません。

3 埋葬料

組合員であった者が退職後3か月以内に死亡した場合、埋葬料が支給されます（同附加金は支給されません。）。

ただし、死亡する前に他の組合の組合員、他の健康保険の被保険者や私学共済組合の組合員となったときは支給されません。

なお、家族埋葬料及び同附加金は、資格喪失後は給付されません。

第3 退職時に必要な諸手続等について

1 貸付及び財形持家融資を受けている方

(1) 貸付

退職時に貸付の未弁済金がある場合には、退職手当から貸付金残元金及び利息相当額等が一括控除されます。退職手当からの控除を望まない場合には、退職前に一括して弁済することもできますので、その際は共済組合第二係まで申し出てください。

退職後、フルタイムの再任用職員となる場合や任意継続組合員となる場合も、退職時に一括弁済しなければなりません。

※ フルタイムの再任用職員は、再任用期間中は新たに貸付を受けることができますが、貸付可能額は再任用期間を基礎にして算定されますので、現役の組合員に比べて格段に少なくなります。

(2) 財形持家融資

退職時に融資残高が残っている場合には、退職手当から貸付金残元金及び利息相当額が一括控除されます。退職手当からの控除を望まない場合には、退職前に一括して弁済することもできますので、その際は共済組合第二係まで申し出てください。

退職後、フルタイムの再任用職員となる場合や任意継続組合員となる場合も、退職時に一括弁済しなければなりません。

2 団体月払い保険及びグループ保険等に加入している方

フルタイムの再任用職員となる場合は、いずれの保険（団体傷害保険は除く。）も継続されますので、特に手続の必要はありません（なお、ライフプランについては、定年退職時に請求することもできますので、希望される場合は、共済組合第二係まで申し出てください。）。

フルタイムの再任用職員とならない場合は、共済組合第二係から別途関係書類を送付しますので、必要事項を記載のうえ共済組合第二係へ提出してください。

(1) 団体月払い保険

フルタイムの再任用職員とならない場合は、契約している生命保険・損害保険会社の担当者に、退職後は団体月払いから個人払いに支払方法が変更になる旨を連絡してください。

(2) 新グループ保険・3大疾病保障保険・総合医療保険

退職時に継続を希望する場合は、退職直後の更新日前日（9月30日）まで継続加入できます。

さらに、退職時の本人の年齢が50歳以上で、更新日以降も継続を希望する場合は最大で70歳6か月まで加入することができます。ただし、最高保障額は1,000万円（65歳6か月超えの方は500万円）となります。

保険料については、退職時に預金口座振替依頼書で払込口座を指定していただきます。保険料の引き落としは、在職中と変わらず毎月27日（休日の場合は翌営業日）です。

(3) 団体傷害保険

退職時に継続を希望する場合は、退職直後の更新日前日（9月30日）まで継続加

入できます。

保険料の引き落としは、在職中と変わらず毎月27日（休日の場合は翌営業日）です。更新日以降の継続加入の取扱いはありません。

(4) ライフプラン

退職後は、任意継続組合員になるか否かを問わず、退職と同時に払い込み終了となります。

それまでに払い込んだ積立金の受け取り方法については、加入していたコース（個人年金コース又は一般コース）に応じて、個人年金コースは年金、一般コースは年金又は終身保険、医療保険を選択することになります。各手続については、共済組合第二係を通じて別途関係書類を送付しますので、必要事項を記載のうえ共済組合第二係へ提出してください。

3 法人カードを所持している方

裁判所共済組合と各カード会社との間の法人契約により発行されているJCBビジネスカード及び三井住友VISA JRコーポレートカードは、フルタイムの再任用職員になる場合以外は退職と同時に退会となります。この場合、カード利用者は各カード会社に連絡のうえ、カード会社の規定に従って退会手続をとることになります。

※ JCBビジネスカード

(連絡先) JCB法人デスク (9:00~17:00 日, 祝日, 年末年始休)

0120-883-623

0570-00-3332 (スマートフォン, 携帯電話からの受付 (有料))

※ 三井住友VISA JRコーポレートカード

(連絡先) 三井住友カード法人デスク (9:00~17:00 土, 日, 祝日, 年末年始休)

0120-492-212

4 財形貯蓄をしている方

フルタイムの再任用職員となる場合を除き、退職時に解約手続が必要となりますので、事前に共済組合第二係に連絡し、手続を確認してください。

第4 年金制度の概要

1 公的年金制度の概要（「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」8ページ参照）

(1) 裁判所職員と公的年金制度

公的年金制度は、昭和61年の改正によって、全国民に共通の基礎年金制度（国民年金）と基礎年金制度の上乗せ部分としての被用者年金制度（厚生年金，共済年金）に区分されることとなりました。その後平成27年10月から被用者年金制度（厚生年金と共済年金）の一元化が図られました。したがって，裁判所職員は1階部分の国民年金と2階部分の厚生年金の両方の制度に加入し，両方の年金の支給を受けることとなります。また，被用者年金制度には3階部分があり，平成27年9月までの職域加算部分及び同年10月以降の退職等年金給付も合わせて支給を受けられます。

S61.4.1

H27.10.1

(3階部分 職域加算部分)

2階部分 被用者年金制度

1階部分 基礎年金制度

退職共済年金 (職域加算額)	退職等年金給付
退職共済年金 (厚生年金相当額)	老齢厚生年金 (報酬比例額)
国民年金 (老齢基礎年金)	

(2) 国民年金及び厚生年金の種類

国民年金（基礎年金）も厚生年金も，その受給権の発生原因によって3種類に区分されています。

受給権の発生原因	国民年金	厚生年金
一定の年齢（老齢）に達すること	老齢基礎年金	老齢厚生年金
一定の障害の状態にあること	障害基礎年金	障害厚生年金
死亡したこと（遺族に支給）	遺族基礎年金	遺族厚生年金

(3) 国民年金の被保険者

国民年金の被保険者は，国内在住の20歳以上60歳未満の者で，次の要件により3種類の種別に区分されています。

ア 第1号被保険者

自営業，農林漁業，学生，自由業等の方で，第2号・第3号被保険者に該当しない方です。

保険料は個別に納付する必要があります。

イ 第2号被保険者

民間企業のサラリーマン，公務員等，私立学校職員等で，厚生年金制度の適用を受ける者が該当します。

保険料は、保険者である会社や共済組合等が徴収した保険料の中から一括して納付していますので、個別に納付する必要はありません。

ウ 第3号被保険者

第2号被保険者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者が該当します。

保険料は、配偶者が加入している共済組合等が一括して納付していますので、個別に納付する必要はありません。

(4) 国民年金の被保険者種別変更に伴う届出

例えば、60歳未満の被扶養配偶者を持つ組合員が退職すると、それまで第3号被保険者であった被扶養配偶者は第1号被保険者に種別が変わり、自ら保険料を納めることになります。この種別変更の届出は、被扶養配偶者本人が直接住所地の市区町村の年金窓口に出向いて行うことになっています。

この届出を怠ると、被扶養配偶者が将来受け取る年金の額が少なくなったりすることがありますので、忘れずに届け出るようにしてください。

(5) 厚生年金の被保険者

一元化に伴って公務員も厚生年金の被保険者となりました。一元化前の加入制度によって下表のように4種に区分されます。

厚生年金被保険者	一元化前の加入制度	年金事務の実施機関
第1号厚生年金被保険者	厚生年金被保険者	日本年金機構
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合連合会
第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合	地方公務員共済組合連合会
第4号厚生年金被保険者	私学共済組合	日本私立学校振興共済事業団

2 老齢厚生年金（「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」14ページ参照）

老齢厚生年金の本来の支給開始年齢は、65歳からとなっています。これを本来支給の年金といいます。

ただし、昭和28年4月2日～昭和36年4月1日生まれの方については、特例により支給開始年齢から65歳までの間に特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

生年月日	支給開始年齢
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳

※令和元年3月に60歳で定年退職する方は64歳から支給されます。

特別支給の老齢厚生年金と本来支給の老齢厚生年金とは別の年金なので、それぞれ年金の決定請求をする必要があります。

(1) 特別支給の老齢厚生年金

ア 受給要件

昭和36年4月1日以前に生まれた65歳未満の者が、次の①から③までのすべての要件を満たしていること。ただし、在職中は原則として支給停止となります。

- ① 支給開始年齢に達していること（※1）
- ② 保険料納付済期間等が通算して10年以上あること（※2）
- ③ 厚生年金被保険者期間が1年以上あること（※3）

※1 生年月日による支給開始年齢は上の表のとおり。

※2 「保険料納付済期間等」には、国民年金法による保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を含みます。したがって、年金額の計算の基礎となる「厚生年金被保険者期間の月数」とは必ずしも一致しません。

※3 共済組合員期間は厚生年金被保険者期間とみなされるため、通算した期間となります。

イ 年金額

年金額は、報酬比例額、経過的職域加算額に区分されており、それぞれ次のように計算されます。（「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」36ページ参照）

- ① 報酬比例額 (給付乗率) (被保険者期間月数)
- | | | | | | |
|----------|---|------------|---|------------|---|
| 平均標準報酬月額 | × | 7.125/1000 | × | H15.3以前の月数 | + |
| 平均標準報酬額 | × | 5.481/1000 | × | H15.4以後の月数 | |

- ② 経過的職域加算額（平成27年9月までの分）

⑤ 加給年金額 : 配偶者及び子の数による定額

(「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」20ページ参照)

※ 加給年金額は、厚生年金被保険者期間20年以上の年金受給者によって生計を維持されている配偶者や子がいる場合に加算されるもので、対象となる配偶者及び子の要件は概ね次のとおりとなっています。

a 配偶者については、65歳未満で受給権者と生計を共にしており、恒常的な収入が年間850万円未満であること。加給年金額は390,100円(令和元年度)

b 子については、18歳の誕生日以後最初の年度末までの間にある子又は20歳未満で1級又は2級の障害等級に該当する子であること。年金額は2人目まで1人につき224,500円(令和元年度)、3人目から1人につき74,800円(令和元年度)

⑥ 老齢基礎年金(国民年金)の額

※ 老齢基礎年金の額は定額となっており、平成27年4月以降は保険料納付済とされる期間が40年の場合年額780,100円(令和元年度)となっています。

(40年に満たないときは、780,100円×保険料納付期間の月数/480月)。

国家公務員共済組合以外の年金制度に加入したことがない場合は、国家公務員共済組合連合会を通じて請求します。その他の場合は年金事務所で請求します。

ウ 本来支給の老齢厚生年金の繰下げ支給制度

(「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」27ページ参照)

本来支給の老齢厚生年金は65歳に達した月の翌月から受給できますが、受給者側の申出により、その支給開始年齢を繰下げて受給できる制度です。

繰下げの申出は、老齢厚生年金と老齢基礎年金でそれぞれ別の時期に行うことができます。

※ 66歳以降1月単位で繰下げることが可能で、最大5年間(60月)繰下げることができ、繰下げている期間に対応して1月あたり0.7%の繰下げ加算額が支給されます。

ただし、老齢厚生年金は、65歳で請求を行ったと仮定して実際に支給される額に加算率を乗じて計算するので、在職中で全額支給停止の場合には、停止後の支給額(0円)に加算率を乗じて計算するため、繰下げ加算額は0円となります。

また、繰下げ期間中は加給年金の決定も行われないため、配偶者が65歳に到達したときに配偶者の老齢基礎年金に振替加算がされないというデメリットがあります。

(3) 繰上げ支給の老齢厚生年金

(「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」25ページ参照)

昭和28年4月2日以降に生まれた方が次の①から④までのすべての条件を満たしているときは、支給開始年齢前に年金を請求することができます。

ただし、老齢基礎年金と同時に請求しなければならず、年金額は生涯減額されます。減額されるのは、繰上げ期間の1月あたり0.5%です。また、老齢厚生年金と老齢基礎年金では繰上げ月数が異なります。

- ① 60歳に達していること。
- ② 保険料納付済期間等が10年以上あること。
- ③ 厚生年金被保険者期間が1年以上あること。

④ 現に国民年金に任意加入していないこと。

※ 繰上げ、繰下げの場合の総受給額の比較は別表参照

注意事項については（「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」26ページ参照）

(4) 退職される方の今後の手続について

ア 再任用される場合及び引き続いて国家公務員として就職する場合
退職に伴って年金関係で行う手続はありません。

イ ア以外の場合

退職時に退職届を提出していただきます。

退職後、支給開始年齢到達日の3か月前頃に国家公務員共済組合連合会から登録事項が印字された年金請求に必要な請求書（ターンアラウンド請求書）等が送付されますので、作成の上必要書類を添付して請求してください（別添のサンプル参照）。

なお、退職届提出後に氏名又は住所に異動があった場合は、国家公務員共済組合連合会に届出が必要です。届け出なかった場合、必要な書類等が届かないことがありますので、注意してください。届出の書式は国家公務員共済組合連合会のホームページにありますので、ダウンロードするか電話で依頼してください。

※ HPアドレス：<http://www.kkr.or.jp/>

電話番号：「KKR年金相談ダイヤル」0570-080-556（ナビダイヤル）、03-3265-8155（一般電話）

ウ 6.5歳に到達した時の手続

6.5歳の誕生日の2か月前頃に国家公務員共済組合連合会から封書でハガキ形式の年金請求書が届きますので、必要事項を記入の上、国家公務員共済組合連合会に返送してください。当支部では受付できません。

なお、繰下げ支給を希望する場合は、この時は年金請求書を返送せずに、6.6歳の誕生日以降の繰下げ請求を希望する時期に国家公務員共済組合連合会に連絡を取って、必要な請求書の用紙を取得してください。

エ 6.5歳以後の手続

退職者の場合、6.5歳到達後に国家公務員共済組合連合会から退職等年金給付の請求書が送付されますので必要事項を記入の上、国家公務員共済組合連合会に提出してください。

6.5歳到達後に退職される場合は、退職後に請求書が送付されます。

3 障害厚生年金（「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」38ページ参照）

(1) 受給要件

障害厚生年金は、次のいずれかに該当したときに支給されます。

- ア 2号厚生年金被保険者である間に初診日のある傷病によって、障害認定日（初診から1年6月を経過した日又はそれ以前に症状が固定した日）に3級以上の障害に認定された場合（障害認定日による請求）

- イ 障害認定日に3級以上の障害に認定されなかった者が、同一傷病により、その後65歳になるまでの間に3級以上に該当し、請求したとき（事後重症による請求）

(2) 年金額

障害等級が1級の場合は、報酬比例額×125/100（+加給年金額）

2級の場合は、報酬比例額（+加給年金額）

3級の場合は、報酬比例額（最低保障額（585,100円（令和元年度）の適用あり）

ア 報酬比例額

老齢厚生年金と同じ計算式ですが、厚生年金被保険者期間の月数が300月に満たない時は300月として計算します。

イ 加給年金額

障害等級が1級又は2級の障害厚生年金受給権者に、65歳未満の被扶養配偶者がいるときに支給されます。金額は定額で224,500円（令和元年度）です。

(3) 在職中の支給

傷病手当金を受給している場合は、年金額と調整されることとなりますので、必ず共済組合に申し出てください。

(4) 障害基礎年金との関係

障害の程度が1級又は2級に該当したときは、国民年金法による障害基礎年金が支給されます。

障害基礎年金と障害共済年金は併給されます。

4 遺族厚生年金（「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」48ページ参照）

(1) 受給要件

遺族厚生年金は、組合員や老齢厚生年金の受給者が死亡した場合に、受給者によって生計を維持されていた遺族に対して支給されます。

遺族の受給権の順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母となっていますが、このうち、夫、父母、祖父母は55歳以上の者、子及び孫については18歳の年度末（3月31日）までの間にある者若しくは1級又は2級の障害認定を受けている20歳未満の者に限られます。

(2) 年金額

年金額は、報酬比例額になりますが、妻が受給する場合には「中高齢寡婦加算額」が加算されます。

※ 「中高齢寡婦加算額」は、妻が受給する遺族厚生年金（長期要件の場合は、被保険者であった者の加入期間が20年以上あるときに限る。）については、妻が次のいずれかの要件に該当する時は、65歳に達するまでの間、加算されることになっています。金額は定額で、585,100円（令和元年度）です。

ア 受給権発生日において40歳以上65歳未満である者

イ 40歳に達した当時、遺族に該当する子と生計を同じくして、その状態が継続している65歳未満の者

ただし、国民年金の遺族基礎年金を受給できる時は、その間、この加算額は支給が停止されます。

(3) 受給権の消滅

遺族厚生年金を受給している者が、次のいずれかに該当した場合には、受給する権利はなくなります。

ア 死亡したとき

イ 婚姻したとき

ウ 直系の血族又は姻族以外の者の養子になったとき

エ 子又は孫である受給者が18歳の年度末を経過したとき

(4) 遺族基礎年金との関係

遺族厚生年金を受給することができる者が次の条件に該当するときは、国民年金法による遺族基礎年金が併せて支給されます。

遺族基礎年金は定額で、780,100円（令和元年度）となっています。

ア 遺族厚生年金を受給できる配偶者で、遺族に該当する子（※）がいるとき

イ 遺族厚生年金を受給できる子がいるとき

※ この場合、「子」は、18歳の年度末までの間にある者、又は1級又は2級の障害認定を受けた20歳未満の者に限ります。

妻が遺族基礎年金を受けている間は、子の遺族基礎年金は、支給停止となります。

子の遺族基礎年金は、生計を同じくする父又は母があるときは、支給停止となります。

5 退職等年金給付（「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」58ページ参照）

平成27年10月に被用者年金の一元化が行われましたが、これに伴って従前退職共済年金にあった3階部分の職域加算額が廃止され、これに代わって創設された制度です。

給付の種類は、退職年金、公務障害年金、公務遺族年金の3種類が設けられています。

制度設計としては従前の賦課方式から積立方式に変更され、皆様が掛けた保険料を積立てて運用した資金を原資として年金を支払うもので、現在の保険料率は1000分の15（国7.5、組合員7.5）の割合となっています。

(1) 退職年金

退職年金は終身退職年金と有期退職年金（原則20年）により構成され、有期退職年金部分は選択により一時金として受給したり受給期間を10年に短縮することができます。

ア 受給要件

- ① 65歳に達していること
- ② 退職していること
- ③ 1年以上引続く組合員期間を有していること

イ 給付算定基礎額

積み立てられた保険料と運用益の総額のことです。

ウ 年金額

年金額の計算式は、

終身退職年金＝終身退職年金算定基礎額÷受給権者の年齢区分に応じた終身年金現価率

有期退職年金＝有期退職年金算定基礎額÷受給残月数の区分に応じた有期年金現価率

ですが、現価率は毎年改定され、国家公務員共済組合連合会の定款で定められます。

エ 請求手続

退職し65歳に到達した時に、国家公務員共済組合連合会から請求書等が各個人あてに送付されますので、必要事項を記入した上で直接国家公務員共済組合連合会に提出してください。

(2) 公務障害年金

受給要件は、次の①から③までのすべての条件を満たしている時に支給されます。

- ① 公務により病気にかかり、または負傷した方であること
- ② その病気又は負傷に係る傷病についての初診日において組合員であること
- ③ 障害認定日においてその公務傷害により、障害等級1級から3級までに該当する障害状態であること

(3) 公務遺族年金

受給要件は、次の①から③のいずれかに該当するときに、その遺族に支給されます。

- ① 組合員が公務による病気又は負傷に係る傷病により死亡したとき
- ② 組合員が退職後組合員期間中に初診日がある公務傷病により初診日から5年以内に死亡したとき
- ③ 1級又は2級の公務障害年金の受給権者が、公務障害年金の受給権発生の原因となった公務傷病により死亡したとき

なお、公務障害年金及び公務遺族年金で、通勤災害は対象となりません。

6 年金額の試算

退職を間近に控えている人の退職後の年金額の試算は、連合会年金部の年金相談室で受け付けています。（「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」145ページ参照）
（電話：0570-080-556（ナビダイヤル）／03-3265-8155（一般電話））

また、国家公務員共済組合連合会から毎年誕生月にこれまでの年金加入記録等や年金見込額が表示された「ねんきん定期便」が送付されますので、参考にしてください。

平成27年10月から始まった退職等年金給付の掛金の払込実績については、毎年6月末に前年度分の積立記録が国家公務員共済組合連合会から送付されます。

7 年金の支給時期

年金は、受給権発生日の翌月から支給されます。

定期支給日は各偶数月の15日（休日の場合はその前日）です。

支給は、前2か月分が支給されます（10月の支給は、8月分及び9月分）。

8 年金額の改定（「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」68ページ参照）

年金の額は、毎年4月、その年の賃金や物価の変動に応じて自動的に改定されます。改定された額は4月分の支給の際（6月）に通知されます。

9 年金の併給調整（「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」70ページ参照）

現在の年金制度の下では、1人1年金が原則とされています。したがって、2つ以上の支給事由の異なる年金の受給権が発生した場合には、いずれか1つの年金を選択して受給することとなり、選択しなかった年金は支給停止となります。これを「併給調整」と呼んでいます。

併給調整の内容は次の3点です。

(1) 同一の支給事由による年金は、併せて受給することができます。

※ 例えば、老齢という支給事由により受給権が発生する老齢厚生年金と老齢基礎年金は併せて受給することができます。

(2) 支給事由の異なる年金は併せて受給することができませんので、いずれか一方を選択して受給することになります。

※ 例えば、老齢という支給事由の老齢厚生年金と障害という支給事由の障害厚生年金の2つの受給権が競合する場合には、老齢厚生年金か障害厚生年金か、いずれかの年金を選択して受給することになります。

(3) 65歳以降は、支給事由の異なる年金も併せて受給できる場合があります。

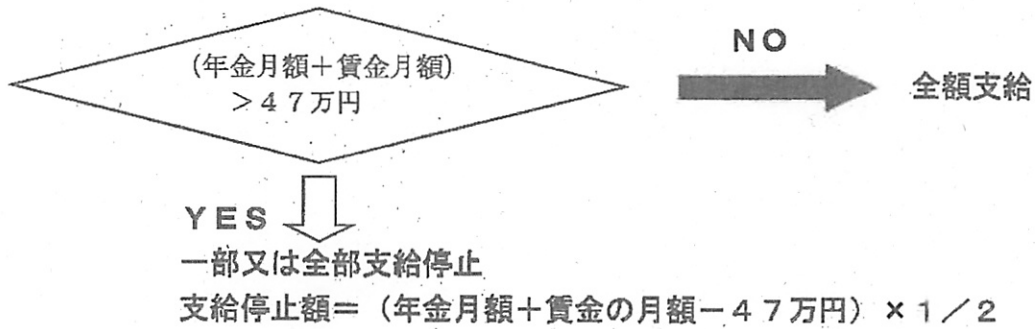
※ 例えば、障害厚生年金と老齢基礎年金は併せて受給することができます。

10 在職中の支給停止（「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」30ページ参照）

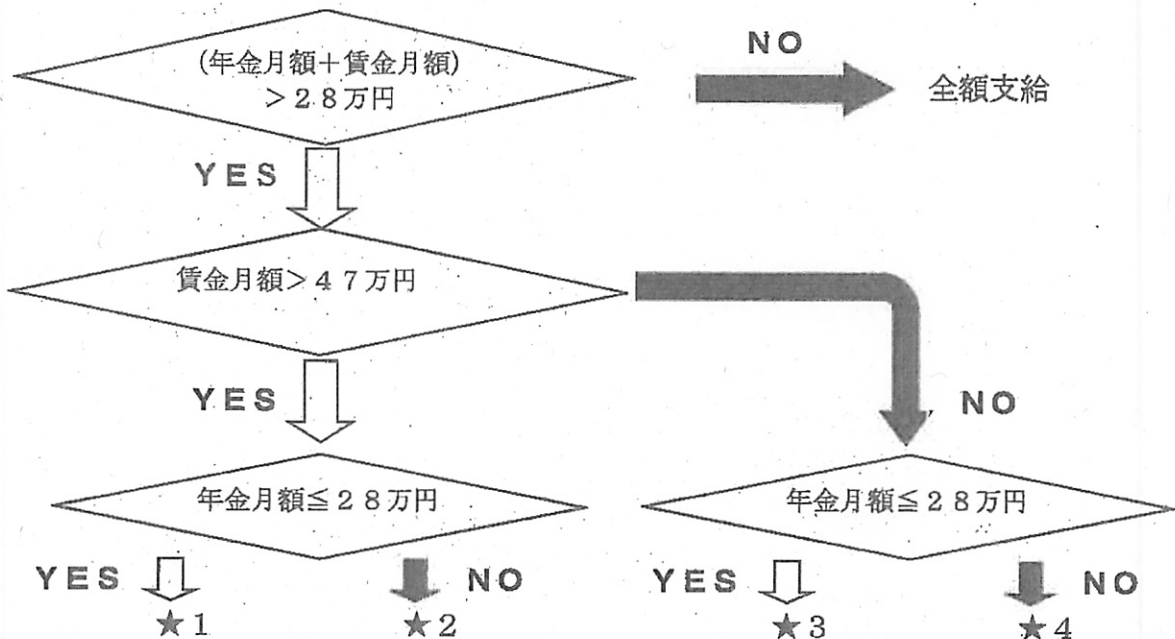
2号厚生年金被保険者が在職中の場合、所得金額に応じて老齢厚生年金額の一部又は全部が支給停止となります。

支給が停止される額（月額）は以下のとおりです。

(1) 65歳以上の場合



(2) 65歳未満の場合



★1 (47万円+年金月額-28万円) ÷ 2 + (賃金月額-47万円)

★2 46万円 ÷ 2 + (賃金月額-47万円)

★3 (賃金月額+年金月額-28万円) ÷ 2

★4 賃金月額 ÷ 2

年金月額 = 年金額 ÷ 12

賃金月額 = (標準報酬月額 × 12 + 直近2回分の標準期末手当額) ÷ 12

このほか、雇用保険法による失業給付や高年齢雇用継続給付を受ける場合には、一定の要件のもとに年金の一部又は全部の支給が停止されます。（「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」78ページ参照）

11 **年金にかかる税金**（「知っておきたい厚生年金・退職等年金給付令和元年版」74ページ参照）

年金は所得税法上の「雑所得」に該当します。ただし、源泉徴収の対象となるのは、その年に受ける年金の支給額が、65歳未満の人については108万円以上、65歳以上の人については158万円（老齢基礎年金を受けているときは80万円）以上の場合に限られます。

なお、年金に対する所得税の源泉徴収には、給与所得のような年末調整による税額の精算を行いません。老齢厚生年金のほかに給与所得等がある場合、医療費控除、生命保険料控除、住宅取得等特別控除などを受けるときには確定申告が必要となります。

12 **65歳時の請求手続等**

特別支給の老齢厚生年金の受給権は、65歳になると消滅しますが、65歳からはこれにかわって本来支給の老齢厚生年金と老齢基礎年金が支給されることとなります。

老齢厚生年金は、国家公務員共済組合連合会が決定及び支給を行います。老齢基礎年金は日本年金機構が裁定及び支給を行います。これにより支給機関が二つになります。

手続としては、本来支給の老齢厚生年金請求書（はがき形式）などが、65歳の誕生月の2か月前頃に国家公務員共済組合連合会から各個人あてに送付されますので、必要事項を記入した上で直接国家公務員共済組合連合会に提出してください。

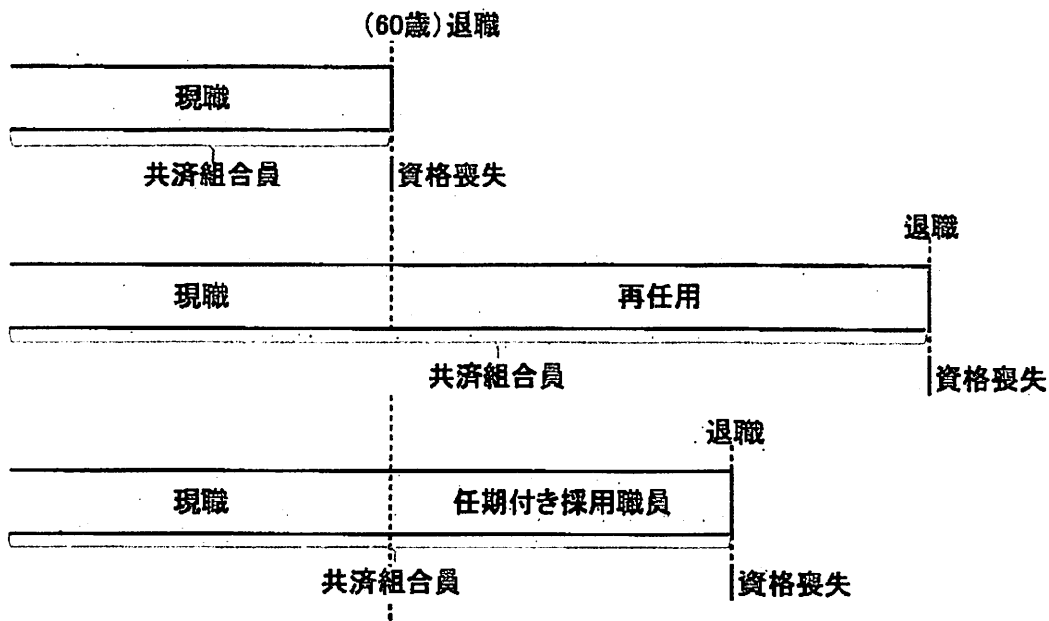
国家公務員以外の年金加入期間がない方は、このとき老齢基礎年金の請求書（黄色い用紙）も一緒に送付されますので、国家公務員共済組合連合会を通じて老齢基礎年金の請求を行ってください。他の年金制度に加入したことのある方はご自身で年金事務所へ請求することになります。

退職等年金給付については、65歳到達前に退職している方は65歳到達後に、65歳到達後に退職する方は退職後に、請求書が国家公務員共済組合連合会から送付されますので、有期退職年金の受給方法を選択し、必要事項を記入した上で国家公務員共済組合連合会に提出してください。

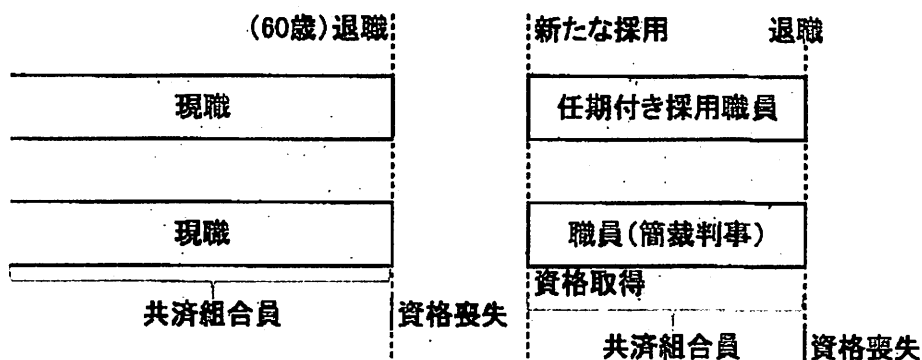
退職	支給開始	(特別支給)	65歳	(本来支給)	決定・支給機関
				④ 退職等年金給付	連合会
	① 経過的職域加算額			② 経過的職域加算額	
	① 報酬比例額			② 報酬比例額	
				③ 老齢基礎年金	日本年金機構

職員としての退職と 共済組合員としての退職の違い

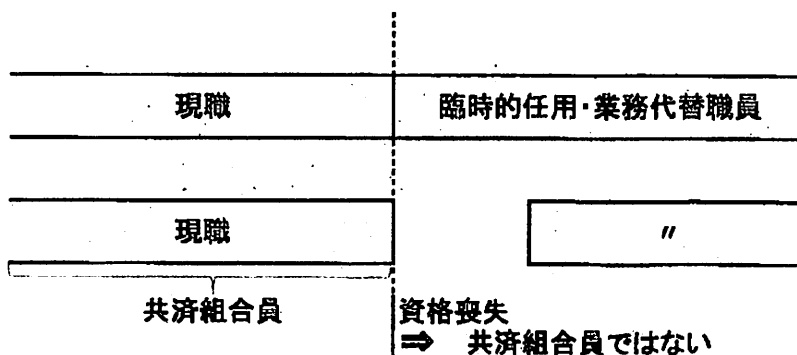
◇職員期間が引き続く場合



◆職員期間が引き続かない場合



※ 1日でも職員ではない日が生じる場合には、一旦、共済組合員ではなくなります。
職員ではない期間は、「任意継続組合員になる」、「国民健康保険に加入する」等が必要です。



任意継続組合員制度の御案内

裁判所職員又は裁判所共済組合職員として退職の日の前日まで引き続き1年以上裁判所共済組合の組合員であった方(後期高齢者医療の被保険者等を除く。)については、希望により、退職後2年間に限り、裁判所共済組合の短期給付を受け、福祉事業を利用することができる「任意継続組合員」制度があります。

この制度の概要や必要な手続は次のとおりです。

長期給付(年金)については、別途年金事務所等での手続が必要になりますので、必ず手続を行ってください(ただし、老齢厚生年金の受給権が発生し、既に請求手続を行っている方は必要ありません。)

1 任意継続組合員資格の取得

任意継続組合員となることを希望する人は、退職の日から起算して20日以内(例えば、3月31日付けで退職したときは、4月19日まで)に、退職する裁判所の共済組合支部に次の書類を提出してください。

ただし、提出期限日が土日・祝日の場合は直前の開庁日までとなります。

申出が認められたときは、退職の日の翌日から任意継続組合員の資格を取得します。

なお、期日までに(1)の申出書を提出しない場合及び納付期限までに掛金を払い込まなかった場合には、資格を取得できませんので注意してください。

(1) 任意継続組合員となるための申出書

任意継続組合員の資格を取得するために必要な書類です。(2)、(3)の書類が揃っていても、この申出書を先に提出するようにしてください。

住所は、退職後の住所を記入してください。

(2) 被扶養者申告書、申述書

退職すると被扶養者の認定が取り消されるため、被扶養者がいる場合、再度、被扶養者の申告をする必要があります。被扶養者がいない場合は、申告書のみを提出してください。

なお、申告書の添付書類については、別紙「認定に必要となる証拠書類」を確認してください。

(3) 高齢受給者届出書(該当者のみに配布)

70歳以上の方又は70歳以上の被扶養者を有する方のみ提出してください。

2 掛金

任意継続組合員になったときは、掛金を払い込まなければなりません。

掛金には、短期掛金(福祉掛金を含む。以下同じ。)のほか、介護保険の第2号被保険者に該当する場合(40歳以上65歳未満)の介護掛金があります。

(1) 掛金の払込期間

短期掛金については、任意継続組合員の資格取得の日の属する月から資格を喪失する日の属する月の前月までの間、払い込む必要があります。

介護掛金については、介護保険の第2号被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの間（任意継続組合員期間中に限る。）、払い込む必要があります。

なお、任意継続組合員の資格を取得した月に資格を喪失したときは、その月の掛金を払い込まなければなりません。ただし、その月のうちに更に組合員の資格を取得したときは、任意継続組合員としての掛金を払い込む必要はありません。

(2) 掛金の額の算定

ア 標準報酬月額及び掛金額

掛金の額は、標準報酬月額に裁判所共済組合定款第31条第1項で定める掛金率を乗じて得た額です。あなたの平成31年度の標準報酬月額及び掛金額は、別添の任意継続掛金額案内書（以下「掛金額案内書」という。）のとおりです。

なお、任意継続組合員期間中に平均標準報酬の月額の増減があったとき及び前記の掛金率に変更があったときは、掛金の額も増減します。

イ 標準報酬月額の算定方法

あなたの標準報酬月額は、次の方法で算定されています。

(ア)又は(イ)のうち、低い方の額が標準報酬月額になります。

(ア) 500,000円（平成30年9月30日における裁判所共済組合の平均標準報酬の月額）

(イ) 退職時の標準報酬の月額（直近の9月以降の改定時に交付された標準報酬等級通知書に記載されている短期の額）

(3) 掛金の納付期限等

掛金を納付期限内に払い込まなかった場合、次のような不利益を受けることがありますので注意してください。

ア 最初に払い込むべき掛金

掛金の納付期限は、退職の日から起算して20日以内です。この納付期限までに払込みがないときは、最初から任意継続組合員の資格を取得しなかったものとみなされます。

イ ア以外の掛金

前月の末日までに払い込まなければなりません。この納付期限までに払込みがないときは、納付期限の翌日から資格を喪失します。

(4) 掛金の前納割引

ア 前納割引制度の概要

掛金の納付については、半年分（4月～9月分、10月～翌年3月分）又は1年分（4月～翌年3月分）をまとめて前納することによって、掛金の割引を受けることが出来ます。

なお、任意継続組合員期間の満了が明らかなきときは、前納期間の終期について、これと異なる取扱いが認められます。

イ 前納割引制度利用時の掛金額

前納は、任意継続組合員となるための申出をし、掛金を前納した日の属する月の翌月の掛金から割引を受けることができます。例えば、3月31日に退職する場合、①4月1日に申出を行い、4月3日に掛金を前納した場合は5月分の掛金から、②3月20日に申出を行い、3月22日に掛金を前納した場合は4月分の掛金から割引を受けることができます（①の場合の掛金額は、掛金額案内書の記の2に、②の場合の掛金額は、掛金額案内書の記の3に記載されています。）。

ウ 前納割引制度利用時の掛金額の算定方法

前納期間に応じ、次の表の率を掛金額に乗じて掛金額を算定しています。

前納期間	率	前納期間	率	前納期間	率
1月	0.996737	5月	4.951267	9月	8.854433
2月	1.990221	6月	5.931847	10月	9.822277
3月	2.980464	7月	6.909228	11月	10.786964
4月	3.967476	8月	7.883420	12月	11.748502

エ 掛金を前納した者が前納期間の途中で資格を喪失したときは、過払いとなった掛金は、還付されます。

(5) 掛金の納付手続

任意継続組合員の資格取得が認められると、任意継続掛金額決定通知書が送付されます。掛金は、任意継続掛金額決定通知書に記載された口座に振込みにより納付してください。

(6) 翌年度以降の掛金額について

2月末から3月中旬頃に、翌年度の任意継続組合員資格の継続希望の有無、掛金納入方法及び掛金額について、書面を送付します。また、翌年度の掛金額は、掛金率等の変更により、金額が変更になる場合があります。

3 任意継続組合員資格の喪失

任意継続組合員は、次に掲げる場合に該当するときは、資格を喪失します。このうち、(1)から(3)までの場合に該当するときはそれぞれに該当するに至った日の翌日に、(4)及び(5)の場合に該当するときはその日に、(6)の場合は納付期限の翌日に資格を喪失します。

- (1) 任意継続組合員となった日から2年を経過したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 任意継続組合員でなくなることを希望する申出が共済組合に受理された日の属する月の末日が到来したとき
- (4) 他の共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者になったとき
- (5) 後期高齢者医療の被保険者等になったとき
- (6) 納付期限までに掛金を払い込まなかったとき

4 受給できる短期給付及び利用できる福祉事業

任意継続組合員は、次に掲げる短期給付を受け、福祉事業を利用することができます。

なお、短期給付や福祉事業の内容については、見直される場合があります。

- (1) 任意継続組合員の疾病若しくは負傷に対する療養の給付又は療養費（高額療養費を含む。）とそれらに係る一部負担金の額等の払戻し
- (2) 被扶養者の疾病又は負傷に対する家族療養費（高額療養費を含む。）とその附加給付
- (3) 高額介護合算療養費
- (4) 出産費又は家族出産費とその附加給付
- (5) 埋葬料又は家族埋葬料とその附加給付
- (6) 弔慰金又は家族弔慰金
- (7) 災害見舞金
- (8) 特定健康診査及び特定保健指導の受診
- (9) 裁判所共済組合の行う厚生事業のうち、主として次の事業
 - ア 人間ドック及び脳ドック等の補助
 - イ 災害の際の災害対策費の支給
 - ウ 健康ダイヤル24の利用
 - エ 福利厚生パッケージサービスの利用
- (10) 共済組合員手帳及び共済クリップ（広報紙）の配布
- (11) 引越システムの利用
- (12) 裁判所共済組合の診療所の利用
- (13) 国家公務員共済組合連合会の施設の部内料金による利用

5 利用できない事業等

次に掲げる短期給付及び福祉事業は、これを受け、又は利用することはできません。

- (1) 傷病手当金（組合員期間に継続して支給される場合を除く。）、出産手当金（組合員期間に継続して支給される場合を除く。）、休業手当金、育児休業手当金及び介護休業手当金
- (2) 裁判所共済組合貸付事業運営規則による貸付け
- (3) 国家公務員共済組合連合会が行う住宅のあっせん

6 組合員証

任意継続組合員には、組合員証を交付します。組合員証は、給付を受け、福祉事業を利用し、又は市区町村に対し、介護保険の被保険者証の交付申請をする場合に提示してください。なお、組合員資格を喪失したときは、直ちに所属の共済組合支部に返還してください。

判 定(次長)	
可	否

出納役	出納主任	課長補佐	課長補佐	専門職	取扱主任	係

任意継続組合員となるための申出書

退 職 年 月 日	令和 年 月 日	退 職 時 の 所 属 局 (部) 課 名	
退 職 時 の 標 準 報 酬 の 月 額	級 円	組 合 員 期 間	年 月
組 合 員 証 記 号 番 号		銀 行 預 金 口 座 番 号	

国家公務員共済組合法第126条の5の規定により任意継続組合員となることを申し出ます。

裁判所共済組合東京支部長 殿

令和 年 月 日

提出者 氏 名
住 所
(昭和・平成 年 月 日生)
電話番号

印

(被=有・無) 任()
短= 年 月 ~ 年 月分まで 介= 年 月 ~ 年 月分まで(歳)

任

被扶養者申告書(認定)

支部長	局長	次長	出納役	出納主任	課長補佐	課長補佐	専門職	取扱主任	係

組合員証 記号番号	110-	所属局(部) 課名	任意継続組合員
組合員氏名 生年月日	年 月 日生	※認定年月日	令和 年 月 日

認定を受けようとする者の氏名・フリガナ	性別 続柄	生年月日	職業	年間所得 推計額	郵便 番号	現住所・フリガナ	扶養 親族の 認定の 有無	給与 事務 担当者 証明印	被扶養者の要件を 備えるに至った年 月日及びその理由	※判定及び理由		基礎年金 番号 (配偶者の み)
										判定	理由	
									令和 年 月 日 任意継続組合員加入			

上記のとおり申告します。

裁判所共済組合東京支部長 殿

令和 年 月 日

〒

申告者 住 所

氏 名

電話番号

印

- 年間所得推計額は、その者の恒久的な収入として見込まれる勤労所得、資産所得、事業所得、その他の所得の推計額を記入してください。
- 扶養事実の発生(消滅)の理由は、具体的に詳しく書いてください。
- 扶養親族の認定を受けている者について被扶養者の認定を受けようとするときは、給与事務担当者の証明印を受けてから提出してください。
なお、その者が所得税法上の扶養親族の認定を受けている者であるときは、扶養親族の有無には印と記入してください。
- ※印は記入しないでください。

システム	
組合員証	
レセプト	
長期資格	
国民年金	
一覧表	

令和元年度 任意継続組合員掛金早見表

令和元年度		現 在		任意継続組合員				
標準報酬		短期・福祉	介護	短期・福祉	介護	月額合計	年額	1年前納
等級	退職時	38.56%	6.89%	77.12%	13.78%			
22	380,000	14,652	2,618	29,305	5,236	34,541	414,492	405,805
23	410,000	15,809	2,824	31,619	5,649	37,268	447,216	437,843
24	440,000	16,966	3,031	33,932	6,063	39,995	479,940	469,881
25	470,000	18,123	3,238	36,246	6,476	42,722	512,664	501,919
26	500,000	19,280	3,445	38,560	6,890	45,450	545,400	533,969
27	530,000	20,436	3,651					
28	560,000	21,593	3,858					
29	590,000	22,750	4,065					
30	620,000	23,907	4,271					
31	650,000	25,064	4,478					
32	680,000	26,220	4,685					
33	710,000	27,377	4,891					
34	750,000	28,920	5,167					
35	790,000	30,462	5,443					
36	830,000	32,004	5,718					
37	880,000	33,932	6,063					
38	930,000	35,860	6,407					
39	980,000	37,788	6,752					
40	1,030,000	39,716	7,096					
41	1,090,000	42,030	7,510					
42	1,150,000	44,344	7,923					
43	1,210,000	46,657	8,336					

(注)介護掛金は、40歳以上65歳未満の方に納入していただきます。65歳以上の方は、市区町村に納入していただくことになります。

再任用職員となる場合の注意点

- 夫婦で子を共同扶養（共働き）している方

再任用職員となることで自身の収入が減少し、配偶者との間で、「主たる生計維持者」が逆転する場合があります。

（再任用職員となった時点の収入で判断する。）

そのような場合は、子の扶養者を変更する手続が必要になります。

退職後の医療保険制度について

- 1 家族の被扶養者になる。
- 2 国民健康保険に加入する。
- 3 裁判所共済組合の任意継続組合員制度に加入する。

1 任意継続組合員制度

退職日まで引き続き1年と1日以上裁判所共済組合の組合員であった方は、希望により、退職後2年間に限り、加入することができる。

加入によるメリット

- (1) 短期給付を受ける。
- (2) 福祉事業の利用可。

※ ただし、長期給付（年金）は含まない。

2 資格の取得

提出資料（退職日から20日以内）

- (1) 任継組合員になるための申出書
- (2) 被扶養者申告書
- (3) 高齢受給者申出書（該当者のみ）

3 掛 金

掛金（短期掛金，介護掛金）

- (1) 払込期間
- (2) 額の算定
- (3) 納付期限
- (4) 前納割引
- (5) 納付手続

令和元年度 任意継続組員掛金早見表

令和元年度 等級	標準報酬 月額	引 在		任意継続組員				
		短期・福祉 39.56%	介護 6.89%	短期・福祉 77.12%	介護 13.78%	月額合計	年額	1年前納
22	360,000	14,952	2,618	29,305	5,236	34,541	414,492	405,006
23	410,000	15,800	2,824	31,619	5,649	37,268	447,216	437,843
24	440,000	16,968	3,031	33,932	6,063	39,995	479,940	469,881
25	470,000	18,123	3,239	36,249	6,476	42,722	512,804	501,919
26	500,000	19,260	3,445					
27	530,000	20,436	3,651					
28	560,000	21,593	3,858					
29	590,000	22,750	4,065					
30	620,000	23,907	4,271					
31	650,000	25,064	4,478					
32	680,000	26,220	4,685					
33	710,000	27,377	4,891					
34	750,000	28,920	5,107	38,560	6,890	45,450	545,400	533,969
35	790,000	30,462	5,443					
36	830,000	32,004	5,718					
37	860,000	33,532	6,063					
38	900,000	35,060	6,407					
39	950,000	37,788	6,752					
40	1,030,000	39,716	7,096					
41	1,090,000	42,030	7,510					
42	1,160,000	44,344	7,923					
43	1,210,000	46,657	8,336					

(注)介護給金は、40歳以上65歳未満の方に納入していただきます。65歳以上の方は、市販資料に納入していただくこととなります。

4 資格の喪失

次の場合は資格を喪失する。

- (1) 2年を経過したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 任継でなくなることを希望する申出をしたとき
- (4) 他の健康保険に加入したとき
- (5) 後期高齢者医療の被保険者となったとき
- (6) 期限までに掛金を払い込まなかったとき

5 利用できる、できない制度

在職中と同様に
利用できる

- (1) 共済組合上の法定給付
- (2) 附加給付
- (3) 福祉事業

利用できない

一部受給又は利用が制限されているものがある。

資格喪失後の給付

- 1 傷病手当金
- 2 出産費
- 3 埋葬料

1 退職時の手続き（任継以外）

- (1) 貸付及び財形持家融資
- (2) 団体月払い保険, グループ保険
- (3) 法人カード
- (4) 財形貯蓄

令和元年度

退職準備説明会

(年金について)

裁判所共済組合東京支部
東京高等裁判所会計課共済組合第三係

老齢年金の種類

	共 済 年 金 平成27年9月まで	厚 生 年 金 平成27年10月から
3階	① 職域加算額	④ 退職等年金給付
2階	② 厚生年金相当額	② 報酬比例額
1階	③ 国民年金（老齢基礎年金）	

各年金の受給時期

- ① 職域加算額(平成27年9月までの分)
・受給権が発生するともらえる
- ② 厚生年金相当額 → 報酬比例額
・受給権が発生するともらえる
- ③ 国民年金(老齢基礎年金)
・65歳からもらえる
- ④ 退職等年金給付(平成27年10月以降の分)
・65歳に達していて退職している場合にももらえる

年金請求手続の基本的な流れ

- 1 退職時の手続
- 2 受給権発生時の手続
- 3 65歳到達時の手続
- 4 65歳到達後の手続
- 5 再任期間満了で退職する時の手続

1 退職時の手続

退職後引続き再任用される場合は
特段の手続はありません。

退職する場合は、
退職届を提出していただきます。

2 受給権発生時の手続

特別支給の老齢厚生年金の請求

- (1) ターンアラウンド請求書
(支給開始年齢到達日の3か月前頃に
送付される)
- (2) 請求時に添付する書類
- (3) 注意事項

3 65歳到達時の手続

- (1) 本来支給の老齢厚生年金の請求
ハガキ形式の請求書
(65歳到達日の2か月前頃に送付される)
- (2) 国民年金の請求
加入制度の違いにより請求先が変わります。

4 65歳到達後の手続

退職等年金給付の請求

- (1) 退職後に65歳に到達
65歳到達後に連合会から請求書が自宅に送付される
- (2) 65歳到達後に退職
退職届が連合会に届いてから請求書が自宅に送付される

5 再任用満了時の手続

退職届（年金受給権者用）の提出

提出の効果

年金の一部支給停止の解除

年金額の改定

退職等年金給付の請求書送付

個人の希望による手続

1 繰上げ請求

2 繰下げ請求

3 繰上げと繰下げの損得

1 繰上げ請求

年金の支給開始時期を1月単位で60歳まで早められる

(1) メリット

- ・ 請求後すぐに年金を受給できる

(2) デメリット

- ・ 生涯減額される(1月当たり0.5%の減額)
- ・ 全ての年金を繰り上げなければならない
- ・ 撤回できない

2 繰下げ請求

65歳からの年金を1年以上5年まで1月単位で支給開始時期を繰下げることができる

(1) メリット

- ・ 年金額が増額される(1月当たり0.7%増額)
- ・ 各年金をそれぞれ好きな期間繰下げ可能

(2) デメリット

- ・ 65歳から支給開始までの間は収入がない
- ・ 請求前に死亡した場合は年金を受給できない
- ・ 加給年金は繰下げ加算の対象外
- ・ 配偶者への振替加算がされない場合がある
- ・ 自ら請求書等を取り寄せる必要がある

3 繰上げと繰下げの損得

生涯に受け取れる年金額で比較した場合

繰上げが有利なのは、75歳まで

繰下げが有利なのは、81歳以降

その他お知らせしておきたいこと

1 長期加入者特例（44年特例）

2 在職中の一部支給停止

例 65歳未満で 年金額が150万円(月額125,000円)
年収(賃金)が480万円(月額400,000円)の場合
(賃金月額+年金月額-28万円)÷2
= (400,000円+125,000円-280,000円)÷2=122,500円
一部支給停止額が月額で122,500円となるため月額2,500円
(年額で3万円)の年金が受給できます。

年金の支給開始時期

受給権発生日の翌月分から支給開始

支給される年金の額は年額の12分の1が月額となり、各偶数月の15日にそれ以前2か月分の年金が支給

例: 昭和34年6月15日生まれの場合

令和4年6月14日に64歳に到達して特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生

→ 請求をすれば令和4年7月分から年金支給

7月分は8月15日に支給

8月分及び9月分は10月15日に支給

※在職中の場合は、一部支給停止となるため、差額がある場合はその額が支給される

年金支給額について

・ねんきん定期便(毎年誕生日送付)

受給見込額が記載されている

・連合会への試算依頼

書面による依頼

年金情報提供サービスによる試算

年金に関する相談

KKR年金相談ダイヤル

0570-080-556(ナビダイヤル)

03-3265-8155(一般電話)

受付時間 9:00~17:30(土日祝日, 年末年始以外)

(電話が混み合う時期等)

- ・月曜日など休日明けの午前中
- ・年金の定期支給日の前後1週間程度
- ・10月, 1月, 6月(通知書等の発送時期のため)

※週の後半や夕方(16:00~17:00)などは比較的つながりやすい
※問い合わせの際には、「年金証書記号番号」,「基礎年金番号」または「長期組合員番号」が必要

お疲れさまでした

以上で年金の説明を終わります。

年金の制度などについては本日本配布しました

- ・退職準備説明会資料(第4章)
- ・知っておきたい厚生年金・退職等年金給付をご覧ください。

ご注意！

右の3ページを記入する際の注意事項

記入例

	(1) 事業所名称(支店名等)、船舶所有者名称または共済組合名称等 (注1)(注2)	(2) 事業所(船舶所有者)の所在地 または国民年金加入当時の住所	(3) 勤務期間または 国民年金の加入期間	(4) 加入していた 年金制度の種類 (注3)	(5) 備考
1	国民年金	△△市××町1-2-3	(自)昭和50.8.3 (至)昭和53.3.31	国年 船保 厚年 共済	
2	〇〇共済組合	〇〇市◇◇町3-2-1	(自)昭和53.4.1 (至)昭和63.3.31	国年 船保 厚年 共済	
3	△△化学(株)	□□市△△町4-5-6	(自)昭和63.4.1 (至)平成3.3.31	国年 船保 厚年 共済	
4	△△化学(株)大阪工場	□□市◇◇町4-5-6	(自)平成3.4.1 (至)平成10.9.30	国年 船保 厚年 共済	
5	△△化学(株)東京支店	〇〇市××町6-5-4	(自)平成10.10.1 (至)平成18.3.31	国年 船保 厚年 共済	
6	〇〇共済組合	〇〇市◇◇町7-8-9	(自)平成18.4.1 (至)平成26.3.31	国年 船保 厚年 共済	
7	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	

- (注1) 加入していた年金制度が国民年金の場合、事業所名称の欄には「国民年金」とご記入ください。
 (注2) 駐留軍の施設関係に勤めていたことがある方は、事業所名称欄に部隊名、施設名、職種をできるかぎりくわしくご記入ください。
 (注3) 加入していた年金制度を○で囲んでください。
 「国年」…国民年金(第1号被保険者・第3号被保険者)
 「厚年」…厚生年金保険
 「船保」…船員保険
 「共済」…国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済など

- ◆ 厚生年金基金に加入していた方へ
 この年金請求書とは別に手続きが必要です。
 ● 基金に加入している(加入していた)期間については、厚生年金基金にお問い合わせください。
 ● 加入していた厚生年金基金の加入期間が10年未満で脱退された場合および加入していた厚生年金基金が解散している場合は企業年金連合会にお問い合わせください。

《企業年金連合会へのお問い合わせ先》
 電話番号: 0570-02-2666
 ※PHS・IP電話からは03-5777-2666

- ◆ 国民年金基金に加入していた方へ
 この年金請求書とは別に手続きが必要です。
 ● 基金に加入している(加入していた)期間については、国民年金基金にお問い合わせください。
 ● 中途脱退者(60歳になる前に基金を脱退した方。ただし、15年以上基金に加入していた方は除く)は、国民年金基金連合会にお問い合わせください。

《国民年金基金連合会へのお問い合わせ先》
 電話番号: 03-5411-0211

(個人情報の利用目的について)

国家公務員共済組合連合会における個人情報保護法第15条第1項に規定する保有個人情報の利用目的は、次のとおりです。

1. 長期給付の決定及び支払
2. 長期給付に関する情報提供
3. 宿泊事業及び医療事業等の福祉事業に関する情報提供

3. これまでの年金の加入状況についてご記入ください。

(1) 次の年金制度の被保険者または組合員となつたことがある場合は、枠内の該当する記号を○で囲んでください。

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ア 国民年金 | カ 私立学校教職員共済 |
| イ 厚生年金保険 | キ 廃止前の農林漁業団体職員共済組合 |
| ウ 船員保険(昭和61年4月以後を除く) | ク 恩給 |
| エ 国家公務員共済組合 | ケ 地方公務員の退職年金に関する条例 |
| オ 地方公務員等共済組合 | コ 旧市町村職員共済組合 |

(2) 年金制度の被保険者または組合員であった期間について、下記の履歴欄にご記入ください。

履歴(公的年金制度加入経過) ※できるだけ詳しく、正確にご記入ください。					
(1) 事業所名称(支店名等)、船舶所有者名称または共済組合名称等	(2) 事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入当時の住所	(3) 勤務期間または国民年金の加入期間	(4) 加入していた年金制度の種類		(5) 備考
1		(自) (至)	国年 船保	厚年 共済	
2		(自) (至)	国年 船保	厚年 共済	
3		(自) (至)	国年 船保	厚年 共済	
4		(自) (至)	国年 船保	厚年 共済	
5		(自) (至)	国年 船保	厚年 共済	
6		(自) (至)	国年 船保	厚年 共済	
7		(自) (至)	国年 船保	厚年 共済	
8		(自) (至)	国年 船保	厚年 共済	
9		(自) (至)	国年 船保	厚年 共済	
10		(自) (至)	国年 船保	厚年 共済	

(3) 改姓・改名をしているときは、旧姓名をご記入ください。

旧姓名	(フリガナ)	(名)
	(氏)	

改姓・改名した時期	昭和	年	月	日
	平成 令和			

ご注意！

右の5ページを記入する際の注意事項

⑤5ページ(4)に記入する該当番号を下記番号から選択してください。

○昭和61年3月までの期間において国民年金に任意加入しなかった期間

- 1 配偶者が下記ア～キの制度の被保険者、組合員または加入者であった期間
- 2 配偶者が下記ア～キの制度の老齢年金または退職年金を受けることができた期間
- 3 本人または配偶者が下記ア～キの制度の老齢年金または退職年金の受給資格期間を満たしていた期間
- 4 本人または配偶者が下記ア～キの制度から障害年金を受けることができた期間
- 5 本人が下記ア～キの制度から遺族に対する年金を受けることができた期間
- 6 本人または配偶者が都道府県議会、市町村議会の議員および特別区の議会の議員ならびに国会議員であった期間
- 7 本人が都道府県知事の承認を受けて国民年金の被保険者とされなかった期間

○国民年金に任意加入しなかった期間

- 8 本人が日本国内に住所を有さなかった期間
- 9 本人が日本国内に住所を有した期間であって日本国籍を有さなかったため国民年金の被保険者とされなかった期間
- 10 本人が学校教育法に規定する高等学校の生徒または大学の学生等であった期間
- 11 本人が昭和61年4月以後の期間で下記ア～ケの制度の老齢または退職を事由とする年金給付を受けることができた期間ただし、ウ～ケの制度等の退職を事由とする年金給付であって年齢を理由として停止されている期間は除く。

○その他の期間

- 12 本人か配偶者が下記以外の年金や恩給を受けていた期間
- 13 上記のいずれかにも該当しない期間

ア.厚生年金保険法
ウ.国家公務員共済組合法
オ.私立学校教職員共済法
キ.地方公務員の退職年金に関する条例
ケ.改正前の地方公務員等共済組合法
(地方議会議員共済)

イ.船員保険法(昭和61年4月以後を除く)
エ.地方公務員等共済組合法
カ.廃止前の農林漁業団体職員共済組合法
ク.廃止前の国会議員互助年金法

遺族基礎年金・遺族厚生年金に必要な資格要件について

老齢給付の受給資格期間を満たした場合であっても、遺族基礎年金・遺族厚生年金を受け取るためには、原則として亡くなられた方の受給資格期間が25年(300月)以上あることが必要です。

受給資格期間や年金額を増やすことができます。

ご本人のお申し出により、60歳以上65歳未満の6年間(納付月数は480月まで)、国民年金保険料を納めることで、受給資格期間や年金額を増やすことができる任意加入制度がありますのでぜひご活用ください。

(4) 20歳から60歳までの期間で年金に加入していない期間がある場合は、その期間を下欄にご記入ください。

※この欄と、下の(5)については保険料納付済期間(厚生年金保険や共済組合等の加入期間を含む)及び保険料免除期間の合計が25年(300月)以上ある方はご記入不要です。

	20歳～60歳の加入していない期間	年齢	左ページの 該当番号	学校や勤め先等 (自営業、専業主婦等)	住所 (市区町村)	婚姻、配偶者の勤め先
1	(自) (至)	歳 ? 歳				
2	(自) (至)	歳 ? 歳				
3	(自) (至)	歳 ? 歳				
4	(自) (至)	歳 ? 歳				
5	(自) (至)	歳 ? 歳				
6	(自) (至)	歳 ? 歳				
7	(自) (至)	歳 ? 歳				
8	(自) (至)	歳 ? 歳				
9	(自) (至)	歳 ? 歳				
10	(自) (至)	歳 ? 歳				

(5) 配偶者(であった方も含みます)の氏名、生年月日、基礎年金番号をご記入ください。

なお、婚姻履歴が複数ある場合は、任意の用紙にご記入ください。

※9ページ5(1)にご記入いただく場合は、ご記入不要です。

カナ氏名 () 漢字氏名 () 生年月日 (明治) (大正) (昭和) (平成) ()年 ()月 ()日 基礎年金番号 () ※基礎年金番号はわかる範囲でご記入ください。
--

ご注意！

右の7ページを記入する際の注意事項

現在、下(表1)のいずれかの制度の年金を受けているかお答えください。
*「年金」とは、老齢または退職年金、障害年金、遺族年金をいいます。
*「受けている」には、年金が全額支給停止になっている場合も含まれます。

(1)

表1 公的年金制度等

ア 国民年金	キ 廃止前の農林漁業団体職員共済組合
イ 厚生年金保険	ク 恩給
ウ 船員保険(昭和61年4月以後を除く)	ケ 地方公務員の退職年金に関する条例
エ 国家公務員共済組合 (JR、JT、NTTの三共済組合を含む) (昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む)	コ 日本製鉄八幡共済組合
オ 地方公務員等共済組合 (昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む)	カ 改正前の執行官法附則第13条 給者のための特別措置法
カ 私立学校教職員共済	キ 戦傷病者戦没者遺族等援護法

①

②

表1のいずれかの制度の年金について、「1. 受けている」または「3. 請求中」を○で囲んだ方は、

- *「公的年金制度名」…表1から該当する公的年金制度等の記号(ア～ス)を選択し、ご記入ください。
- *「年金の種類」…該当するものを○で囲んでください。
- *「支給開始年月」…年金を受けることとなった年月をご記入ください。
(「1. 受けている」を○で囲んだ方のみご記入ください)

*複数の雇用保険被保険者証等をお持ちの方は、直近に交付された雇用保険被保険者証等に記載されている被保険者番号をご記入ください。

(2)

*雇用保険被保険者番号について、ご不明な点がございましたら、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。

4. 現在の年金の受給状況等および雇用保険の加入状況についてご記入ください。

(1) 現在、左の6ページ(表1)のいずれかの制度の年金を受けていますか。該当する番号を○で囲んでください。

1. 受けている(全額支給停止の場合を含む) 2. 受けていない 3. 請求中

①「1. 受けている」を○で囲んだ方

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類	支給開始年月	④年金証書の年金コード または記号番号等
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族	昭和 平成 令和 年 月	
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族	昭和 平成 令和 年 月	
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族	昭和 平成 令和 年 月	

②「3. 請求中」を○で囲んだ方

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族

種類の異なる2つ以上の年金の受給権(年金を受ける権利)を得た場合は、原則として、どちらか一方の年金を選択することになり、もう一方の年金は支給停止となります。

(2) 雇用保険に加入したことがありますか。「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。

はい いいえ

①「はい」を○で囲んだ方

雇用保険被保険者番号(10桁または11桁)を左詰めでご記入ください。
同封のパンフレットの13ページの2の番号7をご覧ください。

最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過している方は被保険者番号を記入する必要はありません。(下の「事由書」の「ウ」を○で囲んで、署名してください)

②雇用保険被保険者番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

②「いいえ」を○で囲んだ方

下の「事由書」の「ア」または「イ」を○で囲み、署名してください。

事 由 書

私は以下の理由により、雇用保険被保険者証等を添付できません。
(該当する項目を○で囲んでください)

ア	雇用保険の加入事業所に勤めていたが、雇用保険の被保険者から除外されていたため、雇用保険法による適用事業所に雇用される者であるが、雇用保険被保険者の適用除外であり、雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。
イ	雇用保険に加入していない事業所に勤めていたため。(公務員であったため) 雇用保険法による適用事業所に雇用されなかったため、雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。
ウ	最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過しているため。 過去に雇用保険被保険者証の交付を受けたが、老齢厚生年金の年金請求書受付日において、最後に雇用保険被保険者の資格を喪失してから7年以上経過している。

署名欄

※年金を受ける方が自ら署名する場合は、押印は不要です。

(3) 60歳から65歳になるまでの間で、雇用保険の基本手当(船員保険の場合は失業保険金)または高年齢雇用継続給付を受けていますか(または受けたことがありますか)。「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。

はい いいえ (注)これから受ける予定のある方は、国家公務員共済組合連合会等にお問い合わせください。

ご注意！

右の9ページを記入する際の注意事項

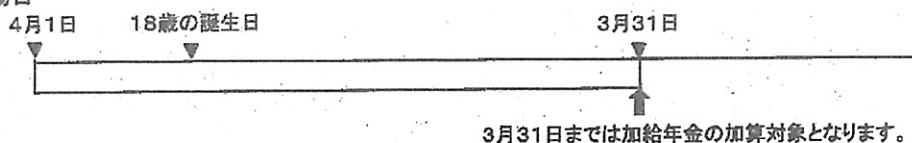
(配偶者または子がいる方のみ、以下の点に留意してご記入ください)

- ご本人(年金を受ける方)によって、生計を維持されている配偶者または子がいる場合
⇒加給年金が加算されることがあります。(くわしい内容については、10ページをご確認ください。)

配偶者と子について

- 配偶者とは、夫または妻のことをいいます。また、婚姻の届出はしていなくても、事実上ご本人(年金を受ける方)と「婚姻関係と同様の状態にある方」を含みます。
- 子については、次のいずれかの要件を満たす方となります。
 - ⑦18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあること
 - ⑧20歳未満で障害の程度が厚生年金保険法に定める障害等級1級・2級に該当していること

(例)⑦の場合



5. (1)③について、以下の点に留意してご記入ください。

配偶者は現在、下(表1)のいずれかの制度の年金を受けているかお答えください。

- *「年金」とは、老齢または退職年金、障害年金をいいます。
- *「受けている」には、年金が全額支給停止になっている場合も含まれます。
- *「公的年金制度名」...下(表1)に該当する公的年金制度等の記号を選択し、ご記入ください。
- *「年金の種類」...該当するものを○で囲んでください。
- *「支給開始年月」...年金を受けることとなった年月をご記入ください。
(「1. 受けている」を○で囲んだ方のみご記入ください)

表1 公的年金制度等

ア 国民年金	キ 廃止前の農林漁業団体職員共済組合
イ 厚生年金保険	ク 恩給
ウ 船員保険(昭和61年4月以後を除く)	ケ 地方公務員の退職年金に関する条例
エ 国家公務員共済組合	コ 日本製鉄八幡共済組合
(JR、JT、NTTの三共済組合を含む)	カ 改正前の執行官法附則第13条
(昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む)	キ 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法
オ 地方公務員等共済組合	ク 戦傷病者戦没者遺族等援護法
(昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む)	
カ 私立学校教職員共済	

5. 配偶者・子についてご記入ください。

配偶者は いますか	はい	いいえ	「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。 「はい」の場合は(1)をご記入ください。
--------------	----	-----	---

(1) 配偶者についてご記入ください。同封のパンフレットの10ページの番号4をご覧ください。

① 配偶者の氏名、生年月日、基礎年金番号、性別についてご記入ください。

④配偶者の 氏名	(フリガナ)		④配偶者の 生年月日	昭和	年 月 日
	(氏)	(名)		平成	
③配偶者の 個人番号※(または 基礎年金番号)			配偶者の 性別	1. 男 2. 女	

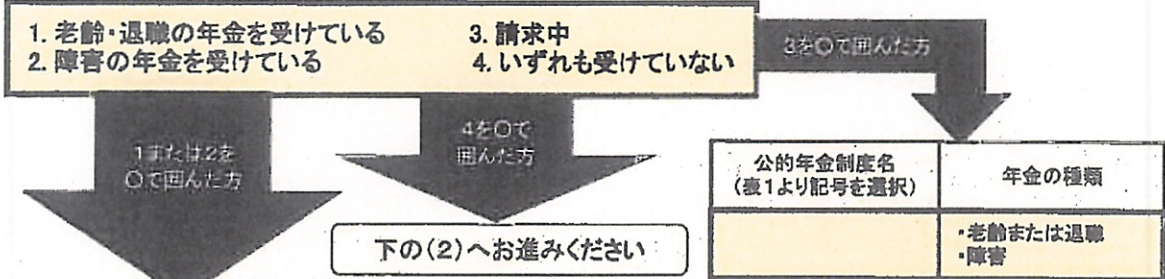
※個人番号(マイナンバー)については、12ページをご確認ください。

※基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

② 配偶者の住所が年金を受ける方の住所と異なる場合は、配偶者の住所をご記入ください。

郵便番号		—	
配偶者の住所	(フリガナ)		
		市区	
		町村	建物名

③ 配偶者は現在、左の8ページの表1のいずれかの制度の年金を受けていますか。該当するものを○で囲んでください。



公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類	支給開始年月	⑦年金証書の年金コード または記号番号等
	・老齢または退職 ・障害	昭和 平成 令和	年 月
	・老齢または退職 ・障害	昭和 平成 令和	年 月
	・老齢または退職 ・障害	昭和 平成 令和	年 月

(2) 左の8ページに該当する子がいる場合には、氏名、生年月日および障害の状態についてご記入ください(3人目以降は余白にご記入ください)。同封のパンフレットの10ページの番号4をご覧ください。

子が障害の状態にある場合は、同封のパンフレットの11ページの番号6をご覧ください。

⑨子の氏名	(フリガナ)		⑨生年月日	平成	年 月 日	⑩診
	(氏)	(名)		令和		
⑩子の氏名	(フリガナ)		⑩生年月日	平成	年 月 日	⑩診
	(氏)	(名)		令和		
			障害の状態	ある	ない	
			障害の状態	ある	ない	

ご注意！

右の11ページを記入する際の注意事項
(配偶者または子がいる方のみ、以下の点に留意してご記入ください)

加給年金額について

加給年金額

加給年金額は、ご本人(年金を受ける方)によって、生計を維持されている配偶者または子がいる場合に、年金に加算されます。

- 厚生年金保険の被保険者期間が20年(中高齢の資格期間の短縮の特例を受ける方は1号厚生年金保険の被保険者期間が15年～19年)以上ある方が、65歳到達時点(定額部分が支給される場合は、定額部分支給開始年齢に到達した時点)で、その方に生計を維持されている下記の配偶者または子がいるときに支払われます。
- 生計維持については、11ページの【生計維持とは】をご確認ください。

対象者	年齢制限
配偶者	65歳未満であること
子	・18歳に到達した日以後の最初の3月31日までの間にあること ・20歳未満で障害の程度が厚生年金保険法に定める障害等級1級・2級に該当していること

配偶者が老齢(退職)年金(加入期間20年以上または中高齢の資格期間の短縮の特例の場合)または障害年金を受けている間は、加給年金額は支給停止されます。
該当する方は「加給年金額支給停止事由該当届」の提出が必要となる場合があります。

6. 加給年金額に関する生計維持の申し立てについてご記入ください。

9ページで記入した配偶者または子は、年金を受ける方と生計を同じくしていることを申し立てる(証明する)。

署名欄	㊟
-----	---

※年金を受ける方が自ら署名する場合は、押印は不要です。

同一世帯でない場合で、生計同一に関する第三者の証明※が必要な場合には、以下の欄に記入、押印のうえ、ご使用ください。

証明日	令和 年 月 日
証明者氏名	㊟
証明者住所	
年金を受ける方との関係	(事業主、家主、民生委員、町内会長など)

※第三者には、民法上の三親等内の親族は含まれません。

同一世帯でない場合は、同封のパンプレットの12ページをご覧ください。

【生計維持とは】

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

①生計同一関係があること

例)・住民票上、同一世帯である。

・単身赴任、就学、病氣療養等で、住所が住民票上は異なっているが、生活費を共にしている。

②配偶者(子)が収入要件を満たしていること

年収850万円(所得655.5万円)を将来にわたって有しないことが認められる。

ご本人(年金を受ける方)によって、生計維持されている配偶者または子がいる場合

(1)該当するものを○で囲んでください(3人目以降の子については、余白を使用してご記入ください)。

配偶者または子の年収は、850万円未満ですか		実施機関 確認印
配偶者について	はい ・ いいえ	()印
子(名:)について	はい ・ いいえ	()印
子(名:)について	はい ・ いいえ	()印

(2)(1)で配偶者または子の年収について「いいえ」と答えた方は、配偶者または子の年収がこの年金の受給権(年金を受ける権利)が発生したときから、おおむね5年以内に850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがありますか。

該当するものを○で囲んでください。

はい ・ いいえ

「はい」を○で囲んだ方は、同封のパンプレットの11ページの番号5をご覧ください。

ご注意！

右の13ページを記入する際の注意事項

給付制限について

組合員または組合員であった方が刑に処せられたとき等は、改正前の国家公務員共済組合法・地方公務員等共済組合法による退職共済年金(経過的職域加算額)に給付制限が行われます。

○給付制限の概要

組合員または組合員であった者が禁錮以上の刑(懲役刑・禁錮刑)に処せられたとき、組合員が免職、停職の懲戒処分を受けたときまたは組合員(退職後に再び組合員となった者に限る。)もしくは組合員であった者が退職手当支給制限等処分を受けたときは、退職共済年金(経過的職域加算額)の全部または一部の制限が行われます。

禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受けるときは、その刑の執行が終わるまで、退職共済年金(経過的職域加算額)の全額が支給停止となります。

「個人番号(マイナンバー)」を記入する際の注意事項

○1・15ページに記入された請求者本人のマイナンバーは、マイナンバーが正しい番号であることの確認(番号確認)および提出する方が番号の正しい持ち主であることの確認(身元(実存)確認)が必要なため、以下の(1)または(2)に掲げる書類をご提出ください。

※配偶者、子及び扶養親族の番号確認・身元(実存)確認書類の提出は必要ありません。

(1)マイナンバーカード(個人番号カード)

番号確認と身元(実存)確認できる情報の両方が記載されているため、1種類で確認が可能です。

(2)以下の2種類(⑦と⑧1種類ずつ)をご提出ください。

⑦マイナンバーが記載されている書類から1種類

住民票(マイナンバー記載のもの)または通知カード

⑧身元(実存)確認のできる書類から1種類

運転免許証、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等

※身元(実存)確認のできる書類については、上記⑧以外にも提出可能な書類があります。

詳しくは、同封のパフレットの14ページをご覧ください。

【窓口で請求書を提出する場合】

上記(1)マイナンバーカードまたは(2)の⑦と⑧1種類ずつの原本をご提示ください。

【郵送で請求書を提出する場合】

上記(1)マイナンバーカード画面の写しまたは(2)の⑦と⑧1種類ずつの写しをご提出ください。

○マイナンバーをご記入いただいていない場合であっても、ご提出いただいた住民票情報等を基に、マイナンバー法に基づき、マイナンバーを登録させていただきます。

公務員共済独自項目

給付制限事項に係る項目

次の事項に関して該当する場合は、番号を○で囲んでください。

1	組合員として懲戒免職または停職の処分を受けたことがある。
2	組合員として退職手当の支給制限等処分を受けたことがある。
3	禁錮以上の刑に処せられたことがある。

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記入方法

- ・同封のパフレットの13～14ページをご覧ください。
- ・以下をご確認のうえ、年金からの所得控除を希望される方のみ、15ページをご記入ください。

●年金からの所得控除(基礎的控除を含む。)を希望されない方は、扶養親族等申告書の記入・押印をせずに提出してください。

●老齢年金は、所得税法の規定により、その支払いを受ける際に源泉徴収が行われます。そのため、年金の支払いを受ける際には、原則として15ページの「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(以下「申告書」という)を提出する必要があります。氏名、生年月日、性別、住所、基礎年金番号等をご記入のうえ、年金からの所得控除を希望される方は必ず押印し、下の「記入上の注意事項」をお読みいただいてから、必要事項をご記入ください。

●この申告書に記入した扶養親族等の状況に応じて所得控除を行い、源泉徴収税額の計算を行うことになります。また、所得税法の規定により、請求者本人と扶養親族等の個人番号(マイナンバー)を必ずご記入ください。

●老齢年金から源泉徴収される所得税は、給与所得のように年末調整が行われないことから、その年に納付すべき税額との差額は確定申告により精算する必要があります。例えば、給与等の所得のある方が、その給与等の支払者に提出した「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記入した扶養親族等と同じ扶養親族等をこの申告書に記入した場合には、双方の所得について重複して所得控除が行われることになるため、確定申告により所得税額を納付することになる場合があります。

記入上の注意事項

●「源泉控除対象配偶者又は障害者に該当する同一生計配偶者」欄は、下記(注)を参照し、該当する場合のみ、配偶者の氏名等を記入してください。

配偶者の区分が「1」または「3」の場合のみ、障害に該当する場合に「配偶者障害」を○で囲んでください。配偶者の区分が「1」かつ年金を請求する年の12月31日現在で70歳以上の場合のみ「老人」を○で囲んでください。

(注)この欄に記入する配偶者は、請求者本人と生計を一にする配偶者で、請求者本人と配偶者の所得見積額を計算した結果、「配偶者の区分」の「1」「2」「3」に該当する場合のみ記入してください。婚姻届を提出していない方は対象になりませんのでご注意ください。

●「控除対象扶養親族(16歳以上)」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳以上の方をご記入ください。
 ・12月31日現在で19歳以上23歳未満の方については「特定扶養親族」に該当しますので、「特定」を○で囲んでください。
 ・12月31日現在で70歳以上の方については「老人扶養親族」に該当しますので、「老人」を○で囲んでください。

「扶養親族(16歳未満)」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳未満の方をご記入ください。
 ・16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象外となりますが、障害者に該当する場合は障害者控除が適用されます。
 ・「扶養親族(16歳未満)」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の範囲による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記入欄を兼ねています。

「控除対象扶養親族(16歳以上)」欄及び「扶養親族(16歳未満)」欄に記入する「扶養親族」とは、年金を受ける方と生計を同じくする配偶者以外の親族で、合計所得金額が38万円以下の方のことをいいます。

●「他の所得者が控除を受ける扶養親族等」欄は、あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときに、あなたの扶養親族等(控除対象配偶者、控除対象扶養親族または障害者である年齢16歳未満の扶養親族をいいます。)を他の所得者の扶養親族等としたり、また、同一生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりする場合には、該当する扶養親族等についてご記入ください。

●扶養親族等の対象者が別居している方がいる場合は、区分の「別居」または「非居住者」を○で囲み、「摘要」欄に、その方の氏名と住所をご記入ください(「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有していない方のことをいいます。)。また、扶養親族等の対象者と同居している場合は、区分の「同居」を○で囲んでください。なお、対象者が非居住者の場合は、次のいずれかの書類を添付してください。
 ①戸籍の附票の写しなど日本国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券(パスポート)の写し。
 ②外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類。(国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限りです。)

●「障害」欄及び「本人障害」欄は、普通障害者の場合は「普通障害」、特別障害者の場合は「特別障害」を○で囲んでください。また、障害者に該当する方がいる場合は、「摘要」欄に、氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度(等級など)をご記入ください。また、配偶者の合計所得見積額が38万円を超える場合は配偶者の障害控除は対象になりません。

「障害」とは、特別障害(身体障害者等級が1級または2級に該当するか、重度の精神障害等)または普通障害(特別障害以外の障害)をいいます。

●「寡婦・寡夫」欄は、請求者本人が寡婦の場合は「寡婦」、特別寡婦の場合は「特別寡婦」、寡夫の場合は「寡夫」を○で囲んでください。「摘要」欄に、死別・離婚・生死不明の別、生計を一にする子の氏名、その子の所得(年金を請求する年)の見積額をご記入ください。また、扶養親族または生計を一にする子のない寡婦(死別・生死不明に限る)、特別寡婦、寡夫に該当する場合は、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額をご記入ください。

●「寡婦」とは、夫と死別・離婚・生死不明となった方で扶養親族または生計を一にする子のいる女性、または夫と死別・生死不明となった方でご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が600万円以下である女性をいいます。
 ●「特別寡婦」とは、寡婦に該当し、扶養親族である子がいて、かつ、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である女性をいいます。
 ●「寡夫」とは、妻と死別・離婚・生死不明となった方で生計を一にする子がいて、かつ、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である男性をいいます。

●「生計を一にする子」とは、他の者の控除対象配偶者または扶養親族とされていない所得(年金を請求する年)の見積額が38万円以下の子をいいます。
 ●死別・離婚の場合は、その後に婚姻していないことが条件となります。

● ● ● ●	・○○ ○○は、身体障害者手帳の1級(平成19年4月1日交付)【障害に該当する方がいる場合の例】 ・死別、○○ ○○(子)所得○万円、本人所得○万円【寡婦・特別寡婦・寡夫に該当する方がいる場合の例】 ・○○ ○○の住所は東京都○○市△△ ○丁目○番○号【別居している方がいる場合の例】 ・○○ ○○の住所は、○○ △△ U.S.A.【非居住者の方がいる場合の例】
------------------	--

●「所得の種類・金額」欄は、年金を請求する年の所得の種類と金額(見積額)をご記入ください。例えば、給与所得がある場合、給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額となります。

公務員共済独自項目

※ 年金からの所得控除を希望される方は、下記の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についてご記入ください。

対象年 (提出年)	令和	年	分	公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
--------------	----	---	---	--------------------

(1)ご本人の氏名、生年月日、性別、住所、郵便番号、基礎年金番号、個人番号(マイナンバー)をご記入のうえ、必ず押印してください。

氏名 (フリガナ)			印	生年月日	昭和	年	月	日	性別	男・女
住所										
郵便番号				個人番号(マイナンバー)						
基礎年金番号										

提出日、配偶者の有無、電話番号を記入してください。

提出日	令和	年	月	日	提出	配偶者の有無	有・無
電話番号							

(2)上記の対象年の扶養親族等の状況についてご記入ください。

(ご本人に控除対象配偶者や扶養親族がなく、ご本人自身が障害者・寡婦・特別寡婦・寡夫に該当しない場合は、下記事項を記入する必要はありません)

氏名(フリガナ)	続柄	生年月日	種別	障害	同居・別居・非居住者の区分	所得の種類・金額
控除対象配偶者又は障害者に該当する同一生計配偶者						
控除対象扶養親族(18歳以上)						
扶養親族(18歳未満)						
他の所得者が控除を受ける扶養親族等						
摘要						本人障害 普通障害 特別障害 寡婦・寡夫 特別寡婦 寡夫

※「扶養親族(18歳未満)」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載欄を兼ねています。

(3)あなたが年金の支払いを受ける支払者(申告先)に☑を一つ入れてください。

年金の支払者(申告先)	<input type="checkbox"/>	国家公務員共済組合連合会	2010005002559	法人番号	実施機関記入欄
	<input type="checkbox"/>	地方職員共済組合	2700150001147		
	<input type="checkbox"/>	地方職員共済組合団体共済部	8700150003179		
	<input type="checkbox"/>	公立学校共済組合	9700150000613		
	<input type="checkbox"/>	警察共済組合	2700150005742		
	<input type="checkbox"/>	東京都職員共済組合	4010005002573		
	<input type="checkbox"/>	全国市町村職員共済組合連合会			

※提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくことになります。

退職共済年金(経過的職域加算額)について

原則として、平成27年9月以前に1年以上の引き続く公務員共済の加入期間を有する方には、退職共済年金(経過的職域加算額)が支給されることとなります。

○退職共済年金(経過的職域加算額)の請求について

老齢厚生年金と退職共済年金(経過的職域加算額)を受けられるときは、老齢厚生年金の請求をしたときに退職共済年金(経過的職域加算額)の請求があったものとみなされます。

年金請求書の提出時の留意事項について

- 年金請求書の提出の際には、切り離すことなく冊子のまま、提出してください。
- 記入漏れや記入誤り、必要書類の添付漏れがないかをよく確かめのうえ、提出してください。

年金請求書の提出先について

「年金請求書」は以下に記載している実施機関のうち、いずれか1か所の実施機関で手続きを行えば、手続きが完了します。

- ・日本年金機構(最寄りの年金事務所)
- ・国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会
- ・地方公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合
- ・日本私立学校振興・共済事業団

※ 上記のうち、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会で年金の請求手続きを行うことを希望される方は、最終勤務先により請求先が異なります。

- 自衛隊にお勤めされていた方
⇒最後に勤務された自衛隊の駐屯地等の共済担当部署または連合会
- 日本郵政グループ(旧郵政省、旧日本郵政公社を含む)にお勤めされていた方
⇒日本郵政共済組合共済センターまたは連合会
〒330-9792 さいたま市中央区新都心3-1(電話:0120-978484)
※050から始まるIP電話をお使いの方(電話:048-600-1050)
- 上記以外にお勤めされていた方
⇒公務員として最終勤務先の共済担当部署または連合会

年金請求書のお問い合わせ先について

国家公務員共済組合連合会(KKR)年金部
〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎
KKR年金相談ダイヤル
☎0570-080-556<ナビダイヤル>(受付時間は土日・祝日・年末年始を除く9時~17時30分)
☎03-3265-8155<一般電話> 0570におかけになれない場合(050で始まるお電話から発信など)
※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

年金の請求手続きのご案内(パンフレット)

～必ずお読みください～

■年金の請求を行うときは、次の事項にご留意ください。

❗ 「年金請求書」は、支給開始年齢に達してからご提出ください。

支給開始年齢に達する前に提出された請求書は受け付けることはできません。

❗ 戸籍や住民票など公的機関が発行する書類は、必ず支給開始年齢に達してから交付を受けてください。

- 支給開始年齢前に達する前の日付で交付を受けた書類は無効となります。
- 支給開始年齢に達した後に交付を受けた場合でも、6か月を過ぎた書類は無効となります。

○年金決定に要する期間

国家公務員共済組合連合会では、「年金請求書」を受付してからおおむね3か月以内に決定するよう努めております。ただし、書類に不備があった場合や年金の請求が集中する時期などは、さらに時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○公務員共済組合以外の年金加入期間のある方

国家公務員または地方公務員等共済組合以外の年金加入期間のある方は、今回ご提出いただく年金請求書をもって、年金加入期間に応じたそれぞれの実施機関が年金の決定および支給を行います。

※実施機関とは、国家公務員共済組合連合会、日本年金機構、地方公務員共済組合および日本私立学校振興・共済事業団のことをいいます。

○年金の時効について

年金を受ける権利が発生したときから5年を過ぎると、法律に基づき、5年を過ぎた分の年金については、時効により受けられなくなりますのでご注意ください。

○障害の状態にある方

厚生年金保険法に定める1級から3級の障害の状態にある方は、特例により年金額が増額となる場合がありますので、「年金請求書」をご提出される実施機関へお申出ください。

年金が支給されるまでの流れ

1. 「年金請求書」の確認と必要事項の記入

- 「年金請求書」の黄色太枠部分に必要事項をご記入ください。
- 配偶者または子がいる場合、「年金請求書」の9、11ページをご記入ください（「年金請求書」の8、10ページの注意事項をご確認ください）。

2. 添付書類の準備

- このパンフレットの9ページ以降をご覧のうえ、年金請求に必要な添付書類をご用意ください。
- 戸籍や住民票など公的機関が発行する書類は、必ず支給開始年齢に達してから交付を受けてください。
※支給開始年齢に達する前の日付で交付を受けた書類は無効となります。
- ※支給開始年齢に達した後に交付を受けた場合でも、6か月を過ぎた書類は無効となります。

3. 「年金請求書」の提出

当会受付後、約3か月

年金の決定 年金証書・年金決定通知書の発送

年金の支給

年金の最初の支給は、原則として定期支給期月の支給日となりますが、既に定期支給期月を経過しているときは、「年金証書・年金決定通知書」の発送から、約1週間後となります。

年金定期支給期月

年金は、2月、4月、6月、8月、10月および12月の年6回の各定期支給期月にそれぞれの前々月分および前月分の2か月分が支払われます。

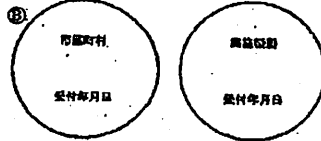
定期支給期月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
支払われる年金	前年の12月分 1月分	2月分 3月分	4月分 5月分	6月分 7月分	8月分 9月分	10月分 11月分

「年金請求書」の記入例

「年金請求書」1ページの記入例

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

年金を受ける方が記入する箇所は、 (黄色)の部分です。
年金請求書の提出の際には、切り離すことなく冊子のまま、提出してください。



返書コード
7 1 1

1. 住所、氏名、基礎年金番号、生年月日等をご記入ください。

①郵便番号	1 0 2 - 8 0 8 2
フリガナ	トウキョウト クダモナミ クダン ゴウ
②住所	東京都 千代田 九段南1-1-10 建物名 九段アパート101号
フリガナ	ネンキン タロウ 性別
③氏名	(姓) 年金 (名) 太郎 ④男 ⑤女
社会保険	基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。 請求者が自ら署名する場合は、押印は不要です。
①個人番号※ (または基礎年金番号)	0 0 0 0 * * * * * ②生年月日 昭和 30 年 10 月 15 日
電話番号1	03 - 7777 - 6888 電話番号2

2. 年金の受取口座をご記入ください。(年金の受取口

連続の写し(カナ氏名と口座番号が確認できる面)を添付してください。なお、添付ができない場合には、受取機関の窓口にて証明を受けてください。

③受取機関	フリガナ	ネンキン タロウ
1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く) 2. ゆうちょ銀行(保険局)	口座名義人氏名	年金 太郎
年金送金先	④金融機関コード ⑤支店コード (内訳) 千代田 九段下 ⑥口座番号(左詰めで記入) 0 0 * * △ △ □	⑦年金種別 (1)国民年金 (2)厚生年金
ゆうちょ銀行	⑧貯金通帳の口座番号 記号(左詰めで記入) 番号(右詰めで記入)	金融機関またはゆうちょ銀行の証明※
	⑨支払局コード 0 1 0	年金受取機関の証明印

ゆうちょ銀行の通帳記号には、抹消(ハイフン)に引き続く数字がある方のみご記入ください。

※通帳を添付する場合は、⑧の写しを添付してください。請求者の印ではありません。

「年金請求書」3ページの記入例

3. これまでの年金の加入状況についてご記入ください。

(1) 次の年金制度の被保険者または組合員となつたことがある場合は、枠内の該当する記号を○で囲んでください。

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ア 国民年金 | カ 私立学校教職員共済 |
| イ 厚生年金保険 | キ 廃止前の農林漁業団体職員共済組合 |
| ウ 船員保険(昭和61年4月以後を除く) | ク 恩給 |
| エ 国家公務員共済組合 | ケ 地方公務員の退職年金に関する条例 |
| オ 地方公務員等共済組合 | コ 旧市町村職員共済組合 |

(2) 年金制度の履歴(公的)※できるだけ

国民年金に加入していた期間は、事業名称等は記入せず、住所は国民年金加入当時の住所をご記入ください。

の履歴欄にご記入ください。

(1) 事業所名称(支店名等)、船舶所有者名等または共済組合名称等	(2) 事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入当時の住所	(3) 勤務期間または国民年金の加入期間	(4) 加入していた年金制度の種類	(5) 備考
△△省□□事務所	千代田区九段南○○	(自) 昭和52年4月1日 (至) 平成22年3月31日	国民 船保 ○ 厚生 共済	
○○株式会社	横浜市○○区△△-□□	(自) 平成22年4月1日 (至) 平成25年3月31日	国民 船保 ○ 厚生 共済	
		(自) (至)	国民 船保 厚生 共済	
		(自) (至)	国民 船保 厚生 共済	
		(自) (至)	国民 船保 厚生 共済	
		(自) (至)	国民 船保 厚生 共済	
		(自) (至)	国民 船保 厚生 共済	
		(自) (至)	国民 船保 厚生 共済	
		(自) (至)	国民 船保 厚生 共済	
		(自) (至)	国民 船保 厚生 共済	

事業所(会社)の名称、所在地が変わっている場合でも、勤務していた当時のものをご記入ください。

事業所(会社)の所在地または住所が詳しくわからないときでも市区町村名まではご記入ください。

「年金請求書」9ページの記入例

5. 配偶者・子についてご記入ください。

配偶者はいますか はい いいえ 「はい」または「いいえ」を○「はい」の場合は(1)をご記入
 (1) 配偶者についてご記入ください。同封のパンプレットの10ページの番号4をご覧ください。
 ① 配偶者の氏名、生年月日、基礎年金番号、性別についてご記入ください。

① 配偶者の氏名	(フリガナ)	ノンキン	ハナコ	④ 配偶者の生年月日	昭和	34年	6月	10日
	(氏)	年金	花子		平成			
③ 配偶者の 個人番号*(または 基礎年金番号)	× × × × △ △ △ △ △ △				配偶者の性別	1. 男 2. <input checked="" type="radio"/> 女		

② 配偶者の住所が年金を受ける方の住所と異なる場合は、配偶者の住所をご記入ください。

郵便番号	〒 111-0833						
配偶者の住所	(フリガナ)	東京都千代田区千代田					
		市区	町	丁目	番	号	

③ 配偶者は現在、左の8ページの表1のいずれかの制度の年金を受けていますか。該当するものを○で囲んでください。

1. 老齢・退職の年金を受けている	3. 請求中
2. 障害の年金を受けている	4. いずれも受けていない

下の(2)へお進みください

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類
	・老齢または退職 ・障害

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類	支給開始年月	④年金証書の年金コード または記号番号等
	・老齢または退職 ・障害	昭和 平成 年 月	
	・老齢または退職 ・障害	昭和 平成 年 月	
	・老齢または退職 ・障害	昭和 平成 年 月	

(2) 左の8ページに該当する子がいる場合には、氏名、生年月日および障害の状態についてご記入ください(3人目以降は余白にご記入ください)。同封のパンプレットの10ページの番号4をご覧ください。

子が障害の状態にある場合は、同封のパンプレットの11ページの番号6をご覧ください。

⑤子の氏名	(フリガナ)		⑥生年月日	平成	年	月	日	⑦診
	(氏)	(氏)	障害の状態	ある		ない		
⑤子の氏名	(フリガナ)		⑥生年月日	平成	年	月	日	⑦診
	(氏)	(氏)	障害の状態	ある		ない		

「年金請求書」11ページの記入例

6. 加給年金額に関する生計維持の申し立てについてご記入ください。

9ページで記入した配偶者または子は、年金を受ける方と生計を同じくしている

署名欄	年金 太郎
-----	-------

※年金を受ける方が自ら署名する場合は、押印は不要です。

請求者が自ら署名する場合は、押印は不要です。第三者が証明する場合は、証明者の押印が必要となります。

【生計維持とは】

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

①生計同一関係があること

例)・住民票上、同一世帯である。
・単身赴任、就学、病気療養等で、住所が住民票上は異なっているが、生活費を共にしている。

②配偶者(子)が収入要件を満たしていること

年収850万円(所得655.5万円)を得るにわたって有しないことが認められる。

同一世帯でない場合で、生計同一に関する第三者の証明※が必要な場合には、以下の欄に記入、押印のうえ、ご使用ください。

証明日	平成 年 月 日
証明者氏名	
証明者住所	
年金を受ける方との関係	(申請者: 親、配偶者、同居家族など)

※第三者には、民法上の三親等内の親族は含まれません。

同一世帯でない場合は、同封のパフレットの12ページをご覧ください。

ご本人(年金を受ける方)によって、生計維持されている配偶者または子がいる場合

(1)該当するものを○で囲んでください(3人目以降の子については、余白を使用してご記入ください)。

配偶者または子の年収は、850万円未満ですが		確認印
配偶者について	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ <input type="radio"/>	「はい」と答えた場合は、前年の配偶者(子)の収入または所得が確認できる書類が必要となります。
子(名:)について	はい <input type="radio"/> いいえ <input type="radio"/>	
子(名:)について	はい <input type="radio"/> いいえ <input type="radio"/>	
		()印

「はい」を○で囲んだ方は、同封のパフレットの11ページの番号5をご覧ください。

(2)(1)で配偶者または子の年収について「いいえ」と答えた方は、配偶者または子の年収がこの年金の受給権(年金を受け取る権利)が発生したときから、おおむね5年以内に850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがありますか。

該当するものを○で囲んでください。

はい <input type="radio"/> いいえ <input type="radio"/>
--

「はい」を○で囲んだ方は、同封のパフレットの11ページの番号5をご覧ください。

「年金請求書」15ページの記入例

公務員共済独自項目

※ 年金からの所得控除を希望される方は、下記

対象年 (提出年) 平成 30 年 分

請求書を提出する年を記入してください。なお、提出する年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出してください。その際は、提出する年分のすべてを申告書のコピーに記入いただき、提出してください。

(1)ご本人の氏名、生年月日、性別、住所、郵便番号、基礎年金番号、個人番号(マイナンバー)をご記入のうえ、必ず押印してください。

氏名 (フリガナ)	ネギシ タロウ	生年月日	昭和31年10月15日	性別	♀
氏名	年金 太郎	生年月日		性別	女
住所	東京都千代田区九段南1-1-10 九段アパート101号				
郵便番号	102 - 8082	個人番号(マイナンバー)			
基礎年金番号	0000 - XXXXXX	△	△	△	△

提出日、配偶者の有無、電話番号を記入してください。

提出日	平成 30 年 10 月 18 日 提出	配偶者の有無	<input checked="" type="radio"/> 無
電話番号	03 - 7777 - 8888		

(2)上記の対象年の扶養親族等の状況についてご記入ください

(ご本人に控除対象配偶者や扶養親族がいない)

この申告書を記入される方は、個人番号(マイナンバー)の記入が必要となります。

上、下記事項を記入する必要はあり

控除対象配偶者又は障害者に該当する同一生計配偶者	氏名 (フリガナ)	年金 花子	生年月日	24年 8月 10日	障害認定	あり	所得の区分	所得の金額
控除対象扶養親族(16歳以上)	氏名 (フリガナ)		生年月日		障害認定		所得の区分	所得の金額
扶養親族(16歳未満)	氏名 (フリガナ)		生年月日		障害認定		所得の区分	所得の金額

他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名 (フリガナ)	住所	生年月日	調動月日及び事由	控除を受ける他の所得者
					氏名 住所

備考	本人障害	普通障害	特別障害
	専業主婦	特別専業主婦	専業主夫

※「扶養親族(16歳未満)」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載欄を兼ねています。

(3)あなたが年金の支払いを受ける支払者(申告先)にを一つ入れてください。

年金の支払者(申告先)	<input checked="" type="checkbox"/>	国家公務員共済組合連合会	2010005002559	実施機関記入欄
	<input type="checkbox"/>	地方職員共済組合	2700150001147	
	<input type="checkbox"/>	地方職員共済組合団体共済部	8700150003178	
	<input type="checkbox"/>	公立学校共済組合	9700150000613	
	<input type="checkbox"/>	警察共済組合	2700150005742	
	<input type="checkbox"/>	東京都職員共済組合	4010005002573	
	<input type="checkbox"/>	全国市町村職員共済組合連合会		

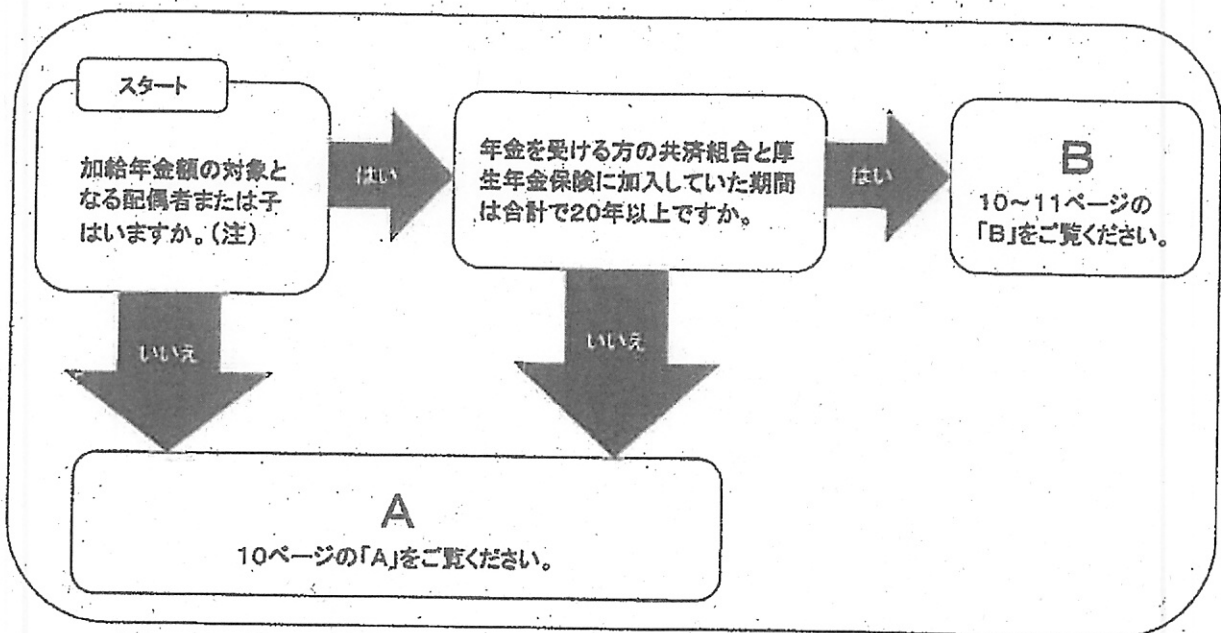
※提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくこととなります。

年金請求に必要な添付書類

「年金請求書」を提出する前に、添付書類をご確認ください。

審査の過程で、ご提出していただいた書類のほかにも書類の提出をお願いする場合があります。また、「年金請求書」をご提出いただいた実施機関とは別の実施機関から、「年金請求書」の記載内容等の照会を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。
実施機関とは、国家公務員共済組合連合会、日本年金機構、地方公務員共済組合連合会等および日本私立学校振興・共済事業団のことをいいます。

1. 戸籍、住民票、所得関係書類等



(注) 加給年金額の対象者については、「年金請求書」の10ページの説明をご参照ください。

戸籍や住民票など公的機関が発行する書類は、必ず支給開始年齢に達してから交付を受けてください。

- ※ 支給開始年齢に達する前の口付で交付を受けた書類は無効となります。
- ※ 支給開始年齢に達した後に交付を受けた場合でも、6か月を過ぎた書類は無効となります。

年金の受取口座について預金(貯金)通帳等の写し(金融機関名、支店(支所)名、口座名義人フリガナ、預金種別、口座番号等が記載されている面)を添付してください。なお、金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明を受けた場合は、通帳の写しを添付する必要はありません。※年金の受取口座は、本人名義の口座に限ります。

A 9ページでAに該当した方はこちらをご覧ください。

番号	「年金請求書」の該当ページ	該当する方	添付する書類	備考欄	チェック欄
1	—	すべての方	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎年金番号を確認できる書類 ・年金手帳 ・基礎年金番号通知書 ・厚生年金保険被保険者証 いずれかの書類(写し)	請求書に個人番号(マイナンバー)を記入した場合は、このパンフレットの14ページを参照のうえ、添付書類をそろえてください。	
2	—		<ul style="list-style-type: none"> ○「年金を受ける方」の生年月日を明らかにできる書類 ・戸籍の抄本(戸籍の一部事項証明書) ・戸籍の原本(戸籍の全部事項証明書) ・住民票 ・住民票の記載事項証明書 いずれかの書類		

B 9ページでBに該当した方はこちらをご覧ください。

番号	「年金請求書」の該当ページ	該当する方	添付する書類	備考欄	チェック欄
3	—	すべての方	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎年金番号を確認できる書類 ・年金手帳 ・基礎年金番号通知書 ・厚生年金保険被保険者証 いずれかの書類(写し)	請求書に個人番号(マイナンバー)を記入した場合は、このパンフレットの14ページを参照のうえ、添付書類をそろえてください。	
4	9ページ 5.(1) (2)	配偶者がいる方	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者とご本人の身分関係を明らかにできる書類 ・ご本人の戸籍の抄本(戸籍の一部事項証明書) ・ご本人の戸籍の原本(戸籍の全部事項証明書) いずれかの書類	同一世帯でない場合は、このパンフレットの12ページの「同一世帯でない場合の生計同一に関する書類」も併せてご用意ください。	
		子がいる方	<ul style="list-style-type: none"> ○世帯の状況を確認できる書類 ・世帯全員の住民票 *ご本人の戸籍の抄本(戸籍の一部事項証明書)を添付する方は、住民票に筆頭者欄の記載があるもの 		
			<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者の基礎年金番号を明らかにできる書類 ・配偶者の年金手帳 ・配偶者の基礎年金番号通知書 ・配偶者の厚生年金保険被保険者証 いずれかの書類(写し)		
			<ul style="list-style-type: none"> ○子とご本人の身分関係を明らかにできる書類 ・子とご本人それぞれの戸籍の抄本(戸籍の一部事項証明書) ・ご本人の戸籍の原本(戸籍の全部事項証明書) いずれかの書類		
			<ul style="list-style-type: none"> ○世帯の状況を確認できる書類 ・世帯全員の住民票 		

次ページ番号5. 6へ続きます。

B

前ページ番号3・4からの続きです。

番号	「年金請求書」の請求ページ	該当する方	添付する書類	備考欄	ページ数
5	11ページ 6. (1) (2)	(1)で「はい」と答えた方 (2)で「はい」と答えた方	<p>○請求する年の前年の配偶者(子)の収入または所得が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得証明書 ・課税(非課税)証明書 } いずれかの書類 <p>なお、収入または所得の金額が源泉徴収票で確認できる場合は、源泉徴収票を添付書類とすることが可能ですが、その場合には、ほかに収入または所得がない旨の請求者本人の申立書(任意の様式で)の添付が आवश्यकとなります。</p> <p>○配偶者(子)の収入が、ご本人の年金の受給権(年金を受ける権利)が発生したときから、おおむね5年以内に850万円未満となることを証明できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①通勤年数を明らかにできる勤務先の就業規則等(写し) ②・所得証明書 ・課税(非課税)証明書 } いずれかの書類 ・源泉徴収票 など 	<p>・収入または所得がない場合であってもそのことを確認できる書類(非課税証明書等)が必要です。</p> <p>・左に掲げた書類は、このパンフレットの12ページの「収入に関する認定書類」のうちいずれかの書類に代えることができます。なお、義務教育終了前の子については、添付は不要です。</p> <p>・複数の収入または所得がある場合(例えば、給与と不動産収入等)は、すべての収入が確認できる書類(所得証明書等)を添付してください。</p>	
6	9ページ 5. (2)	障害の状態にある子がいる方	<p>○障害の状態を明らかにできる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①医師または歯科医師の診断書 ②レントゲンフィルム 障害の状態にある子の傷病が次の傷病に該当する場合 ・呼吸器系結核 ・肺化のう症 ・けい肺(これに類似するじん肺症を含む) ③その他鑑定または審査に際し必要と認められるもの 	<p>・診断書は所定の用紙になります。</p> <p>・子が特別児童扶養手当の支給対象者であり、特別児童扶養手当の直近の診断書(写し)を提出できる場合は、左の①を省略できることがあります。</p>	

請求者が、加給年金対象者と同一世帯でない場合は、12ページをご確認ください。

加給年金額とは

厚生年金保険の被保険者期間(1号から4号まで全ての被保険者期間の合計)が240月以上である老齢厚生年金の受給権を有する方(受給権者)によって生計を維持されている配偶者または子がいるときは、原則として85歳から加給年金額が加算されます。

加給年金額の対象となるかどうか(生計維持関係にあるかどうか)の判断は次の2つのいずれの要件も満たしている時に生計維持関係があると認められます。

- ①生計を共にしていること(同居していること)
- ②恒常的な収入が850万円(または、所得額が655万6千円)未満であること

加給年金額の加算対象となる配偶者または子とは

配偶者については、65歳未満の方。
子については、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあるが、または20歳未満で障害の程度が1級または2級に該当し、かつ、婚姻していない方となります。

同一世帯でない場合の生計同一に関する書類(このパンフレットの10ページの番号4)

認定対象者の状況区分	提出する書類
住民票上世帯を別にしているが、住所が住民票上同一であるとき。	別世帯となっていることについての理由書
住所が住民票上異なっているが、現に日常生活を共にし、かつ生活上の家計を一つにしているとき。	以下の①～③のすべての書類を添付してください。 ①同居についての申立書 ②別世帯となっていることについての理由書 ③生計を同じくしている事情をご存じの民生委員や町内会長等第三者の証明書またはそれに代わる書類(※)
単身赴任、就学または病気療養等のやむを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、その事情が消滅したときは、日常生活を共にし、生活上の家計を一つにするとき。 例)①生活費、療養費等の経済的な援助が行われている場合 ②定期的に音信、訪問が行われている場合	以下の①～③のすべての書類を添付してください。 ①別居していることについての理由書 ②生活費等の経済的な援助および定期的な音信・訪問が行われている申立書 ③生計を同じくしている事情をご存じの民生委員や町内会長等第三者の証明書またはそれに代わる書類(※)

(※)第三者の証明書に代わる書類について
(次のいずれかの書類をご用意ください。)

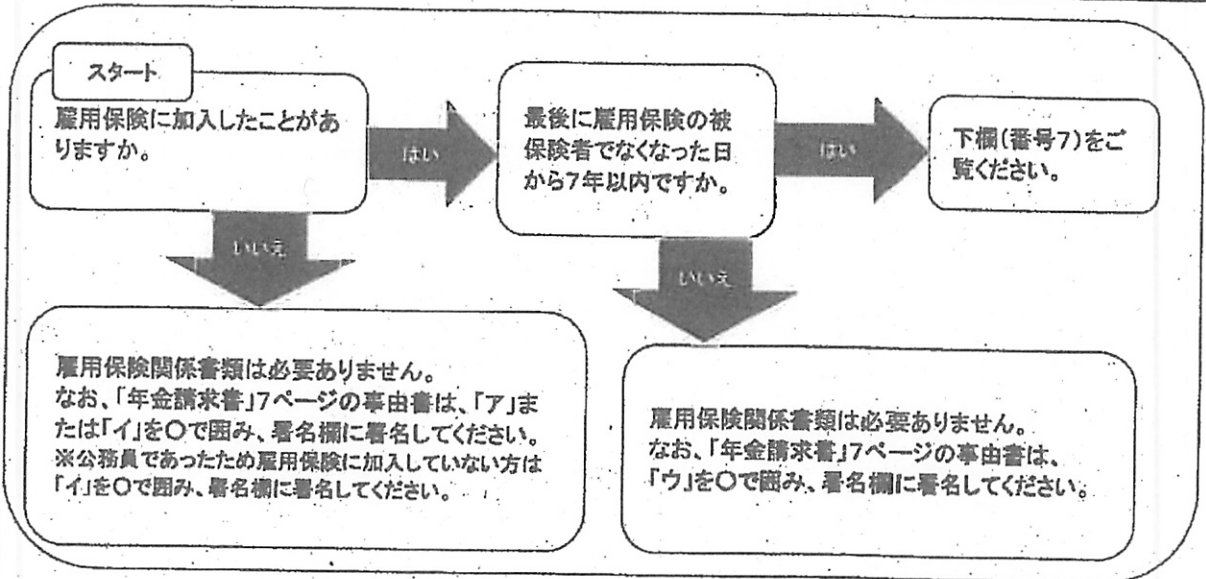
事項	提出する書類 ※下記の書類は写しを添付してください。
健康保険等の被扶養者になっている場合 (国民健康保険は該当しません)	被扶養者であることを明らかにすることのできる健康保険被保険者証または組合員証等
給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合	給与明細または賃金台帳等
税法上の扶養親族になっている場合	源泉徴収票または課税(非課税)証明書等
定期的に送金がある場合	定期的に送金されていたことわかる現金書留の封筒または預貯金通帳等

収入に関する認定書類(このパンフレットの11ページの番号5)

(請求する年の前年の収入または所得が確認できる書類は、次のいずれかで代用できます。)

認定対象者	認定対象者の状況	提示(提出)する書類 ※下記の書類は写しを添付してください。
配偶者	健康保険等の被扶養者 (国民健康保険は該当しません)	健康保険または共済組合等の被扶養者であることを明らかにすることのできる健康保険被保険者証または組合員証等
	国民年金第3号被保険者	第3号被保険者認定通知書(第3号被保険者資格該当通知書)または年金手帳(第3号被保険者である旨の記載があるものに限る)
	国民年金保険料免除者	国民年金保険料免除該当通知書または国民年金保険料免除申請承認通知書
	生活保護受給者	保護開始決定通知書
子	健康保険等の被扶養者 (国民健康保険は該当しません)	健康保険または共済組合等の被扶養者であることを明らかにすることのできる健康保険被保険者証または組合員証等
	高等学校等在学中の者	在学証明書または学生証
	義務教育終了前の者	書類は不要

2. 雇用保険関係書類

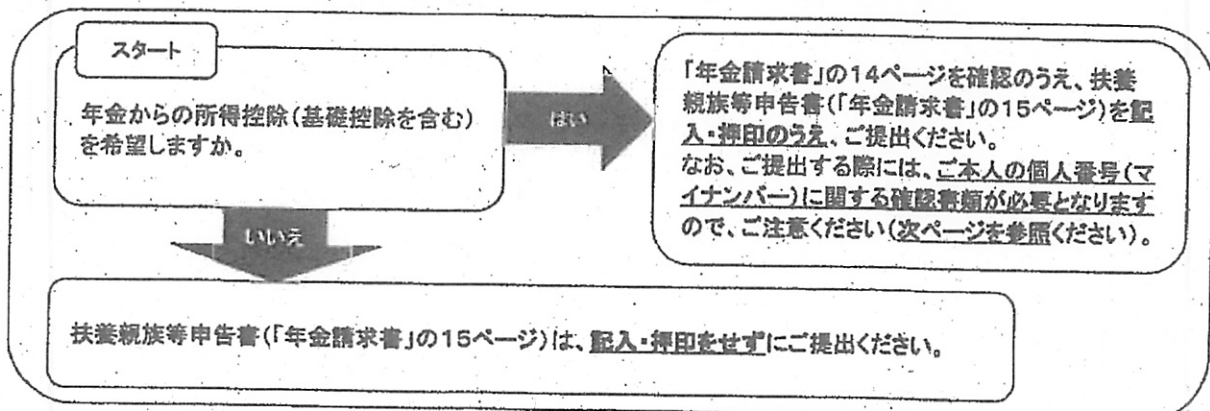


番号	【年金請求書】の該当ページ	該当する方	添付する書類	備考欄	チェック欄
7	7ページ 4. (2) ①	雇用保険被保険者番号を記入した方	<p>【すべての方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険被保険者証(写し) <p>以下の条件に該当する方は、別途添付書類が必要となります。</p> <p>【雇用保険法に基づく求職の申し込みをしている方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届 ・雇用保険受給資格者証(写し) <p>【高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を受給中の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届 ・高年齢雇用継続給付支給決定通知書(写し) 	「雇用保険被保険者証」を紛失した方は、ハローワークで再発行のうえ、ご記入ください。	

複数の雇用保険被保険者番号をお持ちの方は、最新の雇用保険被保険者番号を確認できるものを添付してください。雇用保険被保険者証に関するご不明な点は、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。

3. 扶養親族等申告書(「年金請求書」の15ページ)

老齢年金は、所得税法の規定により、その支払いを受ける際に源泉徴収が行われます。



「個人番号(マイナンバー)」を記入する際の注意事項

○1・15ページに請求者本人のマイナンバーを記入された場合は、提出する方が番号の正しい持ち主であることの確認(身元(実存)確認)およびマイナンバーが正しい番号であることの確認(番号確認)が必要のため、以下の(1)および(2)に掲げる書類(郵送による場合は書類の写し)をご提出ください。
なお、配偶者および扶養親族の番号確認・身元(実存)確認書類の提出は必要ありません。

(1)身元(実存)確認

身元(実存)確認のため、次の①または②に掲げる書類についてはいずれか1点、③に掲げる書類(①または②の書類をご用意できないとき)については2点以上ご提出ください。

- ①マイナンバーカード(個人番号カード)の裏面
- ②運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、税理士証票、顔写真付き身分証明書(社員証、資格証明書等)、戦傷病者手帳
- ③公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、顔写真なしの身分証明書(社員証、資格証明書等)、国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書、納税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し(謄本もしくは抄本も可)、住民票の写し、住民票記載事項証明書、納税通知書、源泉徴収票

(2)番号確認

マイナンバーが正しい番号であることの確認(番号確認)のため、次に掲げる書類が必要となります。

次の①～③のいずれか1点

- ①マイナンバーカード(個人番号カード)の裏面
- ②通知カード
- ③住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(ともにマイナンバーが記載されたもの)

○マイナンバーをご記入いただいていない場合であっても、ご提出いただいた住民票情報等を基に、マイナンバー法に基づき、マイナンバーを登録させていただきます。

過去に退職一時金を受けた方は、別途、「退職一時金受給額の返還に係る項目(返還申出書)」の提出をお願いすることになります。あらかじめご了承ください。

あなたが組合員として勤務されたことがあり、退職時に退職一時金を支払われたことがある場合、老齢厚生(退職共済)年金の受給権(年金を受ける権利)を有することになったときは、この退職一時金の額に利子に相当する額を加えた金額を返還していただくことになります。

○退職一時金の返還制度の概要

退職一時金は、昭和54年12月までに組合員期間が20年未満で退職された方に支払われていた給付です。昭和61年4月に行われた共済年金制度の改正により、過去に退職一時金の支給を受けた方の組合員期間についても、退職一時金を受けていなかった方と全く同じ計算方式による共済年金が支払われることになったため、同一の組合員期間について年金と退職一時金の二重の給付が行われるのを防止するための措置として、退職一時金の返還制度が実施されることになりました。

ただし、退職一時金の全額を支給を受けている場合(将来の年金を受けるための財源を残していない場合)に限っては、その退職一時金の基礎となった加入していた期間と、それ以外の公務員期間に係る厚生年金保険の被保険者期間(第2号及び第3号厚生年金被保険者期間)とを合計しても20年未満の場合には、退職一時金の基礎となった期間は年金額の計算の算定基礎にはなりませんので、その期間に基づいて受給した退職一時金については返還する必要はありません。

年金の支給停止や特例等について

○ 老齢厚生年金を受けている方が厚生年金保険の被保険者等(注)となっているときは、「年金の月額」と「賞金の月額」の合計額に応じて、年金の一部または全部の支給が停止される場合があります。

(注) 厚生年金保険の被保険者等とは、次の方をいいます。

- ・ 厚生年金保険の被保険者および70歳以上で厚生年金保険の適用事業所に勤務している方
- ・ 国会議員および地方議会の議員

○ 老齢厚生年金を受けている方が雇用保険の基本手当(給付金は失業保険金)、高年齢雇用継続給付を受けているときは、年金の一部または全部の支給が停止されます。

○ 次のいずれかに該当し、かつ退職して厚生年金保険の被保険者でない方は、特別により年金額が増額となる場合があります。ただし、老齢基礎年金の繰上げを請求した方は、①および②の特例は適用されません。

① 厚生年金保険法に定める1級から3級の障害の状態にある方
「年金請求書」をご提出される実施機関へお申出ください。

② 厚生年金保険の加入期間が44年以上(公務員共済の加入期間のみで44年以上)ある方
この特例については、別途手続きの必要はありません。

○ 65歳から支給される老齢基礎年金は、請求により繰り上げて受けることができます。

- ・ 繰上げ支給の老齢基礎年金は請求を行った月の翌月分から日本年金機構が支給します。
- ・ 繰上げ支給の請求を行った場合には、1月あたり0.5%の額が減額されます。
- ・ 老齢基礎年金の繰上げ請求に関する詳しいことについては、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

国家公務員共済組合連合会ホームページで年金に関する届出、手続き案内などをご覧ください。

<http://www.kkr.or.jp/nenkin/>

Kkr 年金 検索

<お問い合わせ先>

国家公務員共済組合連合会年金部

〒102-8092 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

KKR年金相談ダイヤル 0570-080-556<ナビダイヤル>

0570におかけにならない場合(050で始まるお電話からの発信など)※

03-3265-8155<一般電話>

受付時間 月～金曜日 9:00～17:30分

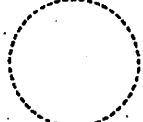
○土日祝日、年末年始はご利用できません

○おかけ間違いのないようお願いいたします

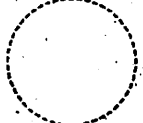
退職届

共済組合	支部 所属所	横印
共済組合事務担当者名		

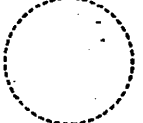
組合本部受付印



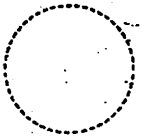
組合支部受付印



組合所属所受付印



連合会受付印



組 合 名	裁判所 共済組合										コード 1 2 3 C 1 3	支 部 名 所 属 所 名	東京										支部 所属所	コード 4 5 6 1 1 0															
長期組合員番号	7	8	9	10	11	12	13	14	15	組 合 員 氏 名 (上欄フリガナ)										16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
生 年 月 日	元	年	月	日	性 別	43 男 女 1 2		資 格 取 得 年 月 日	元	年	月	日	資 格 喪 失 年 月 日		元	年	月	日	区 分																				
	36	37	38	39		40	41	42		44	45	46	47	48	49	50		51	52	53	54	55	56	57	58														
既 決 定 番 号											基礎年金番号 (個人番号)																												

【住所変更ありの場合】

共通 ハンド ド	記号	コード番号		長期組合員番号												郵便番号 (7桁)	19 20 21					22 23 24 25																										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	カナ (B01)	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
	G															漢字 (C01)	都 道 府 県																															
																カナ (B02)	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
															漢字 (C02)																																	
															カナ (B03)	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	
															漢字 (C03)																																	

国家公務員共済組合法施行規則第87条の2の規定により届け出ます。

国家公務員共済組合連合会理事長 殿

令和 年 月 日

〒

組合員であった方
又は 届出者

住 所

氏 名

(注) 裏面の「記入上の注釈」をご参照ください。

(連絡先電話番号)

㊞

「記入上の注意」

1. この退職届は、長期組合員の資格を喪失した時にご提出いただくものです。そのため、お勤め先(各省庁など)が変わっても引き続いて長期組合員である場合には、ご提出いただく必要はありません。
また、退職時に老齢厚生年金の受給権がある場合は、この退職届を提出していただくのではなく、老齢厚生年金の請求を行ってください。
2. 「組合員氏名」欄のフリガナは、上欄にカナ文字で左端から記入し、姓と名の間は1マスあけ、濁点(・)、半濁点(゜)も1マスを用いてください。(退職時の氏名を記入してください。)
3. 「生年月日」欄、「資格取得年月日」欄及び「資格喪失年月日」欄の「元」欄は、昭和の場合は「3」を、平成の場合は「4」を、令和の場合は「5」を記入してください。
4. 「資格取得年月日」欄は、今回の退職に引続いた期間の始期を記入してください。
5. 「資格喪失年月日」欄は、退職年月日の翌日を記入してください。
6. 「既決定番号」欄は、過去に退職した期間ごとに、それぞれ記入してください。
7. 退職後の住所変更がある場合には、G記号欄に必要事項(組合・支部等コード、漢字住所、カナ住所)を記入してください。
8. 住所の変更がない場合には、提出時住所を「組合員であった方又は届出者」の住所欄に記入してください。
9. 退職届に記入した氏名又は住所に異動があった場合には、国家公務員共済組合連合会に届出が必要です。届出用紙はKKR年金相談ダイヤルにお電話いただくか、連合会のホームページで取得することができます。

年金相談ダイヤル ☎ 0570-080-556(ナビダイヤル)

0570におかけになれない場合は03-3265-8155(一般電話)

連合会ホームページ https://www.kkr.or.jp/nenkin/kumiaiin_taishoku/pdf/179_juhen.pdf

注:転居等の場合は、郵便物の受取ができるよう郵便局への転送手続きを必ずお願いいたします。

年金の繰り上げ、繰り下げによる受給額の比較例

前提条件として、老齢厚生年金額 1,600,000 円、老齢基礎年金は満額とし、年金額の改定はないものとした

老齢基礎年金

年齢	5年繰下の場合		通常の受給の場合		5年繰上の場合	
	受給額	累計額	受給額	累計額	受給額	累計額
60					545,500	545,500
61					545,500	1,091,000
62					545,500	1,636,500
63					545,500	2,182,000
64					545,500	2,727,500
65			779,300	779,300	545,500	3,273,000
66			779,300	1,558,600	545,500	3,818,500
67			779,300	2,337,900	545,500	4,364,000
68			779,300	3,117,200	545,500	4,909,500
69			779,300	3,896,500	545,500	5,455,000
70	1,106,600	1,106,600	779,300	4,675,800	545,500	6,000,500
71	1,106,600	2,213,200	779,300	5,455,100	545,500	6,546,000
72	1,106,600	3,319,800	779,300	6,234,400	545,500	7,091,500
73	1,106,600	4,426,400	779,300	7,013,700	545,500	7,637,000
74	1,106,600	5,533,000	779,300	7,793,000	545,500	8,182,500
75	1,106,600	6,639,600	779,300	8,572,300	545,500	8,728,000
76	1,106,600	7,746,200	779,300	9,351,600	545,500	9,273,500
77	1,106,600	8,852,800	779,300	10,130,900	545,500	9,819,000
78	1,106,600	9,959,400	779,300	10,910,200	545,500	10,364,500
79	1,106,600	11,066,000	779,300	11,689,500	545,500	10,910,000
80	1,106,600	12,172,600	779,300	12,468,800	545,500	11,455,500
81	1,106,600	13,279,200	779,300	13,248,100	545,500	12,001,000
82	1,106,600	14,385,800	779,300	14,027,400	545,500	12,546,500
83	1,106,600	15,492,400	779,300	14,806,700	545,500	13,092,000
84	1,106,600	16,599,000	779,300	15,586,000	545,500	13,637,500
85	1,106,600	17,705,600	779,300	16,365,300	545,500	14,183,000

老齢厚生年金

年齢	5年繰下の場合		通常の受給の場合		3年繰上の場合	
	受給額	累計額	受給額	累計額	受給額	累計額
60					1,312,000	1,312,000
61					1,312,000	2,624,000
62					1,312,000	3,936,000
63	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,312,000	5,248,000
64	1,600,000	3,200,000	1,600,000	3,200,000	1,312,000	6,560,000
65		3,200,000	1,600,000	4,800,000	1,312,000	7,872,000
66		3,200,000	1,600,000	6,400,000	1,312,000	9,184,000
67		3,200,000	1,600,000	8,000,000	1,312,000	10,496,000
68		3,200,000	1,600,000	9,600,000	1,312,000	11,808,000
69		3,200,000	1,600,000	11,200,000	1,312,000	13,120,000
70	2,272,000	5,472,000	1,600,000	12,800,000	1,312,000	14,432,000
71	2,272,000	7,744,000	1,600,000	14,400,000	1,312,000	15,744,000
72	2,272,000	10,016,000	1,600,000	16,000,000	1,312,000	17,056,000
73	2,272,000	12,288,000	1,600,000	17,600,000	1,312,000	18,368,000
74	2,272,000	14,560,000	1,600,000	19,200,000	1,312,000	19,680,000
75	2,272,000	16,832,000	1,600,000	20,800,000	1,312,000	20,992,000
76	2,272,000	19,104,000	1,600,000	22,400,000	1,312,000	22,304,000
77	2,272,000	21,376,000	1,600,000	24,000,000	1,312,000	23,616,000
78	2,272,000	23,648,000	1,600,000	25,600,000	1,312,000	24,928,000
79	2,272,000	25,920,000	1,600,000	27,200,000	1,312,000	26,240,000
80	2,272,000	28,192,000	1,600,000	28,800,000	1,312,000	27,552,000
81	2,272,000	30,464,000	1,600,000	30,400,000	1,312,000	28,864,000
82	2,272,000	32,736,000	1,600,000	32,000,000	1,312,000	30,176,000
83	2,272,000	35,008,000	1,600,000	33,600,000	1,312,000	31,488,000
84	2,272,000	37,280,000	1,600,000	35,200,000	1,312,000	32,800,000
85	2,272,000	39,552,000	1,600,000	36,800,000	1,312,000	34,112,000

合計

年齢	5年繰下の場合		通常の受給の場合		繰上の場合	
	受給額	累計額	受給額	累計額	受給額	累計額
60	0	0	0	0	1,857,500	1,857,500
61	0	0	0	0	1,857,500	3,715,000
62	0	0	0	0	1,857,500	5,572,500
63	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,857,500	7,430,000
64	1,600,000	3,200,000	1,600,000	3,200,000	1,857,500	9,287,500
65		3,200,000	2,379,300	5,579,300	1,857,500	11,145,000
66		3,200,000	2,379,300	7,958,600	1,857,500	13,002,500
67		3,200,000	2,379,300	10,337,900	1,857,500	14,860,000
68		3,200,000	2,379,300	12,717,200	1,857,500	16,717,500
69		3,200,000	2,379,300	15,096,500	1,857,500	18,575,000
70	3,378,600	6,578,600	2,379,300	17,475,800	1,857,500	20,432,500
71	3,378,600	9,957,200	2,379,300	19,855,100	1,857,500	22,290,000
72	3,378,600	13,335,800	2,379,300	22,234,400	1,857,500	24,147,500
73	3,378,600	16,714,400	2,379,300	24,613,700	1,857,500	26,005,000
74	3,378,600	20,093,000	2,379,300	26,993,000	1,857,500	27,862,500
75	3,378,600	23,471,600	2,379,300	29,372,300	1,857,500	29,720,000
76	3,378,600	26,850,200	2,379,300	31,751,600	1,857,500	31,577,500
77	3,378,600	30,228,800	2,379,300	34,130,900	1,857,500	33,435,000
78	3,378,600	33,607,400	2,379,300	36,510,200	1,857,500	35,292,500
79	3,378,600	36,986,000	2,379,300	38,889,500	1,857,500	37,150,000
80	3,378,600	40,364,600	2,379,300	41,268,800	1,857,500	39,007,500
81	3,378,600	43,743,200	2,379,300	43,648,100	1,857,500	40,865,000
82	3,378,600	47,121,800	2,379,300	46,027,400	1,857,500	42,722,500
83	3,378,600	50,500,400	2,379,300	48,406,700	1,857,500	44,580,000
84	3,378,600	53,879,000	2,379,300	50,786,000	1,857,500	46,437,500
85	3,378,600	57,257,600	2,379,300	53,165,300	1,857,500	48,295,000

※ 繰下は、繰り下げ期間1月につき0.7%の増額 最大で+4.2%

繰上は、繰り上げ期間1月につき0.5%の減額 最大で-3.0%

基礎年金額は平成29年4月現在の額

斜体文字は特別支給の老齢厚生年金

着色部分は累計額が有利な部分